

輝く笑顔
住み続けたいまち
しながわ



品川区総合実施計画

品川区総合戦略

第1次計画期間

2022 - 2024

令和4年度 ▶ 令和6年度



品川区民憲章

制定 1982（昭和 57）年 10 月 1 日

品川区は、東に東京湾を擁し、西にはるか富士を望み、国際都市東京の表玄関に位して、江戸の昔から交易の拠点となり、我が国文化と産業の発祥地として、あまねく都民の心のふるさとであります。

わたくしたちは、この輝かしい歴史と伝統を誇りとし、文化の香り豊かな近代都市への発展を目指して、ここに区民憲章を制定いたします。

- 一、わたくしたちは、自由と平等を基本理念として、住民自治を確立し、進んで区政に参加します。
 - 一、わたくしたちは、心の触れ合いを大切にして、互いに人権を尊重し、人間性豊かな環境をつくります。
 - 一、わたくしたちは、古きよき歴史と伝統を守り、さらに生活文化を発展させ、これを後世に伝えます。
 - 一、わたくしたちは、自然を大切にして、生活との調和をはかり、健康で豊かな区民生活を目指します。
 - 一、わたくしたちは、自立と連帯の精神に支えられた、思いやりと生きがいのある地域社会をつくります。
-



品川区総合実施計画の策定にあたって

本区は、2020（令和2）年4月、品川区のさらなる発展・飛躍に向けた歩みを確かなものとするため、新しい「品川区長期基本計画」をスタートさせました。同計画は、政策分野を区民に身近な「地域」「人」「安全」の3つにまとめて分かりやすく示すとともに、変化の激しい時代に将来をしっかりと見据えるため、①超長寿社会に対応する視点、②多文化・多様な生き方を尊重する視点、③強靱で魅力あるまちを未来につなぐ視点、④先端技術を活用して課題解決と発展を図る視点から成る「未来につなぐ4つの視点」を掲げて策定しました。

このたび、長期基本計画を着実に推進するため、2022（令和4）年度から2024（令和6）年度までの3か年を計画期間とする「品川区総合実施計画」を策定しました。

新たな総合実施計画では、長期基本計画に掲げる4つの視点と3つの政策分野の基本的な考え方にに基づき、同計画の実現に向けて重点的に実施する事業を実施計画事業と位置づけ、年次計画を示しています。

計画の推進にあたっては、今なお新型コロナウイルス感染症が区民生活に大きな影響を及ぼしていることから、感染拡大の防止、地域経済の回復を進めつつ、事業を実施してまいります。

また、実施計画事業を中心として、区が持続的に発展していくための取り組みをまとめた「品川区総合戦略」を併せて改定しました。

区を取り巻く社会経済状況は、人口構造の変化、ICT（情報通信技術）などの技術革新の進展、頻発化・激甚化する自然災害、新型コロナウイルス感染症の動向等、さまざまな要因による大きな変化が予測されます。

今後も、こうした変化を的確に捉えるとともに、実施計画事業を軸に効果的・効率的な区政運営に努め、区民が真に必要とする施策を迅速に推進することで、訪れたい、住みたい、住み続けたいと思っただけの魅力的で持続可能な品川区を築いてまいります。

区民の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

令和4年4月

品川区長 濱野 健

目 次

品川区総合実施計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・品川区長 濱野 健

第1章	計画の基本的な考え方	1
1	策定の目的	2
2	計画の期間	2
3	計画の位置づけと役割	2
4	計画の進行管理	3
5	品川区総合戦略について	3
6	人口動向・推計	4
7	財政収支の見通し・計画事業費	8
8	新型コロナウイルス感染症への対応	10
9	SDGsとの関係	10

第2章	実施計画事業	13
1	「地域」「人」「安全」の3つの政策分野	25
	(1) 地域 にぎわい 活力	
	政策の柱1 誰もがつながる魅力ある地域社会の実現	26
	政策の柱2 学びとスポーツの楽しさが広がる環境づくり	30
	政策の柱3 伝統・文化を継承し親しむ環境づくり	36
	政策の柱4 地域の活力を高める産業の振興	40
	政策の柱5 まちの魅力を活かした都市型観光の推進	46
	政策の柱6 魅力的で良好な都市景観の形成	50
	政策の柱7 水と親しむみどり豊かなまちづくり	52
	(2) 人 すこやか 共生	
	政策の柱8 地域における共生社会の実現	56
	政策の柱9 生涯を通じた健康づくりの推進	64
	政策の柱10 子どもの笑顔があふれるまちの実現	76
	政策の柱11 未来を切り拓く学校教育の推進	86
	政策の柱12 青少年の成長と自立の支援	98
	政策の柱13 高齢者が安心して暮らせる環境づくり	100
	政策の柱14 障害のある人がいきいきと暮らせる環境づくり	108
	政策の柱15 平和で人権が尊重され多様性を認め合う社会の実現	114



(3) 安全 あんしん 持続	
政策の柱16 区民を災害から守る対策の推進	120
政策の柱17 地球環境にやさしいまちづくり	136
政策の柱18 安全と安心を体感できる地域社会の実現	142
政策の柱19 区民と進める交通安全のまちの実現	146
政策の柱20 地域特性を活かした計画的なまちづくり	150
政策の柱21 快適な交通環境の整備	162
2 変化に対応する区政運営	169
品川区総合戦略	177
用語解説	183



東品川海上公園
 ※しながわ公園フォトコンテスト 2021
 公園フォト大賞受賞作品



第 **1** 章

計画の基本的な考え方

本文中において、特に解説が必要な語句等は、末尾に「*」を付していますので、用語解説ページを参照してください。



1 策定の目的

品川区は、2008（平成20）年4月に策定した「品川区基本構想」に掲げる区の将来像「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」を実現するため、2009（平成21）年4月に「品川区長期基本計画」を策定、2014（平成26）年に改訂し、さまざまな施策を推進してきました。

その後、2020（令和2）年4月に、区におけるこの間の人口構造の変化、高齢化や情報通信技術の進展、人々の価値観の多様化など、区内外の社会経済状況の大きな変化を捉えるとともに、今後の将来動向についても十分に考慮したうえで、新たな長期基本計画を策定しました。

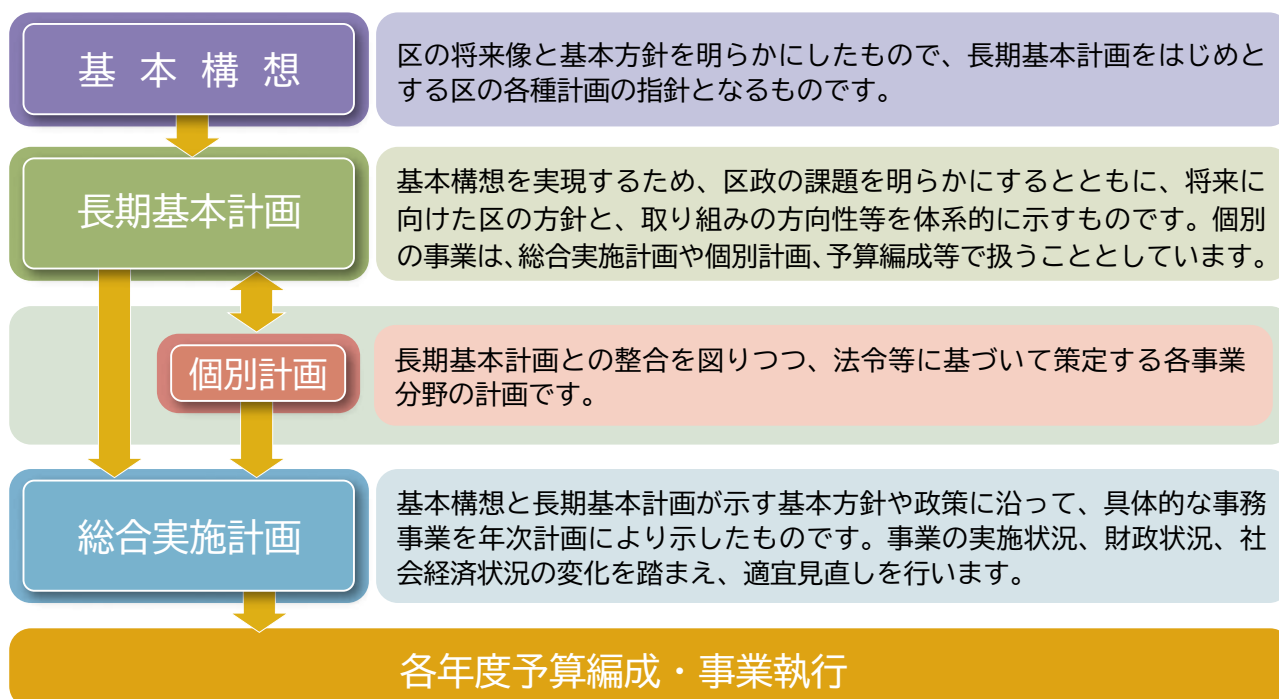
今回策定した「品川区総合実施計画」は、新たな長期基本計画を推進するために重点的に実施する事業や、その事業の実施時期等を明らかにする3か年の行政計画です。

品川区は、この総合実施計画を長期基本計画の実現に向けた具体的指針として、効率的かつ着実な事業推進を図っていきます。

2 計画の期間

品川区総合実施計画（第1次）の期間は、2022（令和4）年度から2024（令和6）年度までの3か年です。

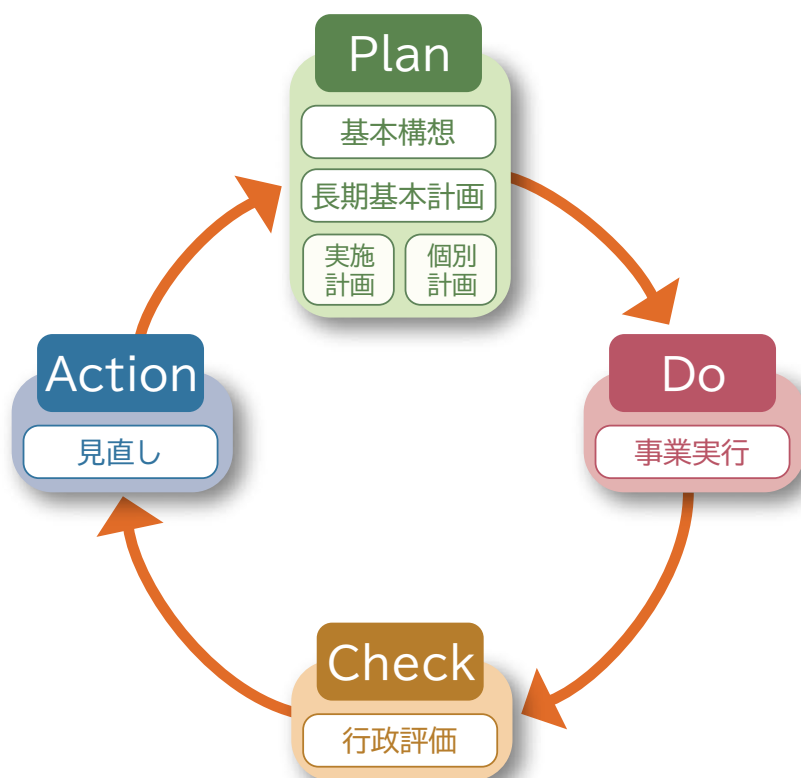
3 計画の位置づけと役割



4 計画の進行管理

総合実施計画の進行管理にあたっては、行政評価などにより、各計画事業に定める指標の達成状況や課題の把握を行いながら着実に計画を推進してまいります。

進行管理のイメージ



5 品川区総合戦略について

品川区は、2016（平成28）年3月「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、区が持続的に発展していくための戦略目標と取り組みを示した「品川区総合戦略」を策定しました。

総合戦略がめざす「地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会の創生」は、品川区長期基本計画および品川区総合実施計画の推進により実現されるものです。

そこで、今回総合実施計画の策定に合わせ、実施計画事業のうち総合戦略の目的や課題との関連が強い取り組みを、総合戦略の具体的な施策と位置づけ、総合戦略を改定しました。

6 人口動向・推計

人口動向

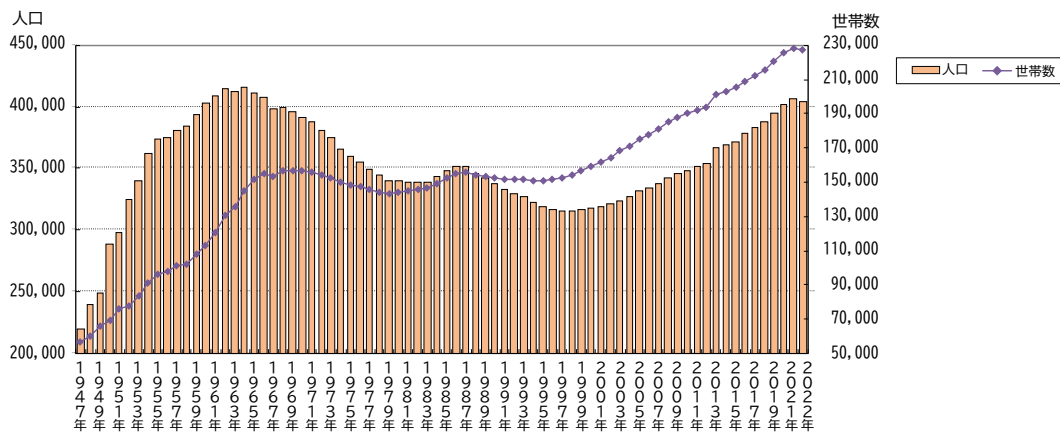
我が国では、2005（平成17）年に戦後始めて総人口が減少し、本格的な人口減少社会を迎えるとともに、少子高齢化や1人世帯の増加傾向が一段と進んでいます。

区の人口は、高度経済成長が始まる前後にあたる昭和20年代後半から昭和30年代前半に急増し、東京オリンピックの年である1964（昭和39）年に415,728人でピークに達しました。その後人口は減少に転じましたが、1998（平成10）年以降は再び増加傾向となり、2010（平成22）年に人口35万人、2019（令和元）年に40万人を突破しました。

2020（令和2）年9月以降は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により減少傾向にあり、2022（令和4）年1月1日現在で403,699人となっています。

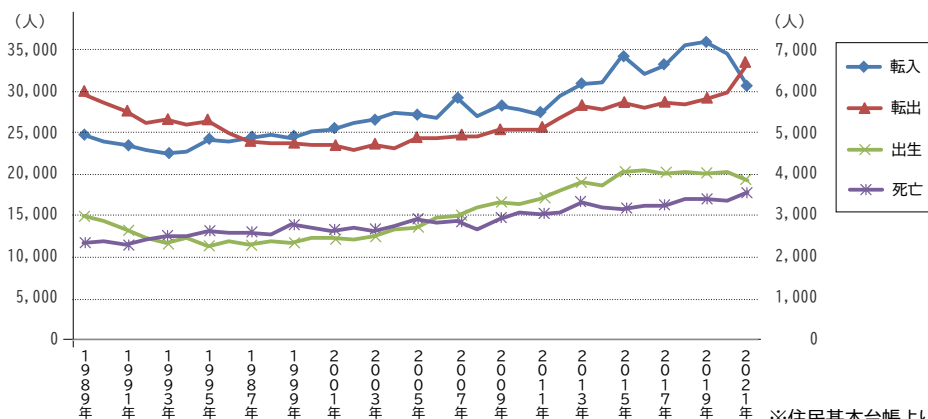
また、1世帯あたりの構成人員は、同じく2022（令和4）年1月1日現在で1.78人となっており、1人世帯の構成割合は56.8%で、全体の半数を超えて上昇を続けています。

人口と世帯の推移



※住民基本台帳より作成

出生・死亡・転入・転出の推移



※住民基本台帳より作成

※転入・転出はグラフ左軸、出生・死亡はグラフ右軸

人口推計

2018（平成30）年に行った人口推計では、品川区の人口は2044（令和26）年まで増加を続け、同年に約44.8万人でピークを迎えた後に減少傾向に転じるという見通しでした。

しかし、前述のとおり新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、区の人口は減少傾向であり、今後の人口動向への影響が想定されることから、本計画の策定にあたり、直近の人口動向やコロナ禍における区民の居留意向などを踏まえ、新たに人口推計を行いました。

2021（令和3）年に実施した「コロナ禍における居留意向に関するアンケート調査」では、コロナ禍における生活様式の変化等により、住み替えの意向を持った区民もいましたが、品川区への定留意向は依然として高いという結果が出ました。

今回の人口推計では、品川区の人口は、2041（令和23）年まで増加を続け、同年に約42.9万人でピークを迎えた後に減少傾向に転じるという結果となりました。

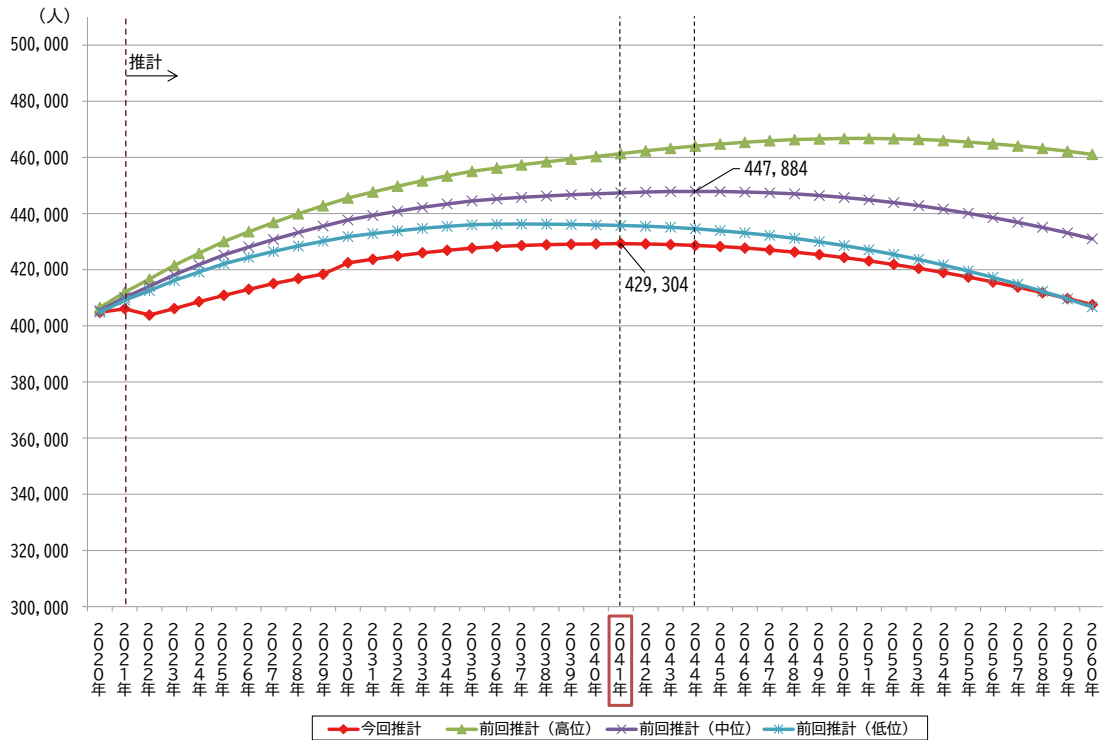
年齢3区分別人口の推移を見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は、それぞれ2038（令和20）年、2030（令和12）年にピークを迎えた後に減少に転じる一方、老年人口（65歳以上）は、2060（令和42）年までの推計期間中一貫して増加し、2060（令和42）年には老年人口の比率が約35.7%となり、区民の3人に1人以上が高齢者となるとされています。

今後は、区が将来に向けて持続的に発展するため、生産年齢人口の減少を緩やかにし、年少人口、生産年齢人口、老年人口がそれぞれ適切なバランスで持続する、安定的かつ強固な人口構造を確保する必要があります。

また、出生数を増加し、人口の自然減への転換を遅らせるとともに、その進展を緩やかにするため、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備することが必要です。

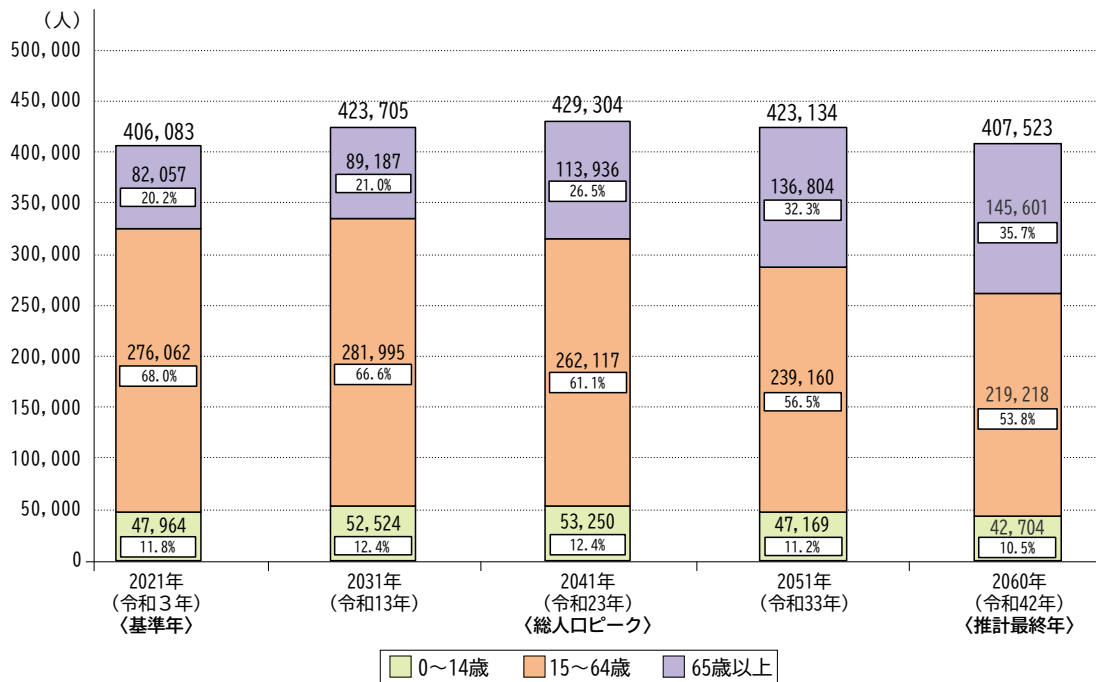
さらに、多様な世代の定住性向上を図るため、品川区で生まれ育った人、転入してきた人が品川区に愛着を持ち、住み続けたいと思える環境を整備することが必要です。

総人口の予測



※今回推計の2021（令和3）年は住民基本台帳（4月1日）より作成、2022（令和4）年以降は将来推計値

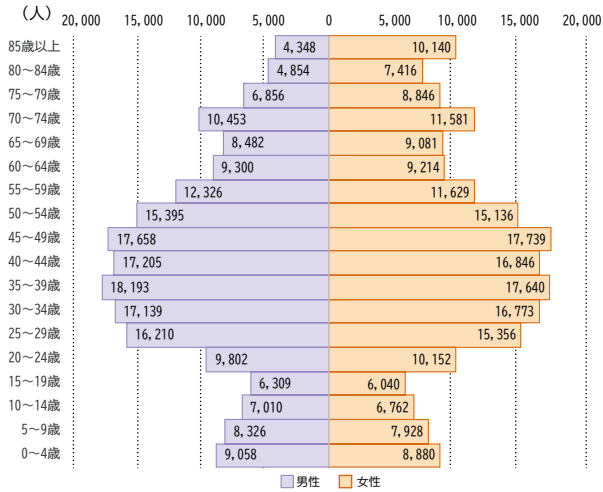
年齢3区分別人口の予測



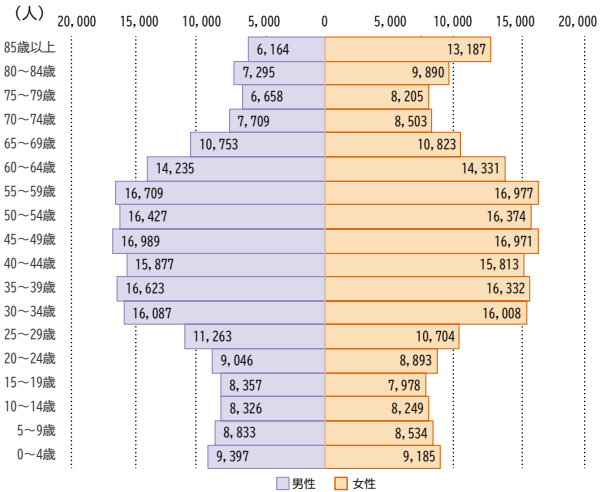
(注) 四捨五入により数値の合計が総数と一致しないものがある。
 ※2021（令和3）年は住民基本台帳（4月1日）より作成、2031（令和13）年～2060（令和42）年は将来推計値

5歳階級別人口構成の変化予測

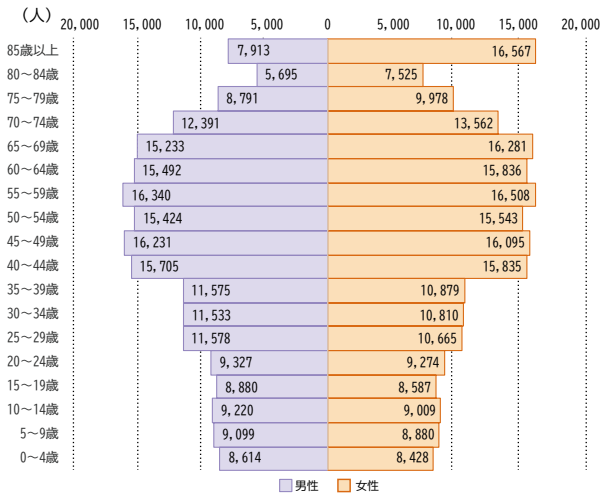
2021(令和3)年
〈基準年〉



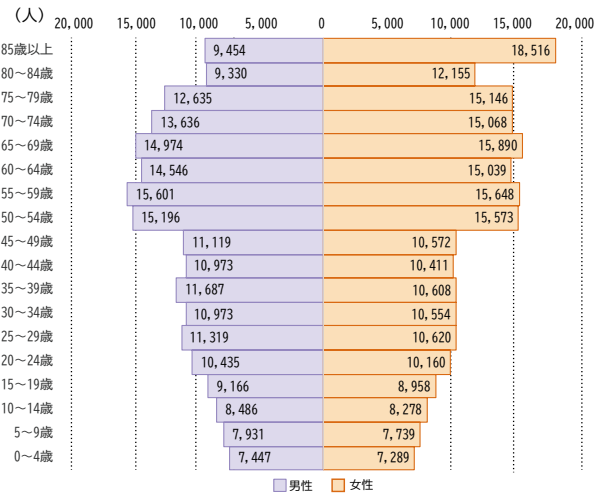
2031(令和13)年



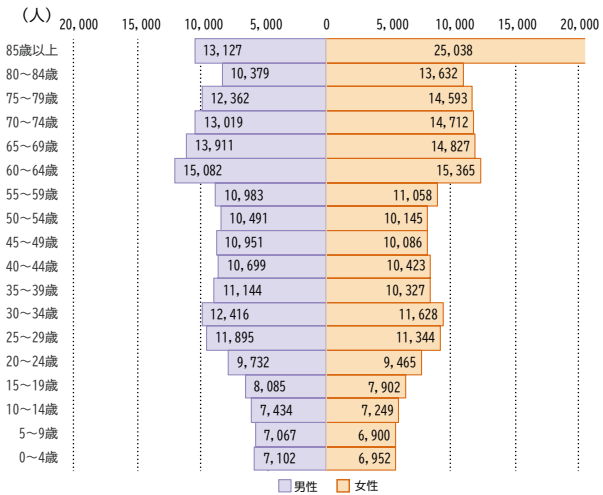
2041(令和23)年
〈総人口ピーク〉



2051(令和33)年



2060(令和42)年
〈推計最終年〉



※2021(令和3)年は住民基本台帳(4月1日)より作成、
2031(令和13)年～2060(令和42)年は将来推計値

7 財政収支の見通し・計画事業費

(1) 財政収支の想定

① 考え方

この計画では、現行の行財政制度を前提に過去の実績および今後の経済動向等を考慮して、期間中の財政収支を想定しました。

② 歳入

ア 特別区税

直近の人口動向や税収等を踏まえ、2021（令和3）年度収入見込みと同程度の税収を見込みました。

イ 特別区交付金

新型コロナウイルス感染症の影響による計画期間中の法人住民税の一時的な落ち込みがありましたが、2022（令和4）年度以降回復すると見込みました。

ウ 国・都支出金

過去の実績や今後予定される事業計画に基づき積算しました。

エ その他

各科目の実績や伸び率から積算しました。

③ 歳出

ア 人件費

職員定数の適正化に努めることを前提に、今後の事業見込みや定年退職等の予測から所要額を見込みました。

イ 扶助費

私立保育園の増園や高齢化の進展等、社会保障費の増加を見込みました。

ウ 一般行政経費

計画期間中の事業量に応じて積算しました。

エ 投資的経費

新規施設等の建設計画に応じて積算しました。また、再開発事業や既存施設の更新経費等については特定財源を活用し事業費を確保していきます。

④ 財政収支の推計

(単位：百万円)

区 分		2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
歳 入	特別区税	51,981	51,973	51,973
	特別区交付金	41,800	41,800	41,800
	国・都支出金	44,511	48,686	57,395
	その他	50,780	60,398	56,730
	合 計	189,072	202,857	207,898
歳 出	人件費	26,766	26,902	26,963
	扶助費	47,553	48,227	48,693
	一般行政経費	75,700	76,452	77,109
	投資的経費	39,053	51,276	55,133
	合 計	189,072	202,857	207,898

(2) 計画事業費

(単位：百万円)

分 野	事業数	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	合計
地域 にぎわい 活力	22 事業	3,886	4,564	3,697	12,147
人 すこやか 共生	51 事業	18,993	17,458	15,299	51,750
安全 あんしん 持続	36 事業	12,981	20,875	46,862	80,718
変化に対応する 区政運営	6 事業	418	951	1,384	2,753
合 計	115 事業	36,278	43,848	67,242	147,368

8 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、国全体の経済や社会活動に対して、非常に大きな影響をもたらし、感染の不安、所得の低迷、失業など、区民の生活基盤も大きく揺らぎました。

これまで区では、各種相談体制の強化、区独自のPCR検査体制の整備、しながわ活力応援給付金をはじめとする各種給付金の支給、経営支援・融資あっ旋の充実、プレミアム付区内共通商品券の発行など、区議会の理解を得ながら的確な予算措置を講じ、感染拡大防止と地域経済の回復に向けた取り組みを機動的に実施してきました。また、収束に向けた一歩として、2020（令和2）年度より医師会および各医療機関と連携し、ワクチン接種を進めています。

一方で、世界的な感染者数の増加や新たな変異株の発生など、依然として先行きが不透明な状況にあります。区は、引き続き感染状況を注視し、区民に身近な基礎自治体として、この未曾有の危機の克服を図るとともに、新型コロナウイルス感染症を乗り越えた未来を見据え、実効性のある取り組みを着実に実行していきます。

「品川区総合実施計画」では、コロナ禍で明らかになった課題として、感染症対策の充実のほか、感染症拡大防止のため人との接触が制限されることに対応するデジタル化の推進、誰一人として取り残さない包摂的な社会への取り組みなどを推進していきます。

9 SDGsとの関係

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す、2030（令和12）年を年限とする開発目標であり、先進国を含む国際社会共通の目標です。

SDGsは持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）から構成され、「誰一人として取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取り組みが示されています。

品川区長期基本計画が示す方向性はSDGsと重なるところが多いため、長期基本計画の実現に向けた具体的指針である品川区総合実施計画を推進することは、SDGsの達成にも資するものと考えています。

SDGs 17の目標（ゴール）



1 貧困をなくそう
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



2 飢餓をゼロに
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



3 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



4 質の高い教育をみんなに
全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



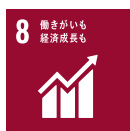
5 ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子の能力強化を行う



6 安全な水とトイレを世界中に
全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



8 働きがいも経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



9 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



10 人や国の不平等をなくそう
各国内及び各国間の不平等を是正する



11 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



12 つくる責任つかう責任
持続可能な生産消費形態を確保する



13 気候変動に具体的な対策を
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



14 海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



15 陸の豊かさを守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



16 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



17 パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第 2 章

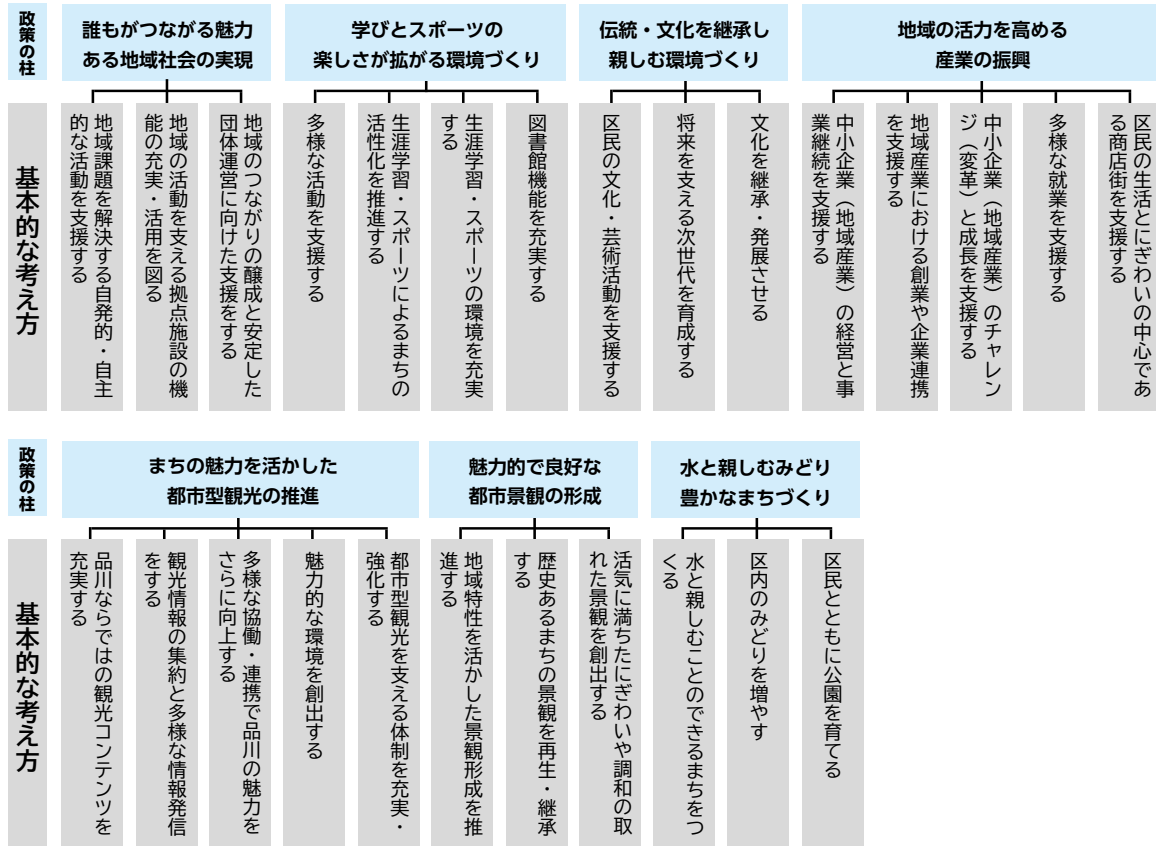
実施計画事業

本文中において、特に解説が必要な語句等は、末尾に「*」を付していますので、用語解説ページを参照してください。



体系図

地域 にぎわい 活力



人 すこやか 共生



安全 あんしん 持続



変化に対応する区政運営

今後10年間の方向性

区民参画と情報発信を推進する

協働によるまちづくりを促進する

変化に対応して効果的・効率的に施策を展開する

中長期的な視点で施設マネジメントを推進する

ICTなどの先端技術を活用して利便性向上を推進する

区民に信頼され実行力ある職員の育成と横断的な組織運営を推進する

地方分権・全国連携を推進する

健全財政を堅持する

政策の柱とSDGsとの関係

分野	政策の柱	SDGs 17の目標(ゴール)
地域 にぎわい 活力	① 誰もがつながる魅力ある地域社会の実現	11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナリシップで目標を達成しよう ※
	② 学びとスポーツの楽しさが広がる環境づくり	3 持続可能な健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに
	③ 伝統・文化を継承し親しむ環境づくり	4 質の高い教育をみんなに 11 住み続けられるまちづくりを
	④ 地域の活力を高める産業の振興	8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 12 つくる責任 つかう責任
	⑤ まちの魅力を活かした都市型観光の推進	8 働きがいも経済成長も 12 つくる責任 つかう責任
	⑥ 魅力的で良好な都市景観の形成	11 住み続けられるまちづくりを
	⑦ 水と親しむみどり豊かなまちづくり	6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう
人 すこやか 共生	⑧ 地域における共生社会の実現	1 誰一人をなくそう 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を實現しよう 8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう 16 平和と公正をすべての人に
	⑨ 生涯を通じた健康づくりの推進	3 すべての人に健康と福祉を
	⑩ 子どもの笑顔があふれるまちの実現	1 誰一人をなくそう 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公正をすべての人に
	⑪ 未来を切り拓く学校教育の推進	4 質の高い教育をみんなに 13 気候変動に具体的な対策を
	⑫ 青少年の成長と自立の支援	4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を實現しよう 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを
	⑬ 高齢者が安心して暮らせる環境づくり	3 すべての人に健康と福祉を 10 人や国の不平等をなくそう
	⑭ 障害のある人がいきいきと暮らせる環境づくり	3 すべての人に健康と福祉を 8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう
	⑮ 平和で人権が尊重され多様性を認め合う社会の実現	4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を實現しよう 10 人や国の不平等をなくそう 16 平和と公正をすべての人に

分野	政策の柱	SDGs 17の目標(ゴール)
安全 あんしん 持続	16 区民を災害から守る 対策の推進	11 住み続けられるまちづくりを 13 気候変動に具体的な対策を
	17 地域環境にやさしい まちづくり	3 すべての人に健康と福祉を 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 11 住み続けられる まちづくりを 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に 具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさを守ろう
	18 安全と安心を体感できる 地域社会の実現	5 ジェンダー平等を 実現しよう 12 つくる責任 つかう責任 16 平和と公正を すべての人に
	19 区民と進める交通安全の まちの実現	3 すべての人に健康と福祉を
	20 地域特性を活かした 計画的なまちづくり	11 住み続けられるまちづくりを
	21 快適な交通環境の整備	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※ゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」は、多様な主体との協働を進める観点からすべての政策の柱に関連しますが、ここでは特に関わりの強い「誰もがつながる魅力ある地域社会の実現」に対応付けしています。

地域 にぎわい 活力

コミュニティの活性化でにぎわいと活力のあるまちに

誰もが人とつながり心豊かに暮らせるよう、地域コミュニティの活性化やICT(情報通信技術)を活用した産業の振興など、区民のさまざまな場面での活躍がまちのにぎわいや活力の創出につながる取り組みを推進します。

■人と人のつながりへの支援

- 町会・自治会への活動支援
- 八潮地域の魅力向上支援



区民まつり



八潮ファミリー運動会

■産業の振興

- 産業間の交流・連携による区内産業の活性化
- 商店街のにぎわいと活性化の推進



品川区立品川産業支援交流施設オープンラウンジ



とごしぎんざまつり

■地域のにぎわい

- 水辺を活用したにぎわい創出



しながわ水辺の観光フェスタ



目黒川みんなのイルミネーション

■東京2020大会を契機としたまちの活性化

- オリンピック・パラリンピックを契機とする文化スポーツ活動の推進



ブラインドサッカー



ボルダリングウォール

人
すこやか 共生

多様な生き方を認め合い誰もがすこやかに暮らせるまちに

人生100年時代といわれる中で、子どもから高齢者までライフステージに応じた切れ目のない支援を進めるとともに、外国人との共生など、多様な生き方を認め合いながら、誰もがすこやかに、いきいきと暮らせる社会をつくりまします。

■区民の命と健康を守る

- 新興感染症等健康危機に備えた対応力の強化



防護服着脱訓練

■包摂的な社会への取り組み

- しあわせ創設プラン（重層的支援体制の構築・強化）
- 区立児童相談所の開設・運営
- 児童家庭相談・支援機能の充実
- 自殺対策の推進



品川区立児童相談所 完成予想図



ヤングケアラー支援体制の構築

■多様性を認め合う意識づくり

- 多様性の尊重推進



多様性尊重講座

■サービス向上のための計画的な施設整備

- 高齢者福祉施設の整備促進
- 障害者グループホームの整備促進
- 区立保育園・児童センター、区立学校の改築



品川区立南ゆたか保育園・児童センター



品川区立浜川中学校 完成予想図

安全 あんしん 持続

まちの安全を強固なものにし住みよいまちに

誰もが安心して暮らせるよう、災害対策など人々の生活の基盤となるまちの安全を強固なものにするとともに、環境面なども含め持続可能な住みよいまちをつくります。

■脱炭素社会への取り組み

- 温室効果ガス排出量ゼロ（ゼロカーボン）に向けた取り組みの推進
- 楽しく学べる体験型環境学習の充実



品川区立環境学習交流施設「エコルとごし」



エコルとごし（大型映像展示イメージ）

■大規模地震や豪雨等自然災害への対策

- 災害時における情報収集および発信の充実と強化
- 木造住宅密集地域における防災性の向上
- 都市型水害に強い基盤の整備



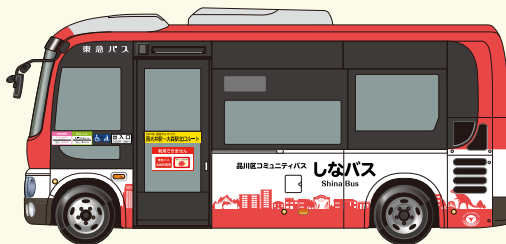
区内一斉防災訓練



水防訓練

■利便性の高い公共交通網の整備

- コミュニティバスの導入



品川区コミュニティバス「しなバス」



コミュニティバス運行ルート図

変化に対応する 区政運営

区政の基盤と体制を整備し、区を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、将来にわたり持続可能な区政運営を推進します。

■ デジタル化の推進

○ デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

■ 区民の協働と交流の拠点、防災指令拠点

○ 新庁舎の整備

■ 区民に信頼され実行力のある職員の育成

○ 多様な行政課題に柔軟に対応できる人材の育成



新庁舎の建物配置計画

実施計画事業選定の基準

令和2年4月に策定した「品川区長期基本計画」の実現に向けて重点的に実施する事業を次の事項を踏まえて実施計画事業に選定しました。

- 長期基本計画の政策の柱ごとに設定した「10年後のめざす姿」の実現に向けて、計画的・重点的に実施すべき事業
- 長期基本計画に掲げる「未来につなぐ4つの視点」を踏まえ、将来を見据えて計画的・重点的に実施すべき事業
- その他、必要性・緊急性・事業効果が高い事業のうち、計画的・重点的に実施すべき事業



実施計画事業（個票）の見方

実施計画事業については、事業ごとに個票を作成し、3年間の計画内容、活動量とともに、その事業における指標を設定しています。

＜実施計画事業＞						
計画事業名称						
①	方向性					
②	事業概要					
③	年次計画・指標	目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1					
	2					
	指標					
④	備考					

⑤ 主管課：

① 方向性

各計画事業においてめざす方向性を記載しています。

② 事業概要

各計画事業における取り組みの概要を記載しています。

③ 年次計画・指標

各計画事業における年次計画（活動内容）、指標（KPI（重要業績評価指標））を記載しています。

④ 備考

上記①～③を補足する内容を必要に応じて記載しています。

⑤ 主管課

各計画事業を主に担当する課を記載しています。

1

「地域」「人」「安全」の3つの政策分野

本文中において、特に解説が必要な語句等は、末尾に「*」を付していますので、用語解説ページを参照してください。



政策の柱1 誰もがつながる魅力ある地域社会の実現

< 10年後のめざす姿 >

- 町会・自治会活動に多くの区民が参加し、地域の支え合いや防災活動などの地域貢献活動が活発に行われ、町会・自治会を中心とした地域のつながりがより深まっています。
- NPO、商店街、企業、大学等が地域ニーズに応えた社会貢献活動*を積極的に展開しています。
- 福祉、防災、子育てなどの身近に起きる課題に対し、町会・自治会をはじめ、社会貢献活動を行う団体がお互いの専門性や先駆性などの強みを出し合い、連携・協力しながら、地域共生社会*の実現に向けて活発に活動しています。
- 年齢、性別、国籍等にかかわらず、区民の誰もが地域の一員として、気軽に地域の活動に参加できるしくみが構築されています。

< 10年後のめざす姿を実現するための基本的な考え方と計画事業 >

地域課題を解決する自発的・自主的な活動を支援する

- 町会・自治会への活動支援
- 八潮地域の魅力向上支援
- 企業、大学との連携強化

地域の活動を支える拠点施設の機能の充実・活用を図る

地域のつながりの醸成と安定した団体運営に向けた支援をする

- 社会貢献活動団体への支援の推進

< 関連するSDGsのゴール >



<実施計画事業>

町会・自治会への活動支援

方向性		・地域社会の福祉と住民生活の向上・発展のため、地域に関心を持った区民がともに地域の問題を考え、解決し、互いに助け合う連帯感に支えられた地域社会が形成されるよう、コミュニティ活動の担い手である町会・自治会の活動に対して支援を行う。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年「品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例*」制定以降の区の支援策の効果を確認することを目的として、令和 2、3 年度の 2 か年に渡り「町会・自治会活動活性化促進調査」を実施した。この結果を踏まえ、今後の支援策を拡充していく。 新規事業や子ども向け事業に対する補助金の拡充や、加入促進はがきの作成、電子申請の導入により、子育て世代等の加入を促進し、人材不足や高齢化・固定化を解消するとともに、町会・自治会のさらなる魅力増進を図り、活動を活性化させる。 町会・自治会の事務・会計処理などにおける負担軽減を図るため、各種申請書類の作成を行政書士に代行させるなど、運営面での支援を行う。 				
年次計画・指標		目標 (令和 11 年度)	現況 (令和 3 年度)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	町会・自治会の活動活性化支援【年間】	<ul style="list-style-type: none"> 新規事業 定着化補助* 100 件 児童参加 地域事業補助* 110 件 支援制度の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 新規事業 定着化補助 7 件 児童参加 地域事業補助 13 件 活性化促進 調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 新規事業 定着化補助 81 件 児童参加 地域事業補助 90 件 支援制度の 拡充・検討 	<ul style="list-style-type: none"> 新規事業 定着化補助 85 件 児童参加 地域事業補助 90 件 支援制度の 拡充・検討 	<ul style="list-style-type: none"> 新規事業 定着化補助 90 件 児童参加 地域事業補助 100 件 支援制度の 拡充・検討
2	町会・自治会の運営支援【年間】	<ul style="list-style-type: none"> 事務・会計 処理等支援 30 件 コンサルタント派遣 5 件 	<ul style="list-style-type: none"> 事務・会計 処理等支援 4 件 	<ul style="list-style-type: none"> 事務・会計 処理等支援 15 件 コンサルタント派遣 5 件 	<ul style="list-style-type: none"> 事務・会計 処理等支援 15 件 コンサルタント派遣 5 件 	<ul style="list-style-type: none"> 事務・会計 処理等支援 20 件 コンサルタント派遣 5 件
3	加入促進	促進	促進	促進	促進	促進
指標	町会・自治会の会合や催しへの参加割合	45% (令和 10 年度)	25.4% (令和 2 年度)	30%	—	35%
備考						

主管課：地域活動課

<実施計画事業>

八潮地域の魅力向上支援

方向性	・昭和 58 年の団地の入居開始後、約 40 年を経て、地域ニーズの変化・多様化や高齢化を踏まえ、コミュニティの活性化、地域の魅力向上に向けたまちづくりへの支援を行う。
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・住民や事業者、行政がそれぞれの役割のもと、地域の課題を共有し、連携を図りながら、地域全体を魅力あるまちとしてさらに発展させるため、まちづくり懇談会等を通じて、地域住民のまちづくりの機運を醸成する。 ・地域の魅力向上に向けた具体的な支援内容について、地域住民との協議会やセミナー、施設見学会等を通じて検討を進める。 ・地域のニーズの変化・多様化および公共施設の更新期を踏まえ、施設の整備について検討する。

主管課：地域活動課

<実施計画事業>

企業、大学との連携強化

方向性	・教育・文化、産業・観光、まちづくり、防災、福祉、環境、地域活動等の多様な分野における地域課題の解決を図るため、地域社会の構成員である企業や区内大学との連携の輪を広げていく。					
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等が行う社会貢献活動を支援するため、しながわCSR推進協議会*の運営、企業の社会貢献活動提案への対応、情報発信等を行う。 ・多くの学生が継続して楽しく参加し、研究・教育力を区の施策に活用できるように、しながわ大学連携協議会*における情報交換、地域貢献活動等を支援する。 					
年次計画・指標	目標 (令和 11 年度)	現況 (令和 3 年度)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
1	しながわCSR推進協議会の会員企業との連携事業【年間】	90 事業	66 事業	69 事業	72 事業	75 事業
2	しながわ大学連携協議会の参加大学との連携事業【年間】	58 事業	52 事業	54 事業	54 事業	54 事業
指標	しながわCSR推進協議会の会員企業数	110 企業	87 企業	90 企業	93 企業	96 企業
	しながわ大学連携協議会の参加大学数	7 校	6 校	6 校	6 校	6 校
備考						

主管課：総務課

<実施計画事業>

社会貢献活動団体への支援の推進

方向性		<ul style="list-style-type: none"> ・社会貢献活動、その他公益に寄与する活動を行う団体を支援することにより、地域との協働、地域振興を推進する。 ・団体の活動や協働が活発化することで、課題を自ら解決できる地域社会を形成する。 				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・個別相談会や団体研修を実施し、組織運営や事業内容などへの助言、指導を伴行的に行うとともに、団体の自立を促し、多面的な分野から協働して事業が行えるよう支援する。 ・地域振興基金*を活用し、公益活動に取り組んでいる団体を対象に、地域課題や社会課題の解決のために行う事業に助成することで、団体の育成を図る。 ・団体活動の情報発信の場として「しながわすまいるネット*」の活用を促すとともに、各団体の実情に即した個別支援を行うことで、社会貢献活動が地域へ定着し、活性化するよう支援する。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	団体への伴走支援*【年間】	<ul style="list-style-type: none"> ・個別相談会 48回 ・団体研修 3回 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別相談会 16回 ・団体研修 3回 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別相談会 24回 ・団体研修 3回 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別相談会 24回 ・団体研修 3回 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別相談会 24回 ・団体研修 3回
2	区民活動助成	実施	実施	実施	実施	実施
3	しながわすまいるネットの運営	運営	運営	運営	運営・改修	運営
指標	しながわすまいるネット新規登録団体件数【年間】	24件	8件	12件	12件	12件
備考						

主管課：地域活動課

政策の柱2 学びとスポーツの楽しさが広がる環境づくり

< 10年後のめざす姿 >

- NPOやボランティア、区内大学・各学校などとの協働・連携が進み、人生100年時代において、生涯を通じて誰もが学びたい時に学ぶことができる環境と機会が提供されています。
- 東京2020大会のレガシーとして、スポーツを「する・みる・ささえる」ことが広まり、年齢や障害等の有無にかかわらず、誰もがスポーツを通じて社会参画でき、お互いの違いを認め合える社会が形成されています。
- 「する」スポーツに加え、地域の活性化にもつながる「みる」スポーツの充実もめざし、施設が整備されています。
- 多様な区民ニーズに応えた図書館や読書環境づくりなど、課題解決支援も含め、図書館機能が充実しています。

< 10年後のめざす姿を実現するための基本的な考え方と計画事業 >

多様な活動を支援する

- しながわ学びの杜等の充実

生涯学習・スポーツによるまちの活性化を推進する

- オリンピック・パラリンピックを契機とする文化スポーツ活動の推進

生涯学習・スポーツの環境を充実する

図書館機能を充実する

- 地域の誰にでも開かれた図書館づくりの推進

< 関連するSDGsのゴール >



<実施計画事業>

しながわ学びの杜等の充実

方向性		<ul style="list-style-type: none"> ・品川区全体をキャンパスと見立て、区内の大学等と連携し、文化センターや点在する史跡などを学び舎として、誰もが気軽に受講できる多様な学習機会を提供する。 ・講座の企画・運営に区民ボランティアを活用するなど、学びだけでなく仲間づくりなど交流の場としても機能させ、学習後も自主活動グループなどの自発的な活動へつなげていく。 				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・しながわ学びの杜*では、16歳以上を対象としたオープンカレッジ（しながわ塾・知的障害者向け講座等）および60歳以上を対象としたシルバー大学を設置し、学びを体系的に展開する。また、大学等との連携講座では、オンライン形式での講座を実施するとともに、環境問題など社会情勢の変化に応じたテーマを選定し、内容の充実を図る。 ・軽度の知的障害のある16歳以上の区民を対象に、社会生活の幅を広げていくことを目的とした日曜サークルを実施し、学びを提供する。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	オープンカレッジの実施【年間】	<ul style="list-style-type: none"> ・しながわ塾他 110回 ・知的障害者向け講座 12回 	<ul style="list-style-type: none"> ・しながわ塾他 71回 	<ul style="list-style-type: none"> ・しながわ塾他 110回 ・知的障害者向け講座 12回 	<ul style="list-style-type: none"> ・しながわ塾他 110回 ・知的障害者向け講座 12回 	<ul style="list-style-type: none"> ・しながわ塾他 110回 ・知的障害者向け講座 12回
2	シルバー大学の 実施【年間】	664回	414回	664回	664回	664回
3	日曜サークルの 実施【年間】	41回	12回	41回	41回	41回
指標	受講者数【年間】	延29,000人	延11,974人	延25,500人	延26,000人	延26,500人
備考						

主管課：文化観光課

<実施計画事業>

オリンピック・パラリンピックを契機とする文化スポーツ活動の推進

方向性		<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツを「する・みる・ささえる」ことを推進するとともに、スポーツを通じたまちづくりを図る。 ・いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも、スポーツに親しめる環境を整えることで、健康長寿、スポーツを通じた人と人とのつながり、地域の活性化を図る。 ・障害者が身近な地域で継続してスポーツに取り組める場の充実を図るとともに、障害者や障害者スポーツに関する理解を深め、誰もがスポーツを楽しめる地域社会を構築する。 				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者を対象とした障害者スポーツ教室や障害者スポーツ体験イベントを実施し、障害者スポーツに親しむ・知る機会を提供する。 ・ブラインドサッカー、ホッケー等を中心とした、体験教室や競技観戦ツアー、国内大会などを開催するとともに、区民のスポーツへの関心を喚起することで、競技の普及啓発を図る。 ・ホッケーの普及啓発を通じたコミュニティの活性化について、地域とともに検討する。 ・区民スポーツ大会の種目の1つとして開催している区民マラソン大会を、観光やシティプロモーション*の要素を加えたシティマラソン大会としてリニューアルすることで、スポーツの力を活用したまちの魅力発信を強化する。 ・地域スポーツクラブ*を通じてスポーツ教室やイベントを実施することで、子どもから高齢者まで、障害の有無などにかかわらず多様な区民が身近な地域でスポーツに親しめる環境を整備するとともに、スポーツを通じた仲間づくりや地域の活性化を促進する。 ・文化スポーツ活動の機会を拡充するため、旧東品川清掃作業所にて障害者スポーツ等の練習・啓発やアーティストの活動、イベント会場など、地域のにぎわい創出を目的とした暫定整備を行い、しながわ中央公園に子どもを中心に気軽に競技が楽しめる場の創出を目的としたボルダリングウォールを設置する。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	障害者スポーツ教室・体験イベント (水泳、ボッチャ、フライングディスク等の実施)【年間】	28回	8回	28回	28回	28回
2	ブラインドサッカーの普及啓発【年間】	<ul style="list-style-type: none"> ・国内大会 2回 ・体験・啓発教室 10回 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際大会 1回 ・国際大会 1回 ・体験・啓発教室 8回 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内大会 2回 ・体験・啓発教室 10回 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内大会 2回 ・体験・啓発教室 10回 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内大会 2回 ・体験・啓発教室 10回

3	ホッケーの普及啓発	・ホッケー教室 の開催 ・観戦ツアー の実施	・ホッケー教室 の開催 ・観戦ツアー の実施	・ホッケー教室 の開催 ・観戦ツアー の実施	・ホッケー教室 の開催 ・観戦ツアー の実施	・ホッケー教室 の開催 ・観戦ツアー の実施
4	シティマラソン大会の 開催	開催	調査検討	開催準備	開催準備	開催
5	地域スポーツクラブ (スポーツ教室・イ ベントの実施)【年 間】	88回	37回	82回	83回	84回
6	文化スポーツ活動 の場所の拡充	・旧東品川清掃 作業所 暫定整備 ・しながわ 中央公園 設備整備 (令和4年度)	・旧東品川清掃 作業所 検討 ・しながわ 中央公園 検討	・旧東品川清掃 作業所 暫定整備 ・しながわ 中央公園 設備整備	・旧東品川清掃 作業所 暫定活用 ・しながわ 中央公園 設備運用	・旧東品川清掃 作業所 暫定活用 ・しながわ 中央公園 設備運用
指 標	週1回以上スポーツ 等を行う区民の 割合	68% (令和10年度)	60.1% (令和2年度)	62%	—	64%
備 考						

主管課：スポーツ推進課

<実施計画事業>

地域の誰にでも開かれた図書館づくりの推進

方向性		・地域の誰もが気軽に利用できる、身近な「居場所」としての魅力ある図書館づくりを進めるため、イベントや講座等の充実を図るとともに、場所や時間を問わず自由にサービスを楽しむための環境整備を進める。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児親子向け講座の実施、不読率*の高いティーンズ世代向けサービスの充実等を通じ、本に親しむ習慣を身につけるとともに図書館利用の促進を図る。 ・本の紹介など図書館ならではの内容を交えた認知症カフェ*を実施し、高齢者に限らず介護者家族などの参加も促す。 ・電子図書館の資料内容の充実や、地域資料デジタルアーカイブ*の導入などにより、図書館のデジタル化を図る。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	乳幼児啓発講座の充実	10館	1館	3館	4館	5館
2	ティーンズ世代に向けたサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の充実 46,100冊 ・ティーンズ向けイベント 6館 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の充実 31,600冊 ・ティーンズ向けイベント 2館 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の充実 34,600冊 ・ティーンズ向けイベント 3館 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の充実 37,100冊 ・ティーンズ向けイベント 4館 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の充実 39,600冊 ・ティーンズ向けイベント 5館
3	図書館における認知症カフェの実施	5館	4館	4館	5館	5館
4	図書館のデジタル化推進	<ul style="list-style-type: none"> ・電子図書数 5,500冊 ・地域資料 デジタルアーカイブ 充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子図書数 1,000冊 ・地域資料 デジタルアーカイブ 導入検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子図書数 2,100冊 ・地域資料 デジタルアーカイブ 運用開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子図書数 2,500冊 ・地域資料 デジタルアーカイブ 充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子図書数 3,000冊 ・地域資料 デジタルアーカイブ 充実
指標	イベント満足度※	80%	76.8%	77%	78%	78%
	ティーンズ世代の利用者数【年間】	延22,000人	延17,250人	延18,000人	延18,750人	延19,500人
	電子図書貸出冊数【年間】	13,200冊	2,400冊	5,040冊	6,000冊	7,200冊
備考		※参加者アンケート				

主管課：品川図書館

品川区3競技応援キャラクター



ホッケー応援
シナカモン

ビーチバレーボール応援
ビーチユウ

ブラインドサッカー応援
やたたま

政策の柱3 伝統・文化を継承し親しむ環境づくり

< 10年後のめざす姿 >

- 古来の伝統文化や品川独自の文化・芸術を、町会・自治会をはじめとした地域で区民が継承し、また外国文化なども尊重し広く受け入れています。
- 芸術活動の発表の機会や多様な文化や芸術にふれる場の提供により、年齢や障害等の有無、ライフスタイルにかかわらず、誰もが幅広い文化・芸術や価値観を知り、親しめる環境が整備されています。
- 区内のさまざまな文化・芸術施設や団体、アーティストとのコラボレーションにより新たな文化・芸術活動が創造されています。
- 未来に向けた子どもたちの夢や人材の発掘・育成が進み、世界へ人材を輩出できる環境が整うとともに、品川のまちへの誇りが醸成されています。
- 区の歴史や伝統文化、伝統工芸、文化財等の価値が、広く区民に伝えられるような効果的な活用が行われています。

< 10年後のめざす姿を実現するための基本的な考え方と計画事業 >

区民の文化・芸術活動を支援する

将来を支える次世代を育成する

文化を継承・発展させる

○ 文化・芸術に触れる機会の充実

- 伝統文化や伝統芸能に触れる機会の充実
- 品川区の歴史の継承と魅力の発信

< 関連するSDGsのゴール >



<実施計画事業>

文化・芸術に触れる機会の充実

方向性		<ul style="list-style-type: none"> ・区民の誰もが気軽に参加・鑑賞でき、質の高い文化芸術に触れ親しむ機会を提供する。 ・区民の文化芸術活動に対し発表の機会を提供するなどの支援を行い、活動を活性化させることで、将来の文化芸術活動を担う人材を育成する。 				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・品川文化振興事業団との連携により品川区民芸術祭*を開催し、区にゆかりのあるアーティストによる「しながわアーティスト展」やしながわアマチュアステージにおける「ダンスフェスティバル」、「区民作品展」等を通じて、質の高い文化芸術に触れ親しむ機会を提供する。 ・品川区民芸術祭のプログラムの一環として、区内で活動するアマチュアに、プロが演じることもあるきゅりあん大ホール等での発表機会を提供することで、活動へのモチベーションを高め、文化芸術活動を担う人材の育成につなげる。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	区民芸術祭事業 (区民参加イベント)	8事業	4事業 (4事業中止)	8事業	8事業	8事業
2	区民芸術祭事業 (区民・障害者作品展)	2事業	2事業	2事業	2事業	2事業
3	区民芸術祭事業 (音楽部門)	1事業	中止	1事業	1事業	1事業
4	区民芸術祭事業 (美術部門)	3事業	3事業	3事業	3事業	3事業
指標	芸術祭参加・鑑賞人数	14,900人	4,005人	14,500人	14,600人	14,600人
備考						

主管課：文化観光課

<実施計画事業>

伝統文化や伝統芸能に触れる機会の充実

方向性		<ul style="list-style-type: none"> ・東京 2020 大会のレガシーのひとつである、我が国の伝統文化や伝統芸能を身近に感じる機運を醸成し、後世へ確実に継承していく。 ・区民が伝統文化や伝統芸能に気軽に触れる機会および環境を充実させ、若年層における伝統文化や伝統芸能の認知度、関心を高める。 				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・伝統文化や伝統芸能が幅広い年齢層に浸透し、身近に触れる機会を増やすため、伝統文化・芸能団体と連携を図り、体験講座や鑑賞会を開催する。 				
年次計画・指標		目標 (令和 11 年度)	現況 (令和 3 年度)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	能楽鑑賞会の実施【年間】	2 回	中止	2 回	2 回	2 回
2	江戸の里神楽上演会（共催）	実施	中止	実施	実施	実施
指標	伝統文化・芸能事業参加者数【年間】	950 人	—	850 人	850 人	850 人
備考						

主管課：文化観光課、庶務課

<実施計画事業>

品川区の歴史の継承と魅力の発信

方向性		<ul style="list-style-type: none"> 品川歴史館をリニューアルし、品川区に関わる考古、歴史、民俗、芸術等の資料を収集、保管、展示することで、学術および文化の発展に寄与するとともに、区内外からの多くの来館者に親しまれる観光拠点としての機能を強化する。 区民に品川区の歴史について学習する機会を提供し、地域の歴史の魅力を伝えるとともに、郷土愛を育む。 				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> 品川歴史館の施設をリニューアルし、常設・企画・特別・地域展示等を充実させることで、国指定史跡「大森貝塚」や歴史館所在地に存在する「大井鹿島遺跡」をはじめとする区の歴史や財産を発信する。また、休館中は巡回展を中心としたアウトリーチ*型の事業を実施し、身近に歴史を学べる機会を創出する。 品川歴史館やしながわ学びの杜のオープンカレッジで開催する講座において『品川区史 2014』を活用し、品川の歴史を後世に継承するとともに、その後のボランティアや地域活動等の自主的な活動につながるよう促す。 				
年次計画・指標		目標 (令和 11 年度)	現況 (令和 3 年度)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	品川歴史館リニューアル・運営	運営	設計	工事	工事 プレオープン	リニューアル オープン
2	歴史講座の実施【年間】	4 回	1 回	4 回	4 回	4 回
3	しながわ学びの杜における講座の実施【年間】	22 回	22 回	22 回	22 回	22 回
4	自主活動	促進	促進	促進	促進	促進
指標	講座受講者数【年間】	1,420 人	407 人	1,420 人	1,420 人	1,420 人
備考						

主管課：文化観光課

政策の柱4 地域の活力を高める産業の振興

< 10年後のめざす姿 >

- 区内中小企業が地域産業の担い手として引き続き重要な役割を担う中、高い技術力を誇る製造業と、区内への集積がさらに進む情報通信業・ベンチャー企業などが、産業間での交流・連携を深め、さらなる技術革新と新たな製品・サービス開発を進めています。
- 「起業するなら品川区」といったブランドイメージが形成されるなど、区内で創業する人が増え、産業の活力を生み出しています。
- 区内企業において、高齢者や障害者、女性、外国人など多様な人材が活躍しています。
- 日常生活を支え、人々が行き交う交流の中心として、商店街が活気ある地域社会を支えています。

< 10年後のめざす姿を実現するための基本的な考え方と計画事業 >

中小企業（地域産業）の経営と事業継続を支援する

- 中小企業の事業承継支援

地域産業における創業や企業連携を支援する

中小企業（地域産業）のチャレンジ（変革）と成長を支援する

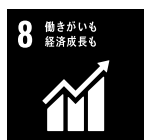
- 中小企業のDX推進
- 産学連携による技術開発等の支援
- 産業間の交流・連携による区内産業の活性化

多様な就業を支援する

区民の生活とにぎわいの中心である商店街を支援する

- 商店街のにぎわいと活性化の推進

< 関連するSDGsのゴール >



<実施計画事業>

中小企業の事業承継支援

方向性		・経営者の高齢化などによる後継者不足を踏まえ、円滑に事業承継支援*を推し進めることで、区内産業の持続的な発展を図る。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・企業が円滑に事業承継を進めるための法律・制度・知識について学ぶセミナー、および後継者を対象とした経営に関する知識やノウハウを学ぶ講座を実施する。 ・事業承継の専門家を企業へ派遣し、承継に対する相談や承継計画への助言を行うことで効果的に事業承継を進められるよう支援する。 ・事業承継を機会として設備の新規導入・更新を行えるよう助成金を交付し、企業の意向に沿った事業承継を支援する。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	事業承継セミナーの実施【年間】	4回	6回	4回	4回	4回
2	後継者講座の実施【年間】	1回	1回	1回	1回	1回
3	事業承継専門家の派遣【年間】	50件	40件	50件	50件	50件
4	設備投資支援事業*助成【年間】	10件	5件	10件	10件	10件
指標	事業承継を完了した企業数【累計】	465件	74件	123件	172件	221件
備考						

主管課：商業・ものづくり課

<実施計画事業>

中小企業のDX推進

方向性		・区内中小企業のDX*を支援し、区内中小企業の生産性向上および新技術開発による競争力強化を図るとともに、区内産業の活性化を推進する。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・区内中小企業のDX推進に向けたセミナー・体験会・人材育成講座を実施することで、円滑な技術導入を支援する。 ・製造現場のDXおよび事務作業等へのデジタル技術導入に係る費用の一部を助成することで、効果的な導入を促進する。 ・DX技術活用に係る相談窓口およびコーディネーターを設置し、導入前診断やアドバイスの実施に合わせ、導入後のフォローアップを実施するなどの伴走型支援を行う。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	セミナー・体験会・人材育成講座の開催【年間】	12回	2回	12回	12回	12回
2	DX・デジタル技術導入に係る設備投資助成【年間】	13件	15件	13件	13件	13件
3	相談窓口・コーディネーターの配置	実施	—	実施	実施	実施
指標	生産性が向上した企業数【累計】	129件	25件	38件	51件	64件
備考						

主管課：商業・ものづくり課

<実施計画事業>

産学連携による技術開発等の支援

方向性		・都立産業技術高等専門学校や大学等との産学連携*の取り組みを支援し、区内企業の製品・技術開発力の強化・向上および人材のスキルアップを図る。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・都立産業技術高等専門学校等と連携して教員による技術指導を行い、人材のスキルアップを図るとともに、技術開発力等の向上を図る。 ・産学連携に関心のある企業に対して、大学等との産学連携情報交流会を実施し、大学の教員との情報交換および大学の研究施設の見学等を行うことで、共同研究等を促進する。 ・大学等との共同研究等に要する費用の一部を助成し、新技術や新製品開発を支援する。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	都立産業技術高等専門学校教員による技術指導【年間】	55回	55回	55回	55回	55回
2	産学連携情報交流会	実施	実施	実施	実施	実施
3	大学との共同研究等実施のための助成【年間】	5件	5件	5件	5件	5件
指標	産学連携支援により新技術や新製品開発につながった件数【累計】	46件	6件	11件	16件	21件
備考						

主管課：商業・ものづくり課

<実施計画事業>

産業間の交流・連携による区内産業の活性化

方向性		・五反田・大崎地区における情報通信業の集積等、産業面での区の強みを活かし、産業間の交流・連携につながる支援を充実させることで、新たな製品・サービス開発の促進やイノベーションを創出し、区内産業全体の活性化を図る。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業創出（事業共創）プログラム*を実施し、区内製造業をはじめとする各種産業と情報通信業との連携・交流を促進し、新ビジネスの創出を図ることで、中小企業の振興や社会課題の解決等につなげる。 ・最新の情報通信技術の紹介や企業間の交流・連携促進を図るイノベーションフォーラム*を開催し、イノベーション創出やネットワーク構築のきっかけとなる場を提供する。 ・品川産業支援交流施設（SHIP）*や区内大手企業等と連携し、創業者向けビジネススクール*を通年で実施することで、区内での起業を促す。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	産業間の交流・ 連携【年間】	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業創出（事業共創）プログラム 実施 ・イノベーションフォーラム 1回 	<ul style="list-style-type: none"> ・イノベーションフォーラム 3回 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業創出（事業共創）プログラム 実施 ・イノベーションフォーラム 1回 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業創出（事業共創）プログラム 実施 ・イノベーションフォーラム 1回 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業創出（事業共創）プログラム 実施 ・イノベーションフォーラム 1回
2	創業者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・創業者向けビジネススクール 実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・創業者向けビジネススクール 実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・創業者向けビジネススクール 実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・創業者向けビジネススクール 実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・創業者向けビジネススクール 実施
指 標	ビジネスマッチング* 成立件数【累計】	80件	—	10件	20件	30件
備考						

主管課：商業・ものづくり課

<実施計画事業>

商店街のにぎわいと活性化の推進

方向性		・「地域のにぎわいの担い手」である商店街に対し、それぞれの商店街に応じた支援を行うことにより、商店街が担う地域のにぎわい創出・活性化を促進する。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・商店街や、商店街と地域団体等が実施するイベント事業に要する経費の一部を助成し、にぎわいの創出を図る。 ・エリアサポーター*を派遣し、商店街が抱える課題の解決や負担を軽減するとともに、商店街の活性化につなげる。 ・商店街企業連携推進事業*を実施し、企業が持つノウハウを商店街に取り入れるとともに、商店街と企業の連携強化を促進する。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	イベント事業の実施【年間】	129件	88件	107件	110件	113件
2	エリアサポーター活動月数【年間】	延360月	延180月	延240月	延240月	延300月
3	商店街企業連携推進事業【年間】	3件	—	3件	3件	3件
指標	イベントを実施する商店街の割合	62%	38%	41%	44%	47%
備考						

主管課：商業・ものづくり課

政策の柱5 まちの魅力を活かした都市型観光の推進

< 10年後のめざす姿 >

- 魅力ある水辺を活用した観光が盛んになるとともに、新たな観光資源の発掘・形成が進み、にぎわいが創出されています。また、歴史的な名所旧跡、地域のお祭りや伝統文化、活気ある商店街などを活かした観光が広がり、観光客の多様なニーズに応えています。
- 地域の関係団体や民間企業との協働・連携による取り組みが進展し、快適に「しながわ観光」を楽しめるコンテンツが充実しています。また観光スポットにおける区民の「おもてなし」により、外国人観光客が増加しています。
- 多様な交通手段とサービスが連携することで、手軽で便利にまちめぐりができる環境が整い、観光客や区民が快適に地域の回遊を楽しんでいます。

< 10年後のめざす姿を実現するための基本的な考え方と計画事業 >

品川ならではの観光コンテンツを充実する

- 水辺を活用したにぎわい創出

観光情報の集約と多様な情報発信をする

- 外国人観光客への観光情報発信

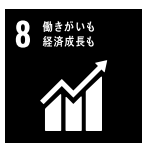
多様な協働・連携で品川の魅力をさらに向上する

魅力的な環境を創出する

都市型観光を支える体制を充実・強化する

- 観光資源の調査を通じた区の魅力発見

< 関連するSDGsのゴール >



<実施計画事業>

水辺を活用したにぎわい創出

方向性		・区の主要な観光資源である「水辺」を活用し、水辺のにぎわいを創出することで、知名度・付加価値を向上させ、来訪者の増加へとつなげる。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・しながわ水辺の観光フェスタ*等において周遊船やEボート*等の体験型観光を充実させ、水辺のにぎわいを創出する。 ・夜の目黒川を桜色のイルミネーションで彩ることで、来訪者の増加へとつなげる。 ・水辺の環境資源として重要な役割を担う、しながわ水族館のリニューアルを行う。 ・観光パンフレットを作成し、天王洲のアートスポットや季節ごとの花を楽しめるしながわ花海道等の散策ルートを紹介することで、水辺の知名度向上および誘客を図る。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	水辺を活かした観光イベントの開催支援	実施	縮小開催	実施	実施	実施
2	目黒川イルミネーションの開催【年間】	1回	1回	1回	1回	1回
3	しながわ水族館のリニューアル	[完了(9年度)]	将来計画検討	施設調査・検討	基本設計	詳細設計
4	観光パンフレット【年間】	10,000部	10,000部	10,000部	10,000部	10,000部
指標	しながわ水辺の観光フェスタ参加者数	41,000人	650人	39,000人	39,000人	39,000人
	しながわ水族館入館者数【年間】	800,000人	310,000人	400,000人	400,000人	400,000人
備考						

主管課：文化観光課、公園課

<実施計画事業>

外国人観光客への観光情報発信

方向性		<ul style="list-style-type: none"> ・訪日する外国人へ効果的に情報発信することで、区への来訪を促進する。 ・情報の発信・収集手段は今後、多様化することが予測されるため、時代に即した効果的な手法を用いて、外国人観光客の誘致を推進する。 				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・海外向けWeb媒体へ区の観光スポットなどに関する記事を掲載することで、外国人への情報発信を推進する。 ・羽田空港周辺の自治体（大田区・川崎市）と連携し、パンフレットの作成やSNS*を通じた情報発信を行うことで、海外に向けた広域的な観光PRを行う。 ・北品川の外国人向け宿泊所の利用者を主な対象に、旧東海道品川宿*周辺で開催される地域イベントに参加できるツアーを実施し、その様子をSNSなどで広く発信することで、外国人観光客の誘致につなげる。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	海外向けWeb媒体への記事掲載【年間】	5件	3件	4件	5件	5件
2	自治体間連携 (品川区・大田区・川崎市)	継続	継続	継続	継続	継続
3	外国人向けツアーの実施【年間】	10回	5回	5回	10回	10回
指標	区内外国人宿泊数【年間】	390,000泊	50,000泊	120,000泊	330,000泊	340,000泊
備考						

主管課：文化観光課

<実施計画事業>

観光資源の調査を通じた区の魅力発見

方向性		・観光施策立案および実施成果を測るための基礎情報収集を実施し、既存事業の評価を行うとともに、区内の魅力発見および観光資源の発掘につなげる。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・観光客の特徴、満足度、動向、ニーズ、消費額などをアンケートにより収集し、施策の効果を測る。 ・来訪者の位置情報（GPS）から、季節やイベントなど複数の条件下における観光スポットの滞在データを取得する。 ・観光客動向等のデータに基づいて区の観光施策の成果・課題を分析することで、区の新たな魅力や観光資源を発掘し、新規事業の企画立案、既存事業の拡充および都市型観光*プランの改定へ戦略的に活用する。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	来訪者調査	実施	実施	実施	実施	—
2	GPS活用調査	実施	実施	実施	実施	—
3	分析・施策への反映	施策の充実	施策の 拡充・検討	施策の 拡充・検討	施策の 拡充・検討	施策の 拡充・検討
指標	来訪者の満足度 (大変満足)	33%	25%	26%	27%	—
備考						

主管課：文化観光課

政策の柱6 魅力的で良好な都市景観の形成

< 10年後のめざす姿 >

- 旧東海道品川宿に代表される区内の歴史・自然・文化的景観*が維持・保全されているとともに、個性的な商店街や水辺エリアなどの地域特性を反映した、快適でうるおいのある、区民がやすらぎと愛着を感じる都市景観が形成されています。
- 公共基盤整備や再開発事業と連携して、国際都市東京の表玄関としてふさわしい、まちなぎわいにも資する魅力的な都市景観が形成されています。
- イルミネーションやライトアップによる夜間景観の演出や、東京湾や目黒川、運河などの水面からまちを眺望する景観など、にぎわい創出や水辺利活用事業等と連携して、まちの新たな魅力を生み出しています。

< 10年後のめざす姿を実現するための基本的な考え方と計画事業 >

地域特性を活かした景観形成を推進する

歴史あるまちの景観を再生・継承する

- 旧東海道品川宿の歴史を伝える景観整備

活気に満ちたにぎわいや調和の取れた景観を創出する

< 関連するSDGsのゴール >



<実施計画事業>

旧東海道品川宿の歴史を伝える景観整備

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画の重点地区*である旧東海道品川宿の建物等に対して、かつての宿場町としてのまちの歴史を伝える路地・横丁や寺社などの地域文化や水辺を活かした景観形成*を図るため、周辺環境や街並みと調和した景観づくりを行う。 				
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・旧東海道品川宿地区において、建物の新築・改築等の際、専門的な知見を有する景観アドバイザー*を派遣し、良好な景観形成を目的とした建築デザインなどに対する助言を行う。 ・旧東海道品川宿沿道にふさわしい街並みづくりに貢献する建物の修景工事に対し、工事費用の一部を助成する。 ・景観重要公共施設*である旧東海道および北馬場通りについては、宿場町の街道をイメージした石畳舗装や一部無電柱化が行われているため、適切な維持補修を行う。 				
年次計画・指標	目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 景観アドバイザー派遣【年間】	48回	48回	48回	48回	48回
2 景観計画に基づく届出件数【年間】	25件	20件	25件	25件	25件
3 修景工事助成【年間】	5件 (累計76件)	2件 (累計36件)	5件 (累計41件)	5件 (累計46件)	5件 (累計51件)
4 石畳舗装	維持補修	維持補修	維持補修	維持補修	維持補修
指標 旧東海道等沿道の修景実績※	24%	16%	17%	18%	19%
備考	※景観区域内の旧東海道等沿道両側延長(約6km)のうち、景観計画に基づく届出を提出した敷地の間口延長割合。				

主管課：都市計画課、道路課

政策の柱7 水と親しむみどり豊かなまちづくり

< 10年後のめざす姿 >

- 区民が水辺を身近に親しむことができ、外国人観光客を含めた多くの人でにぎわう観光・交流の軸となる水辺空間の整備やしゅみづくりが進んでいます。
- 河川・運河の水質改善が推進され、水辺空間が区民生活において、さらに有効な資源として活用されています。
- 区民や企業の自主的なみどりづくりが進むとともに、区民ニーズを捉えた愛される公園が増加し、区民がみどりにふれあえる機会が充実しています。

< 10年後のめざす姿を実現するための基本的な考え方と計画事業 >

水と親しむことのできるまちをつくる

- 立会川・勝島地区まちづくりビジョンの推進
- 魅力ある水辺空間づくり

区内のみどりを増やす

区民とともに公園を育てる

- みんなに愛される公園づくり

< 関連するSDGsのゴール >



<実施計画事業>

立会川・勝島地区まちづくりビジョンの推進

方向性		・「立会川・勝島地区まちづくりビジョン*」に基づき、勝島運河や立会川等の豊かな水辺環境、旧東海道の歴史的資源、大井競馬場、商店街等の地域資源を活かしたまちづくりを進める。				
事業概要		・地域のにぎわい向上、地域住民の利便性向上を目的とした勝島運河周辺の基盤整備を進めるため、(仮称)勝島人道橋、新浜川公園およびしながわ花海道水辺広場*の整備を行う。				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	(仮称)勝島人道橋の新設	[完了(8年度)]	基本設計	詳細設計	都市計画事務	新設工事
2	新浜川公園再整備	[完了(10年度)]	基本計画	整備検討	整備検討 都市計画事務	整備検討
3	しながわ花海道水辺広場の整備(修景)	[完了(10年度)]	基本計画	整備検討	整備検討 都市計画事務	整備検討
指標	(仮称)勝島人道橋の整備事業進捗率※	100%	30%	50%	60%	70%
備考		※概略設計10%、基本計画・設計30%、詳細設計50%、都市計画事務60% 新設工事(3か年、70%、90%、100%)				

主管課：都市計画課、道路課、公園課

<実施計画事業>

魅力ある水辺空間づくり

方向性		・「品川区水とみどりの基本計画・行動計画*」に基づき、多くの人が水辺に親しむことができるよう、地域のにぎわいや魅力の創出を図る。また、災害時における物資等の運搬の拠点として区有船着場を整備する。				
事業概要		・区有船着場7か所について、区が行っている清掃等の管理を地元団体等へ委託し、区と協力して運営を行うことで、利用しやすい環境を整備する。 ・水辺の回遊性を高めるため、東品川二丁目の天王洲運河護岸敷を水辺の広場として整備する。				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	区有船着場の管理運営	[完了(10年度)]	・利用促進 ・管理方針検討 ・協議	・利用促進 ・管理方針検討 ・協議	・利用促進 ・運用検討 ・協議 ・管理委託	・利用促進 ・運用検討 ・協議 ・管理委託
2	(仮称)天王洲アイル水辺広場の整備	[完了(5年度)]	設計	整備	供用	—
指標	区有船着場の利用回数【年間】	450回	160回	220回	240回	270回
備考						

主管課：河川下水道課

<実施計画事業>

みんなに愛される公園づくり

方向性		・子どもたちのアイデアを活かした遊具の導入など、多様な手法を活用し、公園機能の更新や区民ニーズを反映した公園づくりを進め、みんなに愛される公園の充実を図る。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・区が管理する 272 公園について、30 年を経過したものを対象に改修工事を行い、公園の長寿命化および遊具、園路、階段等のユニバーサルデザイン*化を進める。 ・子どもたちのアイデア等を活かしたワークショップを実施し、令和3年度に大井坂下公園において随所にアイデアを取り入れた改修工事を実施した。令和4年度以降、アイデアの一部要素を改修工事に取り入れる。 ・区立公園を計画的に整備する。 ・区立公園に求められる多様なニーズに対応するため、Park-PFI*など新たな整備・管理手法の導入を検討する。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	公園の改修 (ユニバーサルデザイン対応等)【年間】	9 か所	7 か所	9 か所	9 か所	9 か所
2	子どもたちのアイデア等を活かした公園づくり	ワークショップ実施	大井坂下公園 工事	設計	工事・設計	工事・設計
3	区立公園の新設	整備検討	旗の台六丁目公園 実施設計 ・用地取得	旗の台六丁目公園 整備工事	整備検討	用地取得
4	新たな整備・管理手法等の導入	事業実施	—	導入検討	事業者選定	協定締結
指標	生活環境に関する区民評価※	4.0 点 (令和10年度)	3.6 点 (令和2年度)	3.7 点	—	3.8 点
備考		※品川区世論調査における生活環境(公園や子どもの遊び場)に関する評価点				

主管課：公園課

政策の柱8 地域における共生社会の実現

< 10年後のめざす姿 >

- 子どもから高齢者・障害者などすべての人たちが、日常だけでなく災害発生時も含めてお互いに支え合い、住民同士の見守りが行われるとともに、適切な支援を受けるための継続した相談体制や地域・行政・関係機関による支援体制が構築されており、多様性を認め合う社会が実現しています。
- 公共施設や道路のバリアフリー*に加え、心のバリアフリー、情報のバリアフリーが充実するとともに、人と人とのつながりが基礎となる多世代交流やボランティア活動等が活発に行われるなど、いきいきと暮らせる地域となっています。
- 地域に生きる一人ひとりの可能性を最大限に発揮できるよう、本人の希望や状況を重視した自立のための相談体制や包括的な支援策が充実し、育った環境や家庭の経済状況にかかわらず、誰もが将来に自由で明るい期待を持つことができる社会となっています。

< 10年後のめざす姿を実現するための基本的な考え方と計画事業 >

包括的な相談支援体制や自立のための環境を整備する

- しあわせ創設プラン（重層的支援体制の構築・強化）
- 支え愛・ほっとステーション事業の充実
- 生活困窮者の自立に向けた支援の拡充
- ひとり親家庭等の自立支援

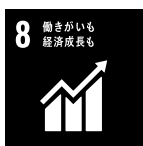
相互理解と支え合いを推進する

- 多様性の尊重推進

地域でいきいきと暮らすための支援を推進する

- 高齢者多世代交流支援施設の整備と事業の充実

< 関連するSDGsのゴール >



<実施計画事業>

しあわせ創設プラン（重層的支援体制の構築・強化）

方向性		・複雑化・複合化した課題を抱える住民および家族が、「誰かに」「どこかに」つながることで、地域で孤立することなく生活ができるよう、個々のニーズに対応する包括的な支援体制を構築する。				
事業概要		・介護、障害、子ども・子育て、生活困窮者等の複数の課題や、既存の制度では対応が困難な課題を抱える人の困りごとについて、制度や分野を超えた体制の検討を行うとともに、個々の状況に応じた対応方針を決定する重層的支援会議等を開催する。 ・さまざまな分野の職員や専門職、関係機関・NPO団体等が、地域で困りごとを抱える人に対して、同じ視点で支援にあたるため、関係者向けに研修を実施する。				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	重層的支援会議等の開催【年間】	10回	4回	6回	8回	10回
2	重層的支援体制整備事業研修の実施	200人	50人	50人	200人	200人
指標	重層的支援会議等で対応方針を決定したケース件数【年間】	48件	—	6件	12件	24件
備考						

主管課：福祉計画課

<実施計画事業>

支え愛・ほっとステーション事業の充実

方向性		・相談者にとって気軽に相談できる身近な相談窓口となるよう、関係機関との連携を図り、相談支援体制を強化する。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者などの身近な福祉の相談窓口として、区内13地域センターに設置している「支え愛・ほっとステーション*」において、相談対応を行うとともに、関係機関と連携し、必要なサービス・支援につなげていく。 ・地域住民がボランティアとして活動する「地域支援員」を拡充し、地域の高齢者を支える体制を強化する。 ・高齢者の相談の場となるフリースペース「よりみち」や、日常の困りごとに対する支援を行う「ほっとサービス」などを実施し、高齢者の生活を支援する。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	支え愛・ほっとステーションの運営	継続	継続	継続	継続	継続
2	地域支援員の拡充	550人	430人	445人	460人	475人
3	フリースペース「よりみち」の運営	推進 (累計22か所)	3か所 (累計14か所)	1か所 (累計15か所)	1か所 (累計16か所)	1か所 (累計17か所)
4	ほっとサービスによる生活支援【年間】	1,600件	1,200件	1,250件	1,300件	1,350件
指標	支え愛・ほっとステーション相談件数【年間】	2,950件	2,550件	2,600件	2,650件	2,700件
備考						

主管課：福祉計画課

<実施計画事業>

生活困窮者の自立に向けた支援の拡充

方向性		・生活困窮者の地域における社会的孤立*を防止するとともに、社会的・経済的自立をめざし、住み慣れた地域で安定した生活が営めるように相談・支援体制を推進する。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・暮らし・しごと応援センター*にて、生活困窮者の抱えている複合的な課題を受け止め、関係機関との連絡や調整、就労等に関する相談等を行い、自立に向けた支援を実施する。 ・一般就労に向け、家庭訪問、履歴書作成、就労体験などの段階的支援を行う。 ・生活困窮世帯の子どもを対象に学習指導等を行い、基礎学力向上と進学をめざし、子どもの将来的な自立促進と貧困の連鎖を防止する。 ・生活困窮者や生活保護廃止となった方へ、定期的な見守りや就労・家計に関する相談等を行い、生活基盤を安定させ、自立した生活が送れるよう支援する。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	暮らし・しごと応援センターでの相談実施【年間】	3,500件	3,000件	3,000件	3,500件	3,500件
2	就労準備支援事業*の実施【年間】	30人	30人	30人	30人	30人
3	学習支援事業*の実施【年間】	推進	20人	23人	26人	30人
4	生活困窮者等の見守り支援事業の実施【年間】	推進	—	12人	24人	24人
指標	生活に関する相談者数【年間】	3,500人	3,000人	3,000人	3,500人	3,500人
	仕事・就職に関する相談者数【年間】	2,980人	2,300人	2,370人	2,450人	2,530人
	住まいに関する相談者数【年間】	2,400人	1,900人	1,960人	2,020人	2,080人
	生活困窮者への就労支援による就労開始者数【累計】	220人	180人	185人	190人	195人
備考						

主管課：生活福祉課

<実施計画事業>

ひとり親家庭等の自立支援

方向性		・ひとり親家庭等の親子が健やかに生活できる環境を整備し、自立を支援するため、全般的な相談を受けるとともに、アウトリーチによるつなぐ支援を行い、個々の家庭の事情に合わせた生活支援を推進する。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の子どもの居場所となる子ども食堂への支援・助成や、食の配送による支援など、「食」をきっかけに区の各種支援事業につなぐ。 ・養育費に係る公正証書等の作成支援、調停利用の手続き支援、保証会社による養育費立替保証の保証料助成など、離婚した者が養育費を確保し、自立した生活を営めるようにする。 ・就労相談員が就労プログラムを策定し、相談や助言およびハローワークへの同行支援などを行う。 ・賃貸借契約の際に連帯保証人が立てられない場合、初回保証料を助成する。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	食の支援の実施	推進	実施	推進	推進	推進
2	ひとり親家庭つなぐ支援事業・相談件数【年間】	35件	28件	30件	31件	32件
3	(養育費相談支援事業)公正証書作成支援【年間】	20件	5件	12件	14件	14件
	養育費確保支援【年間】	16件	1件	12件	12件	12件
4	(就労相談事業)自立支援プログラムの作成【年間】	30件	17件	25件	25件	30件
5	(住宅入居支援事業)民間賃貸住宅初回保証料の助成【年間】	20件	9件	20件	20件	20件
指標	生活・経済環境が改善したひとり親家庭の割合(児童扶養手当受給率の減少)	33%	38%	37%	36%	36%
備考						

主管課：子育て応援課

<実施計画事業>

多様性の尊重推進

方向性		・誰もが自分らしく暮らせる社会を実現するため、性別、年齢、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合う意識づくりを推進する。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など、さまざまな分野の権利擁護を推進する。 ・多様性への理解を促進し、お互いを認め合う意識を醸成するため、各種講座・パンフレット等による啓発、居場所づくり等を充実させる。 ・性自認・性的指向のあり方や多様性を認め合い、差別や偏見をなくせるよう、思いや悩みを共有し、自分らしく過ごせる交流スペース「みんなのひろば」を開催する。 ・戸籍上の性別にとらわれず、お互いを人生のパートナーとして協力し合い、生活を共にすると約束した方々が、自由な意思により宣誓することができるパートナーシップ制度の導入を検討する。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	さまざまな権利擁護の推進	推進	推進	推進	推進	推進
2	多様性の理解促進	促進	手話言語 条例制定	促進	促進	促進
3	多様性尊重に係る啓発講座・学習会等の開催 【年間】	12回	7回	8回	9回	9回
4	性的マイノリティへの理解促進 【年間】	・交流スペース 「みんなのひろば」 4回	・交流スペース 「みんなのひろば」 2回	・交流スペース 「みんなのひろば」 2回 ・パートナーシップ 制度の検討	・交流スペース 「みんなのひろば」 3回	・交流スペース 「みんなのひろば」 4回
指標	日頃から人権を意識して生活している区民の割合 ※	70%以上	63.3% (令和元年度)	—	—	65%
備考		※品川区人権に関わる意識調査				

主管課：人権啓発課、福祉計画課、障害者施策推進課、障害者支援課

<実施計画事業>

高齢者多世代交流支援施設の整備と事業の充実

方向性		<ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会を実現するため、高齢者が多世代の地域住民と交流できる施設を整備する。 ・今後も高齢者の増加が見込まれていることから、高齢者を主とした健康の維持・増進および生きがいづくりを支援する。 				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・60歳以上の区民を利用対象とするシルバーセンターを、大規模改築等に合わせて多世代の区民が利用できる高齢者多世代交流支援施設（ゆうゆうプラザ）*へ転換し整備する。 ・ゆうゆうプラザまつりや敬老のイベント等、高齢者から子どもまで、多世代の区民が交流できる事業を実施する。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	ゆうゆうプラザの整備	②整備検討	①北品川 設計	①北品川 工事	①北品川 工事 ②整備検討	①北品川 開設 ②整備検討
2	ゆうゆうプラザの運営	7施設	4施設	4施設	4施設	5施設
3	多世代交流事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆうゆうプラザまつりの実施 ・敬老のイベントの実施 ・多世代が参加できる事業の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆうゆうプラザまつりの実施 ・敬老のイベントの実施 ・多世代が参加できる事業の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆうゆうプラザまつりの実施 ・敬老のイベントの実施 ・多世代が参加できる事業の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆうゆうプラザまつりの実施 ・敬老のイベントの実施 ・多世代が参加できる事業の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆうゆうプラザまつりの実施 ・敬老のイベントの実施 ・多世代が参加できる事業の充実
指標	多世代交流事業参加者数【年間】	20,000人	10,000人	13,500人	14,000人	15,000人
備考						

主管課：高齢者地域支援課



区の鳥 ユリカモメ(カモメ科)

政策の柱9 生涯を通じた健康づくりの推進

< 10年後のめざす姿 >

- 区民一人ひとりが、それぞれのライフステージに合わせて主体的に楽しく健康づくりに取り組める環境が整備されています。健康づくり推進委員*の活動など、地域ぐるみで健康づくりとフレイル*予防が推進され、地域の中で元気に活躍する高齢者が増加しています。
- 働き盛りの方の生活習慣病対策や、総合的ながん対策が推進され、区民が疾病予防に取り組む、安心して生活できる環境が整っています。
- 新型インフルエンザ等新興・再興感染症*や大規模食中毒などに対する健康危機管理体制*が充実し、区民の健康と生活が守られています。
- 地域におけるネットワークの強化や相談支援体制の充実など、生きることの包括的な支援により、誰も自殺に追い込まれることのない社会が実現しています。
- 高齢者が増加する中、住み慣れた地域で療養できるよう、急性期*から在宅医療まで、区民の健康を支える地域の医療環境が充実しています。

< 10年後のめざす姿を実現するための基本的な考え方と計画事業 >

区民の主体的な健康づくりを支援する

- 健康意識向上を図る事業の推進
- 主体的な健康づくり活動を行う区民グループへの支援
- 正しい食生活の理解促進
- 生涯を通じた歯と口の健康づくり

がんなどの疾病対策や地域医療連携を推進する

- 総合的ながん対策の推進
- 国保基本健診等の推進
- 精神保健対策の充実

安心して生活できる環境を整備する

- 自殺対策の推進
- 受動喫煙防止対策の推進

区民を健康危機から守る

- 新興感染症等健康危機に備えた対応力の強化

< 関連するSDGsのゴール >



<実施計画事業>

健康意識向上を図る事業の推進

方向性		・「人生 100 年時代」を見据えて生涯を通じた健康づくりを推進するため、運動する時間を確保することが困難な働き盛り世代や、高齢期を迎えた世代の健康づくり事業を充実させる。				
事業概要		・20 歳以上の区民を対象に、スマートフォンアプリを活用して、ウォーキングや健康診査など自身の健康に関連した活動を通じてポイントを取得できる健康ポイント事業を実施する。区内の観光地等をポイント取得の拠点とする等、楽しみながら運動できる事業として充実を図っていく。 ・年齢、目的に応じた区民の健康づくり活動を支援するため、60 歳以上を対象とした体操教室（健康塾）や、生活習慣病予防のための座学も含めた健康教室（40 代からの健康塾）を実施する。				
年次計画・指標		目標 (令和 11 年度)	現況 (令和 3 年度)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	健康ポイント事業の実施【年間】	5,000 人	4,200 人	4,400 人	4,600 人	4,800 人
2	健康塾【年間】	2,200 人	2,100 人	2,150 人	2,200 人	2,200 人
3	40 代からの健康塾【年間】	300 人	150 人	200 人	250 人	300 人
指標	健康意識が高まった人の割合	85%	75%	80%	85%	85%
備考						

主管課：健康課

<実施計画事業>

主体的な健康づくり活動を行う区民グループへの支援

方向性		・区内 13 地区に設置された健康づくり推進委員会や「地域健康づくりグループ*」など、主体的に活動する区民グループを支援し、地域における健康づくり活動を推進する。				
事業概要		・健康づくり推進委員が実施するウォーキングや料理講習会、健康に関する講演会など、地域で気軽に参加できる健康づくり活動について、区と推進委員が協力して充実を図っていく。 ・「地域健康づくりグループ」が持続的に活動できるように、スキルアップのための講習等の支援や、ゆうゆうプラザ・ほっとサロン等での活動機会の提供を行うとともに、グループ活動のPRおよび健康づくりの啓発につながる健康フェスタを開催する。				
年次計画・指標		目標 (令和 11 年度)	現況 (令和 3 年度)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	推進委員が行うウォーキングや講演会等の開催【年間】	55 回	10 回	50 回	55 回	55 回
2	「地域健康づくりグループ」が行う健康づくり活動の実施【年間】	100 回	20 回	50 回	70 回	80 回
指標	推進委員が行う健康づくり活動の参加者数【年間】	5,500 人	100 人	5,000 人	5,250 人	5,300 人
	「地域健康づくりグループ」が行う各種活動の参加者数【年間】	1,100 人	150 人	500 人	750 人	900 人
備考						

主管課：健康課、荏原保健センター

<実施計画事業>

正しい食生活の理解促進

方向性		<ul style="list-style-type: none"> ・区民が「健康的な食事」を理解し、自身の健康のために望ましい食生活が実践できるよう支援する。 ・バランスのとれた食事を実践することで望ましい食習慣を獲得し、肥満や糖尿病などの生活習慣病を予防できるよう、子育て世代からの健康づくりを推進する。 				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・子育てにおける食の不安を解消するため、対象世代に向けた講習会(マタニティクラス・離乳食教室・幼児食教室等)を実施する。 ・庁内関係課との連携と栄養士会等の協力により、区民に向けた食に関するイベントや講演会等を開催し、健康的な食生活に関する情報を積極的に発信する。 ・飲食店や、近年利用者が増加している中食*等を提供する事業者に、リーフレット等を活用して健康的な食事提供についての普及・啓発を行う。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	子育て世代に向けた講習会の実施【年間】	113回	184回	184回	113回	113回
2	食に関する講演会の開催【年間】	2回	1回	2回	2回	2回
3	食に関する啓発イベント等の実施【年間】	延500人	延28人	延250人	延350人	延400人
4	食事提供事業者への普及・啓発	実施	実施	実施	実施	実施
指標	健康的な食生活を理解した人の割合	60%	52%	53%	54%	55%
備考						

主管課：生活衛生課、各保健センター

<実施計画事業>

生涯を通じた歯と口の健康づくり

方向性		<ul style="list-style-type: none"> 生涯を通じて食事や会話を楽しむといった生活の質を守るためには、歯と口の健康を保つことが重要である。幼児期から歯磨きなどのセルフケアの習慣化を促すとともに、高齢期における口腔機能低下やフレイルを予防するため、定期的な歯科健診を実施する。 				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診（1歳6か月健診、3歳児健診）において歯科健診を実施しており、さらに2歳児においても歯科健診を実施する。希望者にはフッ化物塗布*を行い、むし歯予防を行う。 成人歯科健診では、法定の40,50,60,70歳に加え、20,25,30,35,45,55,65歳の7年齢を区で拡大して実施する。 後期高齢者歯科健診では、一般口腔内検査の他に口腔機能評価・フレイル評価を実施し、生涯を通じた歯と口の健康保持を図る。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	2歳児歯科健診の実施【年間】	2,985人	2,380人	2,890人	2,930人	2,930人
2	成人歯科健診の実施【年間】	6,600人	5,800人	5,900人	6,000人	6,100人
3	後期高齢者歯科健診の実施【年間】	4,100人	1,470人	2,220人	2,480人	2,880人
指標	歯科健診受診率	<ul style="list-style-type: none"> ・2歳 76.0% ・成人 11.8% ・後期 20.0% 	<ul style="list-style-type: none"> ・2歳 70.0% ・成人 9.8% ・後期 9.8% 	<ul style="list-style-type: none"> ・2歳 76.0% ・成人 10.1% ・後期 14.0% 	<ul style="list-style-type: none"> ・2歳 76.0% ・成人 10.3% ・後期 15.0% 	<ul style="list-style-type: none"> ・2歳 76.0% ・成人 10.6% ・後期 16.0%
備考						

主管課：健康課、国保医療年金課、品川保健センター

<実施計画事業>

総合的ながん対策の推進

方向性		・品川区がん対策推進計画に基づき、がん予防に関する啓発、がん検診による早期発見、がん患者への情報提供の充実など、総合的ながん対策を推進する。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・各種がん検診について検診パンフレットやホームページ、イベント等での周知を行い、毎年11月を受診率アップ強化月間として普及・啓発に努め、受診率の向上を図る。 ・科学的根拠に基づくがん予防、児童・生徒に向けたがん教育、がん検診の実施、がん患者とその家族への支援など、がん対策推進計画に沿った総合的ながん対策を推進する。 ・夜間でも気軽に利用できる「夜間相談窓口」を設置し、がん診療連携拠点病院の「がん相談支援センター*」とともに患者やその家族の不安軽減を図る環境を整える。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	がん予防啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ ・学校におけるがん教育 ・イベント等での啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ開設 ・学校におけるがん教育 ・イベント等での啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ ・学校におけるがん教育 ・イベント等での啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ ・学校におけるがん教育 ・イベント等での啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ ・学校におけるがん教育 ・イベント等での啓発
2	がん患者および家族への夜間相談実施【年間】	110件	70件	75件	80件	85件
指標	胃がん検診受診率	10.4%	5.9%	6.4%	6.9%	7.4%
	肺がん検診受診率	13.5%	9.0%	9.5%	10.0%	10.5%
	大腸がん検診受診率	27.5%	23.0%	23.5%	24.0%	24.5%
	子宮がん検診受診率	33.4%	28.9%	29.4%	29.9%	30.4%
	乳がん検診受診率	31.4%	26.9%	27.4%	27.9%	28.4%
備考						

主管課：健康課

<実施計画事業>

国保基本健診等の推進

方向性		<ul style="list-style-type: none"> ・メタボリックシンドロームに着目した国保基本健診および健診データ等を活用した保健指導を実施し、被保険者の健康的な生活を維持するとともに、医療費の抑制を図る。 ・75歳以上の後期高齢者医療制度の加入者に後期高齢者健康診査を実施し、健康寿命*の延伸を図る。 				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・40歳～74歳の国民健康保険の被保険者に国保基本健診を実施する。メタボリックシンドロームの該当者およびその予備群と判定された対象者には、国保保健指導により保健師等による面談を実施し、運動や栄養面での生活習慣改善に向けて生活改善支援を行う。 ・75歳以上の後期高齢者医療制度の加入者に後期高齢者健診を実施し、フレイル傾向の早期発見、予防を図る。また、地域の健康課題や個々の結果を分析し、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を実現して健康寿命の延伸に努める。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	国保基本健診の実施【年間】	23,500人	17,700人	21,700人	22,000人	22,300人
2	国保保健指導の実施【年間】	560人	150人	370人	410人	450人
3	後期高齢者健診の実施【年間】	26,000人	15,360人	19,800人	20,200人	21,200人
指 標	国保基本健診 受診率	50%	34.2%	43%	44%	45%
備 考						

主管課：国保医療年金課

<実施計画事業>

精神保健対策の充実

方向性		・ ころの不調に悩む人が一人で悩みを抱え込むことがないよう、安心して相談できる相談体制を整備するとともに、精神障害者等が地域で自分らしく生活できるよう、支援体制の充実を図る。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・ 各保健センターの保健師、心理職等が全般的なころの健康相談を実施する。 ・ 精神障害者やその疑いがある者、その家族を支援するために、精神保健専門相談、デイケア、家族教室、関係機関および区民向けの講演会等の各種事業を実施する。 ・ 保健師や心理職などで構成された多職種チームによるメンタルチームサポート事業（アウトリーチ型の支援）により、精神障害者等の病状安定や社会参加への支援など包括的なサポートを行う。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	ころの健康相談の実施【年間】	延 19,000 人	延 17,000 人	延 17,250 人	延 17,500 人	延 17,750 人
2	デイケアの実施【年間】	延 2,000 人	延 1,300 人	延 1,400 人	延 1,500 人	延 1,600 人
3	家族勉強会等家族支援の実施	実施	実施	実施	実施	実施
4	メンタルチームサポート事業の実施【年間】	70 件	55 件	60 件	65 件	70 件
指標	メンタルチームサポート事業により病状等が改善した人の割合	85%	75%	75%	80%	80%
備考						

主管課：荏原保健センター

<実施計画事業>

自殺対策の推進

方向性		・品川区自殺対策計画に基づき、関係機関等とのネットワーク構築や区民への自殺対策に関する知識の普及など、総合的な自殺対策を実施し、自殺者数の減少を図る。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるネットワーク強化のため、医師会や警察など関係機関との自殺対策連絡協議会を定期的実施する。 ・区職員向け、一般区民向け、支援関係者向けのゲートキーパー*研修を実施し、自殺対策を支える人材を育成する。 ・インターネットを多く利用する若者への相談体制強化のため、ウェブサイト上から相談できる相談窓口を開設する。 ・自殺未遂者に特化した相談窓口を設け、早期に介入し自殺企図の背景にある問題を明らかにし、寄り添い型の支援を行う。 ・自殺予防啓発と周知等、自殺リスクを低減させる取り組みを行う。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	自殺対策連絡協議会の開催【年間】	2回	2回	2回	2回	2回
2	ゲートキーパー研修の実施【年間】	250人	200人	220人	240人	250人
3	インターネットゲートキーパー事業*の相談件数【年間】	40件	25件	70件	65件	60件
4	自殺未遂者支援事業	実施	実施	実施	実施	実施
5	自殺予防啓発の実施	実施	実施	実施	実施	実施
指標	自殺死亡率 (人口10万人対)	11	16	15	15	14
備考						

主管課：保健予防課

<実施計画事業>

受動喫煙防止対策の推進

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・望まない受動喫煙をなくす環境整備を促進し、受動喫煙による健康への悪影響を防止するとともに、たばこが本人および周囲の人にもたらず健康被害について周知啓発する。 ・区民の禁煙に向けた取り組みをサポートし、喫煙率の低下をめざす。 					
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・区民および施設管理権原者に啓発チラシ等を配布し、受動喫煙防止について周知啓発する。 ・区内の飲食店に対して喫煙の可否等を示す標識の掲示状況確認を行い、掲示していない店舗については掲示を促し、掲示率を高める。 ・受動喫煙防止対策がなされていない事業所等に対して助言・指導を行い、受動喫煙防止の意識を高め、法令遵守の徹底を図る。 ・大規模開発事業に関する協議の際に技術的基準を満たした屋内喫煙所の整備を要望する。 ・禁煙治療に関する医療機関等の情報提供や、禁煙治療に要する治療費の一部助成を行う。 					
年次計画・指標	目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1	受動喫煙防止に関する啓発活動	実施	実施	実施	実施	実施
2	区内飲食店における標識掲示率	80%	50%	60%	65%	70%
3	禁煙外来治療費助成交付者【年間】	100人	50人	100人	100人	100人
指標	助言・指導の件数【年間】	20件	200件	150件	150件	100件
備考						

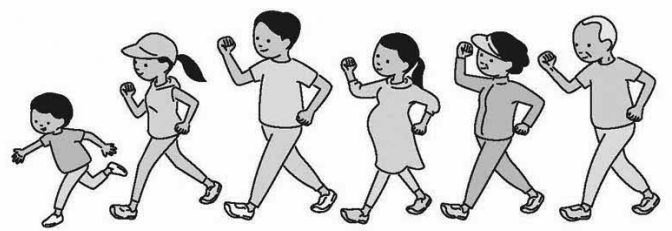
主管課：健康課

<実施計画事業>

新興感染症等健康危機に備えた対応力の強化

方向性		・新興感染症や大規模食中毒などの発生時に、健康被害の拡大を防止し、区民生活や経済への影響を最小限に抑えるため、平常時より関係機関との連携を強化するとともに、訓練などの実施を通じて健康危機に備えた対応力の強化を図る。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> 健康危機に対応する基本計画・マニュアル等を状況に応じて更新するとともに、新型コロナウイルス感染症等に対応する行動計画を改定し、健康危機発生時に備える。 新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、感染症対応訓練（新興感染症発生時のシミュレーション訓練など）の定期的な実施、感染症および大規模食中毒の発生に備えた資材（防護具や検査器材）等の整備など、平時から保健所等の危機対応力強化を図る。 医療機関、医師会、薬剤師会、警察などの関係機関との情報共有を行い、緊急時に迅速な感染症対応が行えるよう、平時から医療機関等との連携強化を図る。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	保健所機能の強化	・マニュアル等の更新 ・訓練・資材整備による体制強化	・マニュアル等の更新 ・訓練・資材整備による体制強化	・マニュアル等の更新 ・訓練・資材整備による体制強化	・マニュアル等の更新 ・訓練・資材整備による体制強化	・マニュアル等の更新 ・訓練・資材整備による体制強化
2	医療機関等との連携強化	・医療機関等との連携強化 ・感染症対策連絡会議 ・臨時会随時開催	・感染症対策連絡会議 ・臨時会随時開催	・医療機関等との連携強化検討 ・感染症対策連絡会議 ・臨時会随時開催	・医療機関等との連携強化検討 ・感染症対策連絡会議 ・臨時会随時開催	・医療機関等との連携強化検討 ・感染症対策連絡会議 ・臨時会随時開催
3	新型コロナ等に対応する行動計画の改訂	運用	運用	改訂	運用	運用
4	都区市で実施する食中毒訓練への参加	1回	1回	1回	1回	1回
指標	感染症対応訓練の実施【年間】	3回	2回	2回	3回	3回
備考						

主管課：保健予防課、生活衛生課



政策の柱 10 子どもの笑顔があふれるまちの実現

< 10年後のめざす姿 >

- しながわネウボラネットワーク*をはじめとした、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援体制が確立され、誰もが安心して子どもを産み、楽しく子育てができるまちになっています。
- 個々の家庭のライフスタイルに応じた子育てサービスが充実し、すべての子育て世帯が自由に保育・教育環境を選択することが可能となっています。
- 地域での子育て力が向上し、地域ぐるみで子どもを見守り育てる、誰もが子どもにやさしく、子どもたちの笑顔があふれるまちになっています。
- 児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応が図られるよう、区と学校や警察などの関係機関が連携し、すべての児童が適切な養育を保障され、児童虐待のないまちが実現しています。

< 10年後のめざす姿を実現するための基本的な考え方と計画事業 >

子育て・親育ちを支援する

- しながわネウボラネットワークの推進
- 医療的ケア児と家族支援の充実

子育て力のある地域社会をつくる

- 児童家庭相談・支援機能の充実
- 区立児童相談所の開設・運営

子育て支援・教育機能を拡充・強化する

- 子育て世帯の交流機会の充実
- 多様な一時預かりサービスの充実
- 質の高い保育・乳幼児教育の提供
- 区立保育園・児童センターの改築
- 保育園・幼稚園・すまいるスクールにおける特別な配慮を要する子どもの保育・乳幼児教育等の充実

< 関連するSDGsのゴール >



<実施計画事業>

しながわネウボラネットワークの推進

方向性		・子どもを安心して健やかに産み育てられる環境を整えるため、母子保健、子育て情報の提供、子育てサポートプランの構築等、妊娠・出産・育児における切れ目のない支援を推進する。				
事業概要		・保健センター、児童センターで妊娠期、子育て期それぞれの段階に応じた相談を受ける。 ・産後期には母体ケア・育児ケア・育児指導を行うほか、産後の家事育児サポートに係る費用助成を行う。				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	(妊娠期) ネウボラ面接の実施【年間】	3,700人	3,400人	3,700人	3,700人	3,700人
2	(産後期) 産後ケア事業の実施(日帰り型・訪問型・宿泊型) 産後の家事育児支援の利用助成【年間】	実施 延950件	実施 延810件	推進 延840件	推進 延870件	推進 延900件
3	(子育て期) 子育てネウボラ相談実施施設数【年間】 子育てネウボラ相談の実施【年間】	13施設 延2,800件	9施設 延2,200件	10施設 東大井：開設 中原：工事 延2,275件	11施設 中原：開設 延2,350件	12施設 延2,425件
指標	しながわネウボラネットワーク事業の満足度	90%	85%	85%	85%	85%
備考						

主管課：子ども家庭支援センター、品川保健センター

<実施計画事業>

医療的ケア児と家族支援の充実

方向性		・「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立するなど、医療的ケア児*の日常生活・社会生活を社会全体で支援することが求められている。医療的ケア児が健やかに成長するとともに、その家族が地域で孤立することなく安心して生活できるよう支援する。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児とその家族同士、地域子どもたちとの交流を通じて地域コミュニティへの参加を促進するとともに、子育てに関する相談支援を実施する。 ・ 医療的ケア児の支援に関わる機関等が連携し、地域における課題や対策の意見交換および情報共有を図るため、関係機関連絡会を開催する。 				
年次計画・指標		目標 (令和 11 年度)	現況 (令和 3 年度)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	医療的ケア児への支援（インクルーシブひろば*の登録者数）	39 人	28 人	29 人	31 人	32 人
2	医療的ケア児等支援関係機関連絡会*の開催【年間】	3 回	1 回	3 回	3 回	3 回
指標	インクルーシブひろば*の利用者数【年間】	延 3,840 人	延 180 人	延 1,920 人	延 2,400 人	延 2,880 人
備考						

主管課：障害者施策推進課、障害者支援課

<実施計画事業>

児童家庭相談・支援機能の充実

方向性		・児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、子どもと家庭に関する総合相談、地域における子どもと家庭に対する支援網の構築を推進する。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員、専門相談員、保健師による児童家庭相談およびしながわ見守りホットライン*により虐待相談を24時間体制で受ける(令和6年度以降は区立児童相談所*と連携して対応)。 ・乳幼児ショートステイ事業として、生後5日から1歳未満までの養育に不安のある家庭の乳幼児を中心に、期間7日以内で預かりを行う。 ・保護者の疾病・出産等による入院等で、一時的に子どもを養育するのに困難が生じた場合はショートステイ、保護者が仕事等により帰宅が夜間になる場合はトワイライトステイにより、短期的に児童の養育・保護を行う。 ・保護者の強い育児疲れや不適切な養育状態にある家庭の児童について、要支援ショートステイにより、施設に受け入れ養育する。 ・保健所、保健センター等と連携し、子どもの健全な成長に懸念がある家庭に対し、児童虐待の予防的支援として養育支援訪問を行う。 ・ヤングケアラー*の実態把握を行い、具体的支援策につなげる。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	児童家庭相談の実施	推進	実施	推進	推進	推進
2	乳幼児ショートステイ	推進	準備	実施	推進	推進
3	ショートステイ・トワイライトステイ【年間】	延160人	延160人	延160人	延160人	延160人
4	要支援家庭対象のショートステイ事業	推進	準備・実施	推進	推進	推進
	養育支援訪問の実施【年間】	50回	5回	50回	50回	50回
5	ヤングケアラー支援の実施	推進	準備	実施	推進	推進
指標	相談対応が終了した割合	80%	70%	80%	80%	80%
備考						

主管課：子ども家庭支援センター

<実施計画事業>

区立児童相談所の開設・運営

方向性		・住民生活に身近な基礎自治体として、子どもに寄り添い切れ目のない一貫した支援を行い、地域の子どもの健やかな育ちを守るため、新たに区立児童相談所（一時保護所*を含む）を設置する。				
事業概要		・子どもの最善の利益と権利擁護に資する相談、援助、一時保護等を一貫して支援するための施設を整備する。 ・関係機関と協議・連携し人材確保を進めるとともに、近隣自治体への派遣・研修等により、人材の育成を図る。				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	施設整備	開設 〔完了(6年度)〕	工事	工事 (令和5年1月 竣工)	準備	開設
2	人材の確保・育成	推進	実施	推進	推進	推進
指標	施設整備の進捗 状況	—	25%	100%	—	—
備考						

主管課：子ども育成課

<実施計画事業>

子育て世帯の交流機会の充実

方向性		・子育て中の保護者が、悩みや不安を気軽に相談・共有できる交流機会の充実を図るため、地域で実施する子育て支援グループへの支援・助成を行うほか、区が実施する事業を充実するなど、子育てしやすい地域づくりを進める。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・地域で活動する子育て支援グループの活動や、新規グループの立ち上げ、交流会等の開催に対して支援・助成を行い、交流機会の充実を図る。 ・地域の子育て支援の人材育成を実施し、地域ぐるみで子育て支援ができるまちづくりを推進する。 ・多世代交流施設、区民センター、児童センター等で行う子育て応援プログラム（すきっぷひろば*、産後ママのセルフケア*、離乳食・幼児食レッスンなど）、児童センターでの親育ちワークショップ*等、ポップンルーム*の運営など各種事業を実施し、子育て中の保護者同士の交流機会の充実を図る。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	子育て支援グループ活動等支援・助成	推進	実施	推進	推進	推進
	講演会・交流会の開催	推進	実施	推進	推進	推進
2	ボランティア育成等講座開催【年間】	40回	40回	40回	40回	40回
3	子育て応援プログラムの実施【年間】	260回	178回	224回	224回	260回
4	親育ち支援事業の実施【年間】	385回	345回	385回	385回	385回
5	ポップンルーム（地域交流事業）の運営【年間】	6施設	3施設	4施設	4施設	5施設
指標	各事業利用者数【年間】	延 47,397人	延 28,000人	延 35,471人	延 41,011人	延 41,498人
備考						

主管課：子ども育成課、保育支援課

<実施計画事業>

多様な一時預かりサービスの充実

方向性		・子育て世帯への多様な一時預かりサービスを用意することで、保護者の経済的・心理的負担の軽減を図り、ゆとりをもって子育てができる環境を整える。				
事業概要		・在宅子育て世帯を対象とするオアシスルーム*や私立保育園等による一時預かり、その他世帯も対象となるベビーシッター一時預かりにより、買い物、リフレッシュ、通院等一時的な保育が必要なさまざまな場面で子どもの時間単位の一時的預かりを行う。				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	オアシスルーム等(生活支援型一時保育)の運営【年間】	15施設	12施設	12施設	13施設	14施設
2	私立保育園での一時預かり実施【年間】	40施設	16施設	18施設	20施設	23施設
3	ベビーシッター一時預かり事業の実施【年間】	180人	—	170人	172人	175人
指標	各事業利用者数【年間】	33,871人	25,789人	26,161人	28,574人	30,998人
備考						

主管課：保育支援課

<実施計画事業>

質の高い保育・乳幼児教育の提供

方向性		<ul style="list-style-type: none"> ・保育園職員に必要な知識・能力を効果的に習得するため、体系化された研修を計画的に受講できる環境を整備し、保育者のスキルの向上を図る。 ・保育・教育水準の維持・向上を図るため各園への巡回支援・指導検査を実施する。 ・連携協議会を設置し保育施設間の結び付きを深め、各地域の情報を共有することで、地域レベルでの保育の質の向上を推進する。 ・公私立保育園・幼稚園と近隣の小学校が連携・協力し、園児が学校環境に慣れ親しむ機会をつくり、学校生活に期待や意欲をもって就学できることをめざす。 				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・保育園職員が必要な知識・能力を習得できるよう自己評価システムを導入し、区立園保育士の力量を数値化し、効果的な研修を実施する。 ・区立、私立の各園へ職員が訪問し、園の実情に合わせて行う助言や、児童福祉法や子ども・子育て支援法等の法令を根拠とした指導検査を行う。 ・区立、私立保育園の連携協議会を地域センター管轄区別の13地区ごとに設置し、合同研修、研究会等を実施する。 ・保育園・幼稚園・小学校の職員および園児と児童の交流の推進や、小学校の校長・教職員を講師とした保育園・幼稚園での研修を行う。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	のびのび育つしながわっこ*に基づく保育士向け研修	推進	実施	推進	推進	推進
2	巡回支援・指導検査	推進	実施	推進	推進	推進
3	連携協議会の設置および運営	推進	設置	推進	推進	推進
	各地区の協議会、交流会、研修会等の開催【年間】	52回	26回	26回	39回	39回
4	保育園・幼稚園と小学校の連携事業	推進	推進	推進	推進	推進
指標	利用者満足度※	85%	80%	80%	80%	80%
備考		※ 区立保育園の第三者評価事業で実施する「総合的な満足度」を引用				

主管課：保育課、保育支援課

<実施計画事業>

区立保育園・児童センターの改築

方向性		・各施設の改築を計画的に進め、安全かつ安心で質の高い保育を提供するとともに、地域における子育て支援、健全育成を推進する。							
事業概要		・施設の耐用年数等を考慮した計画的な改築により、保育環境を充実させるとともに、児童センターについてはネウボラ相談機能*など多機能施設化を検討し、子育て支援、健全育成環境の向上を図る。 ・中長期的な人口動向等を踏まえて、民営化を含む保育施設および児童センターの整備に関わる方針を策定する。							
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
1	保育園の改築	8施設(累計) 【3年度開設】 南ゆたか 南ゆたか 八潮西 【4年度開設】 三ツ木 東大井 一本橋 【5年度開設】 三ツ木 【6年度開設】 一本橋 大井 【7年度開設】 中原 【10年度開設】 東五反田	2施設 南ゆたか 開設 八潮西 開設 東大井 工事 三ツ木 工事 一本橋 工事 中原 設計	1施設 東大井 開設 三ツ木 工事 一本橋 工事 中原 設計	1施設 三ツ木 開設 一本橋 工事 大井 工事 中原 工事	2施設 一本橋 開設 大井 開設 中原 工事 東五反田 設計			
2	保育施設の整備等検討	推進	準備	検討		推進		推進	
3	児童センターの改築	5施設(累計) 【3年度開設】 南ゆたか 南ゆたか 【4年度開設】 東大井 一本橋 【6年度開設】 一本橋 【7年度開設】 中原 【10年度開設】 東五反田	1施設 南ゆたか 開設 東大井 工事 一本橋 工事 中原 設計	1施設 東大井 開設 一本橋 工事 中原 設計	0施設 一本橋 工事 中原 工事		1施設 一本橋 開設 中原 工事 東五反田 設計		
4	児童センターの整備等検討	推進	準備	検討		推進		推進	
指標	改築完了施設数	13施設(累計)	3施設	2施設		1施設		3施設	
備考									

主管課：子ども育成課、保育課

<実施計画事業>

保育園・幼稚園・すまいるスクール*における特別な配慮を要する子どもの保育・乳幼児教育等の充実

方向性		・すべての子どもに専門性の高い保育を行い、健やかな成長、発達を支援するとともに児童の最善の利益を追求する。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・各保育園・幼稚園において心理士・専門医などによる巡回相談*を行い、保育士の特別な配慮を要する子どもに対する対応能力の向上を図る。 ・保護者向けに育児相談会を実施し、子育てを支援する。 ・医療的ケア児が心身の状況に応じた支援を受けられるよう、施設等の整備、看護師の配置を行う。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	心理士による保育園・幼稚園への巡回相談・個別相談の実施【年間】	1,164回	587回	791回	923回	1,040回
2	保護者向け育児相談会の開催【年間】	80回 相談160件	68回 相談136件	72回 相談144件	72回 相談144件	76回 相談152件
3	医療的ケア児の受け入れ	実施	実施	実施	実施	実施
指標	子育てへの不安感等が軽減された保護者の割合	85%	80%	80%	80%	80%
備考						

主管課：保育課、保育支援課、子ども育成課

政策の柱 11 未来を切り拓く学校教育の推進

< 10年後のめざす姿 >

- 義務教育9年間の一貫した質の高い教育が、各学校の持ち味を活かした多様な方法で実践され、複雑化・多様化している時代を生き抜く力を、児童・生徒が身に付けています。
- すべての児童・生徒の学ぶ機会を保障するため、個々の教育的ニーズに応じた支援体制が構築されています。
- 品川コミュニティ・スクール*の活動が活発になり、学校や家庭、地域が一体となった社会総がかりの教育が行われ、地域とともにある学校づくりが進められています。
- 学校施設の改築や設備の向上が進み、児童・生徒が安全で充実した学習環境のもと、学校生活を送っています。ICT（情報通信技術）*機器の利用環境も一層充実し、情報活用能力が向上しています。

< 10年後のめざす姿を実現するための基本的な考え方と計画事業 >

未来を切り拓く力を育む教育を推進する

- 社会を生き抜く力を育む市民科教育の充実・発展
- 英語教育の推進
- 伝統・多文化理解の促進
- ICTを活用した学習の推進

学ぶ機会を保障する支援体制を推進する

- 教育のインクルージョンの実現に向けた取り組みの充実
- いじめの根絶に向けた対策強化
- 不登校児童・生徒への支援の充実

地域とともにある学校づくりを推進する

- 地域との連携・協働による品川コミュニティ・スクールの推進

良好な教育環境をつくる

- 学校改築の計画的な推進

教員の働きやすい環境を整備・拡充し、資質向上を図る

- 区固有教員の配置と育成

< 関連するSDGsのゴール >



<実施計画事業>

社会を生き抜く力を育む市民科教育*の充実・発展

方向性		・児童・生徒が、社会の一員として必要な資質と能力、実生活で活かせる実践的な力を習得するため、区独自の教科「市民科」の学習の中で、教養豊かで品格ある人間形成をめざす取り組みを9年間を通して系統的に実施する。				
事業概要		・令和元年度に全中学校区で策定した「市民科一貫プラン*」に基づき、各校区でめざす共通の児童・生徒像の実現に向けた特色ある取り組みを行う。 ・豊かな社会性を養うための重点事業である経済活動体験「スチューデント・シティ*」、将来設計学習「ファイナンス・パーク*」を継続して実施する。 ・土業を講師に招いた授業を実施し、法教育等の専門的な学習の機会を設ける。				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	市民科一貫プランの充実	充実	全校実施	充実	充実	充実
2	スチューデントシティ・ファイナンスパークの実施	全校実施	全校実施	全校実施	全校実施	全校実施
3	専門家講師（土業）による授業の充実【年間】	23校	7校	9校	11校	13校
指標	保護者アンケート結果※	95%	93.7%	94%	94.4%	94.7%
備考		※保護者アンケートにおける「独自教科である市民科は、良い学習だと思う。」という設問に対し「当てはまる・どちらかという当てはまる」と肯定的に回答した保護者の割合。				

主管課：教育総合支援センター

<実施計画事業>

英語教育の推進

方向性		・グローバル社会における豊かな国際感覚を醸成するとともに、「使える英語力」を身に付け、積極的にコミュニケーションを図る態度を養うために、1年生から9年生において体系化された区独自の英語教育を充実する。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・1～6年生は、ALT（外国語指導助手）派遣・JTE（英語専科指導員）配置による授業やジュニア・イングリッシュキャンプなどを実施する。 ・7～9年生は、ALT（外国語指導助手）派遣、グローバル人材育成塾*などを実施する。 ・オンライン英会話*を対象学年を拡大して実施する。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	ALT派遣 JTE配置 (1～9年生)	全校実施	全校実施	全校実施	全校実施	全校実施
2	オンライン英会話の実施【年間】	推進	8年生：年200分	8年生：年200分 9年生：年100分	7年生：年100分 8年生：年200分 9年生：年100分	7年生：年100分 8年生：年200分 9年生：年100分
3	グローバル人材育成塾の実施 (7～9年生)	全校実施	全校実施	全校実施	全校実施	全校実施
指標	CEFR* A1 レベル以上の9年生の割合	80%	80%	80%	80%	80%
備考						

主管課：指導課

<実施計画事業>

伝統・多文化理解の促進

方向性		・共生社会の実現、国際社会の平和、地域の発展に貢献し、海外へも発信できる児童・生徒を育成するために、自国や地域における伝統や文化等への理解を深めるとともに、世界の多様性を尊重する意識を醸成する。				
事業概要		・地域講師による伝統文化に関する授業や、伝統文化に関するさまざまな学習（茶道、伝統工芸、伝統楽器体験など）を実施し、児童・生徒の理解を促進する。 ・東京 2020 大会終了後も、レガシーとして引き続き競技体験や「しながわ学校 2020 レガシー*」などの教育活動を展開する。				
年次計画・指標		目標 (令和 11 年度)	現況 (令和 3 年度)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	伝統文化学習の推進	全校で推進	全校で推進	全校で推進	全校で推進	全校で推進
2	地域講師による授業の実施【年間】	全校実施	25 校	32 校	39 校	46 校（全校）
3	東京 2020 大会レガシーの継続	・ブラインドサッカー体験 15 校 （8 年全校） ・しながわ学校 2020 レガシー 全校・全園	・ブラインドサッカー体験 15 校 （8 年全校） ・オリンピック・パラリンピック教育 全校・全園	・ブラインドサッカー体験 15 校 （8 年全校） ・しながわ学校 2020 レガシー 全校・全園	・ブラインドサッカー体験 15 校 （8 年全校） ・しながわ学校 2020 レガシー 全校・全園	・ブラインドサッカー体験 15 校 （8 年全校） ・しながわ学校 2020 レガシー 全校・全園
指 標	児童・生徒のアンケート結果※	75%	68.3% (令和 2 年度)	—	70%	—
備考		※児童・生徒アンケートにおける「学校や地域、我が国や諸外国の伝統文化について、理解を深めようとする事ができる」という設問に対し「当てはまる・どちらかといえば当てはまる」と肯定的に回答した児童・生徒の割合（3年に1回の集計）				

主管課：指導課、教育総合支援センター

<実施計画事業>

ICTを活用した学習の推進

方向性		・ G I G Aスクール構想により、全ての児童・生徒に配備したタブレット端末を効果的に活用し、情報活用能力の向上を図るとともに、一人ひとりに合った学び・協働的な学びを実現する授業の実施により「主体的・対話的で深い学び」を効果的に推進する。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体の先進事例や I C T活用重点校の取り組み成果等を全校へ還元し、各学校の取り組みを推進する。 ・ I C T効果検討委員会におけるタブレット端末の使用状況や児童・生徒、教員への意識調査結果などを基に、効果的な活用につなげる。 ・ 専門家を講師とした研修や、校内研修等を推進し、教育の質の向上を図る。 				
年次計画・指標		目標 (令和 11 年度)	現況 (令和 3 年度)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	ICT 活用の推進	全校で推進	全校で推進	全校で推進 ICT シンポジウム実施	全校で推進	全校で推進
2	ICT 活用の効果 検証	・ 効果的な活用推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討委員会 年 3 回 ・ 活用状況調査 重点校 3 校 ・ 教員 PT による 効果検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活用状況調査 全校 ・ 教員 PT による 効果検証 	・ 効果的な活用推進 全校	・ 効果的な活用推進 全校
3	ICT 関連研修の 実施	継続	全教員・ICT 推 進担当教員研修 6 回	全教員・ICT 推 進担当教員研修 6 回	効果的な授業の 実施	継続
指 標	児童・生徒のアン ケート結果※	90%	88.6%	89%	89%	90%
備 考		※児童・生徒アンケートにおける「授業でもっとコンピュータやタブレットなどの ICT 機器を活用したいと思いますか。」という設問に対し、「当てはまる・どちらかといえば当てはまる」と肯定的に回答した児童・生徒の割合				

主管課：指導課、教育総合支援センター

<実施計画事業>

教育のインクルージョンの実現に向けた取り組みの充実

方向性		・就学人口の増加とともに、支援の必要な児童・生徒の増加や課題の多様化が見込まれる中、誰もが学ぶ機会を受けられる教育のインクルージョン*を実現するため、個々の教育的ニーズに応じた取り組みを行う。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級の整備として、令和4年度に自閉症・情緒学級を大崎中に新規開設する。 ・特別支援教室*における訪問指導や発達障害教育支援員の配置等により、発達障害のある児童・生徒への適切な支援・指導を行う。 ・就学相談において保護者の希望のもと丁寧な対応を行うとともに、医療的ケア児の受け入れにあたっては看護師の配置を継続的に実施する。 ・タブレット端末とアプリ等を有効に活用し、児童・生徒の個々の特性に応じた教育を実施する。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	特別支援学級の整備	推進	<ul style="list-style-type: none"> ・知的学級：12級 (全義務教育学校設置) ・病弱学級：1校 ・自閉症・情緒学級：1校 ・言語通級：2校 ・難聴通級：1校 	自閉症・情緒学級開設(大崎中) 1校	難聴通級開設検討	難聴通級開設準備
2	発達障害のある児童・生徒への支援	充実	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教室における訪問指導 全校実施 ・発達障害教育支援員の配置 検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教室における訪問指導 充実 ・発達障害教育支援員の配置 開始 	充実	充実
3	就学・転学相談の充実	充実	充実	充実	充実	充実
4	医療的ケア児の受け入れ	実施	開始	実施	実施	実施
5	タブレット端末を活用した特別支援教育の充実	充実	充実	充実	充実	充実
指標	特別支援学級の総学級数	68学級	51学級	54学級	57学級	59学級
備考						

主管課：教育総合支援センター

<実施計画事業>

いじめの根絶に向けた対策強化

方向性		・いじめの未然防止・早期発見・早期解決を図るため、各種いじめ対策事業の内容充実を図り効果的に実施するとともに、品川学校支援チーム（HEARTS*）を中心とした相談支援体制を強化する。				
事業概要		・いじめ防止対策事業として学級風土調査（全7年生）やhyper-QU*（全4・5年生および希望校）の実施、「いじめ防止バッジ」による啓発などの取り組みを進める。 ・HEARTSの体制を強化し、巡回相談員や教育相談室、各関係機関との連携によるケース対応などを行い、児童・生徒の課題解決を図る。				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	いじめ防止対策事業の充実	充実	充実	充実	充実	充実
2	HEARTSを中心とした相談支援体制の確保	体制強化	継続	体制強化	継続	体制強化
3	保護者・地域・関係機関等の連携	品川区いじめ根絶協議会（年2回）	品川区いじめ根絶協議会（年2回）	品川区いじめ根絶協議会（年2回）	品川区いじめ根絶協議会（年2回）	品川区いじめ根絶協議会（年2回）
指標	いじめ解消率※	85%	72% (令和2年度)	74%	76%	78%
備考		※いじめ認知件数のうち、3か月以上いじめの事象が発生していないか、被害の児童・生徒が心身の苦痛を感じていないなど解消された件数の割合。				

主管課：教育総合支援センター

<実施計画事業>

不登校児童・生徒への支援の充実

方向性		・増加傾向にある不登校児童・生徒の学習や体験活動など、教育の機会を確保するため、指導員の充実などにより適応指導教室（マイスクール）の運営体制の充実を図る。				
事業概要		・マイスクールと在籍校が連携し、個々の状況に配慮した学習指導や心理の専門家による教育相談等を行い、不登校児童・生徒の学校への復帰を含めた支援を行う。				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	マイスクールの運営・ 充実（五反田・浜川・八潮）	定員数 100 名	定員数 60 名	定員数 65 名	定員数 70 名	定員数 75 名
2	HEARTS を中心とした相談支援体制の確保	体制強化	継続	体制強化	継続	体制強化
指標	児童・生徒の不登校出現率 (都・区比較) ※	1～6年：0.78 7～9年：0.74	0.86 0.82 (令和2年度)	0.85 0.81	0.84 0.80	0.83 0.79
備考		※児童・生徒の不登校出現率（不登校者数／児童・生徒数）における東京都を1とした際の品川区の値				

主管課：教育総合支援センター

<実施計画事業>

地域との連携・協働による品川コミュニティ・スクールの推進

方向性		<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの豊かな成長を支える「地域とともにある学校づくり」を一層推進するため、取り組みの継続と内容の充実を図るとともに、ボランティアの育成を進める。また、各学校の連携グループ（中学校区）での取り組みを強化し、効果的に事業を推進する。 				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> 校長・保護者・地域住民・学識経験者等が、「学校運営の基本方針の承認」や「教育活動の評価」等、学校運営への参画を行う校区教育協働委員会を開催する。 学校支援地域本部において、「学校地域コーディネーター」が調整役となり、「品川地域未来塾*」等、学校を支援する取り組みを行う。 各連携グループにおいて、グループミーティングを新たに導入し、人材情報や取組事例の共有化を図る。 				
年次計画・指標		目標 (令和 11 年度)	現況 (令和 3 年度)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	校区教育協働委員会の開催【年間】	全校実施 6 回	全校実施 6 回	全校実施 6 回	全校実施 6 回	全校実施 6 回
2	学校支援地域本部におけるボランティアの育成	3,000 人	2,093 人	2,200 人	2,400 人	2,600 人
3	学校地域コーディネーターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> 研修会・連絡会 実施 中学校区 グループミーティング 充実 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会・連絡会 実施 中学校区 グループミーティング 導入 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会・連絡会 実施 中学校区 グループミーティング 充実 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会・連絡会 実施 中学校区 グループミーティング 充実 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会・連絡会 実施 中学校区 グループミーティング 充実
4	品川地域未来塾の実施	全校実施	全校実施	全校実施	全校実施	全校実施
指標	保護者アンケート結果※	95%	93.5%	—	—	94.5%
備考		※保護者アンケートにおける「お子さんの通っている学校は地域と連携している」という設問に対し、肯定的な回答をした保護者の割合（3年に1回集計）。				

主管課：指導課

<実施計画事業>

学校改築の計画的な推進

方向性		・建物の老朽度や就学人口の動向、地域バランス等を踏まえて計画的に学校改築を推進し、児童・生徒が安全で快適な学校生活を送れるよう、良好な学習環境を整備する。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の老朽化や就学人口の増加、少人数学級化に対応するため、計画的に改築を行う。その際、最大限に運動スペースを確保するなど、学習環境の向上に努める。 ・災害時には地域防災の要となるよう、排水管の耐震化、マンホールトイレ、防災倉庫の整備等、防災機能の充実を図る。 				
年次計画・指標		目標 (令和 11 年度)	現況 (令和 3 年度)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	学校改築の 計画的な推進	①鮫浜小 令和 4 年度竣工	①鮫浜小 校舎・外構工事	①鮫浜小 外構工事、竣工	—	—
2		②浜川小・幼稚園 令和 7 年度竣工	②浜川小・幼稚園 園舎工事	②浜川小 校舎工事	校舎工事	外構工事
3		③第四日野小 令和 8 年度竣工	③第四日野小 校舎工事	③第四日野小 校舎工事	校舎工事	校舎工事
4		④浜川中 令和 9 年度竣工	④浜川中 実施設計	④浜川中 校舎工事	校舎工事	校舎工事
5		⑤城南第二小 令和 10 年度竣工	⑤城南第二小 基本設計	⑤城南第二小 実施設計	校舎工事	校舎工事
6		⑥源氏前小 令和 11 年度竣工	—	⑥源氏前小 基本設計	実施設計	校舎工事
7				—	⑦鈴ヶ森小 基本設計	実施設計
8				—	—	⑧新規改築校 基本設計
指 標	学校改築竣工校数 (新規着手校数)	6 (8) 校 ※令和 4~11 年累計	0(1)校	1 (1) 校	0 (1) 校	0 (1) 校
備 考						

主管課：庶務課

<実施計画事業>

区固有教員の配置と育成

方向性		・品川区独自の一貫教育を円滑・継続的に進めるため、品川区に愛着を持ち、高い使命感と意欲がある区固有教員を配置し、学力の向上と豊かな人間性の育成を図る。				
事業概要		・区独自の採用試験により、固有教員を採用するとともに、独自の研修プログラムを実施し、固有教員としての資質を高め、品川教育のさらなる充実を図る。				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	固有教員の配置	一般教員 30人	27人	27人	30人	30人
2	固有教員の育成	・独自研修 年6回 ・校長級職* 育成	・独自研修 年6回 ・校長級職 制度構築	・独自研修 年6回 ・校長級職 制度開始	・独自研修 年6回 ・校長級職 育成	・独自研修 年6回 ・校長級職 育成
指 標	保護者アンケート 結果※	95%	94.4%	95%	95%	95%
備考		※保護者アンケートにおける「現在通っている学校に満足している」という設問に対し、肯定的な回答をした保護者の割合。				

主管課：指導課



ジュニア・イングリッシュキャンプ

政策の柱 12 青少年の成長と自立の支援

< 10年後のめざす姿 >

- すべての子どもや若者が、自立した個人として社会性を育み、心身ともに健やかな成長を図るための環境が整っています。
- 子ども・若者の個人としての尊厳や多様性を重んじ、その最善の利益が考慮される社会になっています。
- 経済面や不登校、ひきこもりなど社会的自立に困難を抱える青少年およびその家庭への支援体制など、学校や社会への復帰、再スタートをサポートする体制が構築されています。
- 子ども・若者の成長を地域・家庭など社会全体で支えるための環境が整備されています。

< 10年後のめざす姿を実現するための基本的な考え方と計画事業 >

すべての青少年の成長を支援する

- 社会的自立に向けた青少年の体験・交流機会の充実

社会的自立に困難を抱える青少年を支援する

青少年の成長を支える環境を整備する

< 関連するSDGsのゴール >



<実施計画事業>

社会的自立に向けた青少年の体験・交流機会の充実

方向性		・青少年の健全育成を支援するため、地域における人との出会い・交流体験活動や居場所の確保、各種支援の充実を図る。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・品川区子ども・若者計画*の改定準備を進めるとともに、若者の新たな活動拠点の検討や児童センターの役割・機能の見直しなど、子ども・若者支援施策の方向性を整理する。 ・社会的自立に困難を有する青少年に対し、本人が安心して過ごすことのできる居場所の確保や相談体制の充実を図るほか、区内企業と連携したプログラミング講座などの支援プログラム、ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援を行う。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	子ども・若者計画の改定	推進	調査	改定検討委員会実施	第2期子ども・若者計画策定	推進
2	子ども・若者支援施設における相談・支援【年間】	3か所	2か所	2か所	2か所	2か所
3	社会体験プログラムメニューの実施【年間】	54項目	25項目	28項目	30項目	33項目
4	学習支援事業*の実施（小学生10名、中・高生30名）【年間】	20回	20回	20回	20回	20回
指標	社会体験プログラム参加者数【年間】	1,642人	766人	843人	927人	1,020人
備考						

主管課：子ども育成課、子育て応援課

政策の柱 13 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

< 10年後のめざす姿 >

- 健康づくりや介護予防の推進、住まいの確保などが充実し、地域包括ケアシステム*が構築され、高齢者が安心して地域で自立した日常生活を送っています。
- 医療と介護の連携による適切な支援の提供、地域密着型サービス*や常時介護が必要になった場合のセーフティネットとしての介護保険施設*が整備されています。
- ICT（情報通信技術）、AI（人工知能）等、先端技術の活用による効果的・効率的な介護サービスの提供や情報管理などが行われ、介護人材の確保・育成支援が充実し、さらに質の高い介護保険事業が運営されています。

< 10年後のめざす姿を実現するための基本的な考え方と計画事業 >

地域包括ケアシステムを推進する

- 介護予防事業の充実
- 認知症の早期発見および理解促進と本人・家族支援
- 高齢者の住宅あつ旋事業と生活支援サービスの推進

医療と介護の連携を推進する

- 医療と介護の連携体制と在宅療養の強化

多様な入所・入居系施設の充実を図る

- 高齢者福祉施設の整備促進

質の高い介護保険事業を運営する

- 介護福祉職員の確保・定着支援の充実

< 関連するSDGsのゴール >



<実施計画事業>

介護予防事業の充実

方向性		・高齢者が要介護状態等になることを予防・軽減し、自立した日常生活を送れるよう、介護予防事業の充実を図る。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防事業として、運動系介護予防事業*、認知症予防事業*、栄養改善事業*を実施する。 ・後期高齢者健康診査の健診データ（肥満、低栄養のデータなど）、介護レセプト、体力測定結果などを収集・活用し、より効果的に運動系介護予防事業や栄養改善事業を実施する。 ・地域の高齢者を主体として地域介護予防活動を実施する団体が、継続的に運動への取り組みができるよう、活動の立ち上げを支援する。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	運動系介護予防事業の実施【年間】	38会場	36会場	36会場	37会場	37会場
2	認知症予防事業の実施	継続	継続	継続	継続	継続
3	栄養改善事業の実施	充実	継続	継続	充実	充実
4	健診データの活用による介護予防事業の充実	推進	検討	検討・調整 データ分析	介護予防事業への活用	推進
5	地域介護予防活動の立ち上げ支援【年間】	15団体	3団体	15団体	15団体	15団体
指標	介護予防事業の参加者数【年間】	延 41,900 人	延 32,200 人	延 32,200 人	延 38,400 人	延 38,400 人
備考						

主管課：高齢者地域支援課

<実施計画事業>

認知症の早期発見および理解促進と本人・家族支援

方向性		<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者の増加が今後も見込まれていることから、認知症を早期に発見・対応し、認知症本人に合ったサービスを提供するとともに、地域住民の認知症に関する理解を深め、地域で認知症本人を見守り支えていくしくみづくりを推進する。 ・認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）*および認知症施策推進大綱*に基づき、効果的に事業を推進する。 				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の早期発見・対応や理解促進および普及啓発を行うための「機会づくり」として、認知症検診や認知症サポーター養成講座*、認知症講演会を実施する。 ・認知症本人が自らの思いや願いを本人同士で語り合うことや、地域住民との相互の交流、認知症本人と家族が共に活動を行うための「場づくり」として、本人ミーティング*や認知症カフェ、認知症本人・家族支援事業*の運営支援を実施する。 				
年次計画・指標		目標 (令和 11 年度)	現況 (令和 3 年度)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	認知症検診の実施【年間】	9,200 人	—	350 人	4,160 人	4,880 人
2	認知症サポーター養成講座事業の推進【年間】	60 回	40 回	60 回	60 回	60 回
3	認知症講演会の実施【年間】	3 回	2 回	3 回	3 回	3 回
4	本人ミーティングの開催【年間】	24 回	5 回	6 回	12 回	12 回
5	認知症カフェ運営支援【年間】	26 件	5 件	19 件	21 件	23 件
6	認知症本人・家族支援事業運営支援（ミーティングセンター）【年間】	充実	—	3 件	3 件	3 件
指標	認知症検診の受診率	11.5%	—	—	5.2%	6.1%
	本人ミーティングの参加者数【年間】	延 240 人	延 60 人	延 30 人	延 96 人	延 96 人
	認知症サポーター養成講座受講者数【累計】	29,600 人	18,600 人	20,000 人	21,400 人	22,800 人
備考						

主管課：高齢者地域支援課

<実施計画事業>

高齢者の住宅あっ旋事業と生活支援サービスの推進

方向性		・住宅に困窮し、日常の自立生活に不安のある高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住まいの確保に関する相談や助成支援、生活支援を実施する。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・立ち退き等により転居の必要がある高齢者に対し、民間住宅の紹介および転居に要する礼金等の費用を助成する。 ・居住支援協議会*を通じて関係団体と連携し、住宅に困窮する高齢者の転居を支援する。 ・民間住宅に居住する高齢者を対象に、生活支援サービス（定期連絡・生活相談・緊急対応などの見守り・家財処分サービスなど）を実施する。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	住宅あっ旋事業 (住宅費助成) の実施(申請者数)【年間】	30件	30件	30件	30件	30件
2	住宅生活支援サービスの実施【年間】	5件	5件	5件	5件	5件
指標	住宅あっ旋事業 (住宅費助成) 決定者数【年間】	15人	15人	15人	15人	15人
	住宅生活支援サービス利用者数【累計】	55人	17人	22人	27人	32人
備考						

主管課：高齢者地域支援課

<実施計画事業>

医療と介護の連携体制と在宅療養の強化

方向性		<ul style="list-style-type: none"> ・医療と介護の切れ目ない支援が継続され、在宅療養生活を送る高齢者が安心して生活ができるよう、地域の専門職と病院等関係機関の連携を強化する。 ・在宅療養生活を送る高齢者および在宅療養生活を支える医療職や介護職・福祉職に対し、必要な情報発信や啓発を行い、在宅療養生活に関する理解を深める。 				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケアブロック会議*を開催し、地域における課題の抽出・分析・検討を行うことで、療養生活を送る高齢者へのサービスを充実する。 ・医療依存度の高い高齢者に対応するため、医療職・介護職・福祉職の多職種連携研修を実施し、医療的知識を高め、療養生活への支援を充実する。 ・在宅療養生活に関するパンフレットの作成や啓発事業の実施により、情報発信の充実を図る。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	医療職・介護職・福祉職の連携強化によるサービスの充実（地域ケアブロック会議の開催）【年間】	ブロック8回 リーダー会6回	ブロック4回 リーダー会6回	ブロック8回 リーダー会6回	ブロック8回 リーダー会6回	ブロック8回 リーダー会6回
2	在宅療養生活の支援の充実（医療と介護の多職種連携研修の実施）【年間】	17回	3回	10回	17回	17回
3	在宅療養生活の情報発信・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅療養生活に必要な情報発信 ・在宅療養をテーマとした啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅療養生活に必要な情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅療養生活に必要な情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅療養生活に必要な情報発信 ・在宅療養をテーマとした啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅療養生活に必要な情報発信 ・在宅療養をテーマとした啓発
指標	会議・研修会・啓発事業の開催回数【年間】	32回	13回	24回	32回	32回
備考						

主管課：福祉計画課

<実施計画事業>

高齢者福祉施設の整備促進

方向性		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、高齢者福祉施設の整備を促進する。 ・在宅での生活が難しくなった際のセーフティネットとして、多様な入所・入居系施設の整備を促進する。 				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者による高齢者福祉施設を誘致するため、整備助成を実施する。 ・特別養護老人ホーム*、認知症高齢者グループホーム*、小規模多機能型居宅介護*（看護含む）の高齢者福祉施設を整備する。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護等への整備助成による誘致	認知症高齢者グループホーム 整備促進	認知症高齢者グループホーム 整備促進	認知症高齢者グループホーム 整備促進	認知症高齢者グループホーム 整備促進	認知症高齢者グループホーム 整備促進
		小規模多機能型居宅介護 整備促進	小規模多機能型居宅介護 整備促進	小規模多機能型居宅介護 整備促進	小規模多機能型居宅介護 整備促進	小規模多機能型居宅介護 整備促進
2	特別養護老人ホームの整備	整備促進	①小山台／基本計画	①小山台／基本計画・設計・国有地取得	①小山台／設計	①小山台／設計
			②八潮南増改築／基本計画 ③東大井三丁目都営住宅跡地／利用申請	②八潮南増改築／設計 ③東大井三丁目都営住宅跡地／公募・審査	②八潮南増改築／設計 ③東大井三丁目都営住宅跡地／審査・事業支援	②八潮南増改築／工事 ③東大井三丁目都営住宅跡地／事業支援
3	認知症高齢者グループホームの整備	整備促進	①小山台／基本計画	①小山台／基本計画・設計・国有地取得	①小山台／設計	①小山台／設計
			②八潮南増改築／基本計画	②八潮南増改築／設計	②八潮南増改築／設計	②八潮南増改築／工事
4	小規模多機能型居宅介護（看護含む）の整備	整備促進	①小山台／基本計画	①小山台／基本計画・設計・国有地取得	①小山台／設計	①小山台／設計
指標	特別養護老人ホームの定員数	—	973人	973人	973人	973人
	認知症高齢者グループホームの定員数	—	252人	252人	270人	288人
	小規模多機能型居宅介護（看護含む）の定員数	—	322人	351人	380人	409人
備考						

<実施計画事業>

介護福祉職員の確保・定着支援の充実

方向性		<ul style="list-style-type: none"> 慢性的な介護福祉職員の不足に対応するため、研修や助成支援を行い、介護福祉職員を確保するとともに、ICT（情報通信技術）を活用し介護福祉職員の業務負担を軽減することで就業の定着につなげる。 				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> 介護・看護職員を確保するため、初任者研修等の実施により介護・看護職員の確保支援を継続する。また、地方からの職員を確保するため、法人の求人活動や職員候補者の上京旅費・採用決定後の転居費用などの一部助成等を行う。 外国人職員を確保するため、賃貸住宅の家賃助成を実施する。 介護福祉専門学校生徒を対象に修学支援を実施し、卒業後の区内指定介護施設への就職につなげていく。 施設利用者の利便性・安全性を向上させ、介護福祉職員の負担を軽減するため、見守り支援システムを導入し、職務環境の整備を促進する。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	介護・看護職員等確保のための研修や確保に要する経費の助成の実施【年間】	20人	6人	13人	20人	20人
2	外国人介護職員確保のための家賃助成（ファミリーユ西品川）【年間】	12件	0件	10件	12件	12件
3	外国人介護職員確保のための家賃助成（民間賃貸住宅）【年間】	18件	6件	6件	10件	16件
4	介護福祉専門学校在校生に対する修学支援【年間】	40人	15人	18人	24人	40人
5	業務負担軽減のための見守り支援システムの導入	推進	1施設	1施設	1施設	1施設
指標	区の支援を活用した就業者数【年間】	90人	27人	47人	66人	88人
備考						

主管課：高齢者福祉課



認知症の人と家族を支えるために活動するキャラクター くるみちゃん

政策の柱 14 障害のある人がいきいきと暮らせる環境づくり

< 10年後のめざす姿 >

- 障害者本人やその介護者の高齢化、障害の重度化・重複化、価値観・ライフスタイルの多様化に合わせ、一人ひとりの障害特性やニーズを的確に把握し、さまざまな社会資源やサービスに適切につなぐための相談体制が整備されています。
- 乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、高齢期、それぞれのライフステージに求められる支援が総合的・継続的になされるよう、社会資源の整備、人材育成が充実しています。
- ICT（情報通信技術）利活用による視覚・聴覚障害者などのコミュニケーションの拡大や就労支援による社会参加など、新たな技術を活用した支援が充実しています。
- 障害者理解のための普及啓発活動の推進が図られ、障害のある人もない人もお互いに尊重し合い、支え合いながら、地域の中で共生する社会が構築されています。

< 10年後のめざす姿を実現するための基本的な考え方と計画事業 >

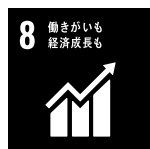
相談支援体制を充実する

地域での自立した生活を支援する

障害者の社会参加を促進する

- 地域生活支援拠点のサービス・相談体制の充実
- 障害者グループホームの整備促進
- 重症心身障害者通所施設の運営充実
- 療育支援体制の充実
- 障害者の就労支援の推進

< 関連するSDGsのゴール >



<実施計画事業>

地域生活支援拠点*のサービス・相談体制の充実

方向性		・ 障害者等の重症化・高齢化や「親なき後」に備えるとともに、住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしができるよう、サービスや相談支援の充実を図る。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児者総合支援施設*の短期入所*を拡充し、緊急時の受け入れ対応を充実する。 ・ 障害児者総合支援施設の通所系サービス（日中一時支援）の定員を拡充する。 ・ 障害児者総合支援施設の通所系サービス（生活介護*）の定員を拡充する。 ・ 区内民間事業所とのネットワークを構築し連携を強化することで、障害児者が抱えるさまざまな相談に対応し、適切なサービス提供につなげる。 				
年次計画・指標		目標 (令和 11 年度)	現況 (令和 3 年度)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	短期入所の拡充	12 人	6 人	12 人	12 人	12 人
2	通所系サービスの定員拡充（日中一時支援）	20 人	10 人	20 人	20 人	20 人
3	通所系サービスの定員拡充（生活介護）	40 人	30 人	40 人	40 人	40 人
4	ネットワーク構築（事業所連絡会の実施）による相談体制の充実【年間】	8 回	1 回	2 回	5 回	6 回
指標	短期入所の利用件数【年間】	4,380 件	1,568 件	1,917 件	2,628 件	3,285 件
	事業所連絡会参加事業所数【年間】	延 320 事業所	延 30 事業所	延 80 事業所	延 200 事業所	延 240 事業所
備考						

主管課：障害者支援課

<実施計画事業>

障害者グループホームの整備促進

方向性		・ 障害者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、重度の障害者が入居可能な障害者グループホーム*の整備促進を図る。				
事業概要		・ 民間事業所による障害者グループホームを誘致するため、整備助成を継続して実施する。 ・ 障害者グループホームを整備する。				
年次計画・指標		目標 (令和 11 年度)	現況 (令和 3 年度)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	障害者グループホーム整備助成による誘致	整備促進	整備促進	整備促進	整備促進	整備促進
2	障害者グループホームの整備	整備促進	①西大井三丁目 ／設計 ②小山七丁目 ／検討	①西大井三丁目 ／設計・工事 ②小山七丁目 ／土地取得・設計	①西大井三丁目 ／工事 ②小山七丁目 ／設計・工事	①西大井三丁目 ／開設 ②小山七丁目 ／工事・開設
指標	区内グループホームの定員数	—	128 人	138 人	148 人	176 人
備考						

主管課：障害者施策推進課

<実施計画事業>

重症心身障害者通所施設の運営充実

方向性		・医療的ケア*等の必要な障害者を支援する通所施設は、看護師等の職員や安全対策が必要なことから民間事業所の参入が難しいため、重症心身障害者*が通所できる施設の拡充や施設の定員数の拡充を図り、重症心身障害者が安全・安心に通所できる場を整備する。				
事業概要		・障害児者総合支援施設にて重症心身障害者の生活介護（常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供する。）を実施する。 ・医療的ケアが必要な障害者の受け入れを進めるため、重症心身障害者の通所施設「ピッコロ」の定員数を拡充する。				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	重症心身障害者の通所施設の拡充（障害児者総合支援施設）	3施設	2施設	2施設	3施設	3施設
2	重症心身障害者通所施設「ピッコロ」の拡充	拡充	検討	検討	検討	検討
指標	重症心身障害者通所施設の定員数	拡充	11人	11人	16人	16人
備考						

主管課：障害者施策推進課、障害者支援課

<実施計画事業>

療育支援体制の充実

方向性		・ 障害児やその可能性がある児童の早期発見・早期支援を行い、将来の社会参加や自立した生活につなげるため、療育*支援体制を充実する。				
事業概要		・ 児童発達支援センター*「品川児童学園」に加え、新たな児童発達支援センターを整備することで、障害児を早期発見するための相談機能等を充実し、個々の発達状態や障害特性に応じた支援を充実させる。 ・ 障害児通所支援事業所を充実し、療育支援体制を強化する。				
年次計画・指標		目標 (令和 11 年度)	現況 (令和 3 年度)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	児童発達支援センターの整備	①小山台／ [完了 (8 年度)] ②戸越／ [完了 (7 年度)]	①小山台／基本計画	①小山台／基本計画・設計・国有地取得 ②戸越／基本計画	①小山台／設計 ②戸越／設計	①小山台／設計 ②戸越／工事
2	障害児通所支援事業所の充実	・ 児童発達支援整備促進 ・ 放課後等デイサービス*整備促進	調査	検討	・ 児童発達支援整備促進 ・ 放課後等デイサービス整備促進	・ 児童発達支援整備促進 ・ 放課後等デイサービス整備促進
指標	事業所定員数	・ 児童発達支援 375 人 ・ 放課後等デイサービス 330 人 合計 705 人	・ 児童発達支援 215 人 ・ 放課後等デイサービス 160 人 合計 375 人	・ 児童発達支援 235 人 ・ 放課後等デイサービス 180 人 合計 415 人	・ 児童発達支援 255 人 ・ 放課後等デイサービス 200 人 合計 455 人	・ 児童発達支援 275 人 ・ 放課後等デイサービス 220 人 合計 495 人
備考						

主管課：障害者施策推進課

<実施計画事業>

障害者の就労支援の推進

方向性		・障害者の自立と社会参加を促進するために、障害者一人ひとりにあった就労機会を提供する。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業所への就労機会の拡大と定着を図るため、障害者就労支援センター*において、就労相談・就労トレーニング等を行う。 ・就労を希望する障害者へ、労働に必要な知識・技能の取得を支援する。 ・求職活動のサポートなどを通じて、利用者が希望する職場への就職をめざした支援を実施する。(就労移行支援*) ・就労移行支援などの障害福祉サービスを利用して就職した障害者が、職場に定着できるよう、職場への訪問や、面談、健康管理などの生活の困りごとの相談支援を実施する。(就労定着支援*) ・一般企業等での就労が困難な障害者へ、雇用契約に基づく就労の機会の提供(就労継続支援A型)および、雇用契約を結ばない就労の機会の提供(就労継続支援B型)を行い、就労を支援する。 ・短時間しか働くことのできない障害者に、企業等の仕事を切り分け、短時間就労の受け皿を用意し、多様な働き方を実現する。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	障害者就労支援センターでの就労支援(センター登録者)	365人	295人	305人	310人	315人
2	一般就労に向けた訓練への支援(就労移行支援)	250人	149人	169人	191人	215人
3	就労開始後の生活面での支援(就労定着支援)	70人	54人	56人	58人	60人
4	就労継続支援(A型)の実施	80人	76人	77人	77人	78人
5	就労継続支援(B型)の実施	435人	395人	398人	403人	406人
6	短時間就労支援の実施	実施	検討	検討	実施	実施
指標	就労支援センター登録者の就労者数【累計】	678人	423人	438人	453人	478人
備考						

主管課：障害者施策推進課、障害者支援課

政策の柱 15 平和で人権が尊重され多様性を認め合う社会の実現

< 10年後のめざす姿 >

- 非核平和都市品川宣言*の理念のもと、非核・平和意識が区民に広く浸透しています。
- 差別意識や偏見の解消を通じ、人権尊重意識が区民に広く浸透しています。
- 性別等にかかわらず多様な生き方を認め合う社会の視点が根付き、地域、家庭、職場、学校など社会のあらゆる場面で、区民が性別や年齢、障害、国籍、人種、文化などのさまざまな違いを理解・尊重し、共生できる環境が構築されています。
- 在住外国人が、積極的に行事に参加するなど地域の一員として溶け込み、安心して快適で豊かな日常生活を送っています。
- 国の文化や歴史、価値観の違いを理解し、お互いに尊重し合う多文化共生社会が実現しています。また、区民が、世界が抱える課題に関心を持ち、持続可能で多様性を認め合う社会の実現に向けて行動しています。

< 10年後のめざす姿を実現するための基本的な考え方と計画事業 >

非核・平和意識を普及させる

- 非核平和都市品川宣言事業等の推進

人権尊重意識を向上させる

- 人権尊重都市品川宣言事業等の推進

女性の活躍と多様な生き方を認め合う社会をつくる

- 男女共同参画の推進

外国人に開かれた地域社会をつくる

- 地域における国際理解の促進

多様な国際交流を推進する

< 関連するSDGsのゴール >



<実施計画事業>

非核平和都市品川宣言事業等の推進

方向性		・戦争の悲惨さ、平和の大切さを次世代に伝えていくため、「非核平和都市品川宣言」の趣旨である核兵器廃絶と恒久平和確立の精神を継続的に普及させる。				
事業概要		・広島・長崎への平和使節派遣、しながわ平和の花壇*の維持、普及啓発活動等を通じて区民の平和意識の高揚を図る。				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	中学生広島平和使節派遣【年間】	15人	0人	15人	15人	15人
2	青少年長崎平和使節派遣【年間】	6人	0人	6人	6人	6人
3	しながわ平和の花壇の管理	18か所	18か所	18か所	18か所	18か所
4	パネル展の開催【年間】	5か所	3か所	5か所	5か所	5か所
指標	平和使節派遣人数【累計】	532人	364人	385人	406人	427人
備考						

主管課：総務課

<実施計画事業>

人権尊重都市品川宣言事業等の推進

方向性		・ 平和で差別意識や偏見のない地域社会の実現に向けて、「人権尊重都市品川宣言*」の普及啓発と人権尊重教育を推進する。				
事業概要		・ 憲法の基本理念である基本的人権を尊重する社会を実現するため、また、人権意識の高揚を図るため、講演会等を実施する。 ・ 品川区立学校人権標語・ポスター展、女性弁護士による法律相談等を行う「しながわ人権のひろば」を実施する。 ・ 啓発物品、冊子の作成・配布、広報しながわ人権特集号の発行を行う。				
年次計画・指標		目標 (令和 11 年度)	現況 (令和 3 年度)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	憲法・人権週間講演会等参加者数	2,200 名	171 名	1,000 名	2,200 名	2,200 名
2	「しながわ人権のひろば」の参加者数	延 700 名	延 547 名	延 700 名	延 700 名	延 700 名
指標	人権を侵害された経験がある区民の割合※	15%以下	21.8% (令和元年度)	—	—	18%
備考		※品川区人権に関わる意識調査				

主管課：人権啓発課

<実施計画事業>

男女共同参画の推進

方向性		・男性も女性もそれぞれの能力と個性を発揮できる社会を実現するため、男女共同参画の視点の浸透を進め、意識啓発等の取り組みを推進する。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点の浸透に向けて、イベントや各種講座の開催、啓発物品による周知等を実施する。 ・女性活躍につながる取り組みとして、女性向けの就業支援、創業支援を実施する。 ・男性の活躍の場を家庭や地域に広げるため、男性の育児休業の取得促進につながる取り組みを実施する。 ・それぞれが抱える悩み・課題の解決を図るため、各種相談業務を実施する。 				
年次計画・指標		目標 (令和 11 年度)	現況 (令和 3 年度)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	男女共同参画フォーラム参加者数	250 人	68 人	250 人	250 人	250 人
2	男女共同参画啓発講座の開催【年間】	8 回	8 回	8 回	8 回	8 回
3	女性向け就業支援セミナーの開催【年間】	6 回	6 回	6 回	6 回	6 回
4	女性向け起業スクールの開催【年間】	1 セット (10 回)	1 セット (10 回)	1 セット (10 回)	1 セット (10 回)	1 セット (10 回)
5	男性の育児休業取得促進	促進	促進	促進	促進	促進
6	各種相談業務の実施	法律相談 カウンセリング相談 DV相談 就業相談	法律相談 カウンセリング相談 DV相談 就業相談	法律相談 カウンセリング相談 DV相談 就業相談	法律相談 カウンセリング相談 DV相談 就業相談	法律相談 カウンセリング相談 DV相談 就業相談
指標	区が設置する審議会における女性委員の割合	40%	30%	32%	34%	36%
備考						

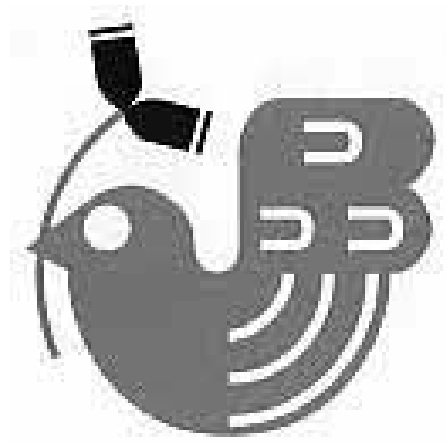
主管課：人権啓発課、商業・ものづくり課

<実施計画事業>

地域における国際理解の促進

方向性		・多文化共生*に向けた地域の理解を促進するとともに、地域と在住外国人・訪日外国人との交流を深める取り組みを推進する。				
事業概要		・多文化共生啓発講座、やさしい日本語講座等、区民の多文化共生への理解を促進する取り組みを推進する。 ・外国人生活相談、在住外国人向け情報発信等、在住外国人の生活支援を推進する。 ・イベント等での大使館等（大使館 11 か国、総領事館 2 か国、名誉領事館 1 か国）を介した文化交流により、互いの文化を身近に感じられる環境を整備する。 ・姉妹・友好都市（ポートランド市、ジュネーブ市、オークランド市）との交流や多文化共生に関わる事業を品川区国際友好協会と連携して実施する。				
年次計画・指標		目標 (令和 11 年度)	現況 (令和 3 年度)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	多文化共生・国際交流関連事業の実施【年間】	18 事業	11 事業	11 事業	12 事業	13 事業
2	在住外国人の生活支援事業の実施【年間】	11 事業	11 事業	11 事業	11 事業	11 事業
3	区内大使館等との協力・連携事業の実施【年間】	4 事業	4 事業	4 事業	4 事業	4 事業
4	姉妹・友好都市交流等、品川区国際友好協会との連携事業の実施【年間】	9 事業	9 事業	9 事業	9 事業	9 事業
指標	区内外国人人口※	13,969 人	13,128 人	12,039 人	12,177 人	12,333 人
備考		※各年度 4 月 1 日現在の住民基本台帳の人口				

主管課：総務課



非核平和都市品川宣言シンボルマーク

政策の柱 16 区民を災害から守る対策の推進

< 10年後のめざす姿 >

- 品川区災害対策基本条例*の理念のもと、「公助」による総合的な災害対策が進められ、市街地の防災性が向上するとともに、地域の防災力と応急活動体制が強化されています。
- 住宅の不燃化や耐震化、避難道路*の整備等が進み、発災時における木造住宅密集地域*の防災性が向上するとともに、都市型水害*に強い基盤の整備が充実しています。
- 「自助」「共助」による自主防災意識*が高まり、区民、防災区民組織*、事業者等の連携が進展するとともに、災害時のさまざまな要配慮者*への支援体制が構築されています。
- 避難活動、救出・救護活動などの応急活動体制の強化が進むとともに、新たな技術やさまざまな媒体を用いた情報収集・発信手段が充実しています。

< 10年後のめざす姿を実現するための基本的な考え方と計画事業 >

災害対策を総合的に推進する

- 防災関連計画の整備・修正

市街地の防災性を高める

- 木造住宅密集地域における防災性の向上
- 木造住宅等の耐震化支援
- 広域避難場所周辺および特定整備路線沿道における不燃化の促進
- 地区防災道路・避難道路の拡幅整備
- 電柱のない道路づくりの推進
- 都市型水害に強い基盤の整備
- がけ・擁壁の安全化対策の促進

地域の防災力を強化する

- 区民・事業者等への防災教育の充実
- 避難行動要支援者等の支援強化

応急活動体制を強化する

- 避難所の生活環境の向上
- 災害時における情報収集および発信の充実と強化
- 駅周辺帰宅困難者対策の推進

< 関連するSDGsのゴール >



<実施計画事業>

防災関連計画の整備・修正

方向性		<ul style="list-style-type: none"> ・区民の生命、財産を災害から守るための対策を計画的に実施するため、品川区地域防災計画*およびこれに基づく計画等を整備する。 ・平時から大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する計画として品川区強靱化計画*を策定し、同計画に基づき総合的な取り組みを実施する。 				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・品川区地域防災計画を適宜最新の関連法令や国や都の被害想定の見直し等を反映させた内容に修正する。 ・当該計画を具体化する計画等を整備・修正する。 ・大規模自然災害等へ対応するため、品川区強靱化計画を整備する。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	品川区地域防災計画の修正	随時修正	随時修正	大規模修正準備	大規模修正実施	随時修正
2	品川区地域防災計画を具体化する計画等の整備・修正	随時修正	<ul style="list-style-type: none"> ・品川区災害時受援計画*整備 ・品川区業務継続計画*修正 ・品川区災害廃棄物処理計画*整備 	随時修正	随時修正	随時修正
3	品川区強靱化計画の整備・修正	随時修正	・品川区強靱化計画整備	随時修正	随時修正	随時修正
指標	品川区地域防災計画およびこれを具体化する計画等の整備・修正数【年間】	随時修正	4件	1件	1件	2件
備考						

主管課：防災課

<実施計画事業>

木造住宅密集地域における防災性の向上

方向性	<ul style="list-style-type: none"> 木造住宅密集地域における地震災害およびこれに起因する延焼火災等の被害を防ぐため、都の不燃化特区支援制度*などを活用して、老朽建物等の除却費助成などの支援や、防災広場や道路等の公共基盤整備を行うことで、「燃えないまち」の実現をめざす。 				
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 不燃化特区に指定したエリアの老朽木造建築物に対して、除却費や移転に係る経費などの助成を行うほか、身近な相談窓口として地区内に常設の相談窓口を開設する。 密集住宅市街地において、防災上有効な公園・広場の整備や、生活道路の拡幅整備などの公共基盤整備を行う。 老朽建物の共同建替えを支援するため、東中延一丁目 11 番地区において防災街区整備事業*を実施する。 事業の実施に伴う老朽建物の除却や公園用地等の提供等に際し、現在の住所に居住できなくなる区民を対象とした賃貸住宅（従前居住者用住宅*）を整備する。 <p>[不燃化特区]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①東中延一・二丁目、中延二・三丁目および西中延三丁目地区 ②旗の台四丁目・中延五丁目地区 ③二葉三・四丁目、西大井六丁目地区 ④豊町四・五・六丁目地区 ⑤戸越二・四・五・六丁目地区 ⑥西品川一・二・三丁目地区 ⑦大井五・七丁目、西大井二・三・四丁目地区 ⑧大井二丁目地区 				
年次計画・指標	目標 (令和 11 年度)	現況 (令和 3 年度)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1 防災建替え相談窓口	実施	実施	実施	実施	実施
2 専門家派遣【年間】	10 件	0 件	10 件	10 件	10 件
3 老朽建物の除却費助成【年間】	102 件 (累計 2,840 件)	82 件 (累計 873 件)	181 件 (累計 1,054 件)	203 件 (累計 1,257 件)	221 件 (累計 1,478 件)
4 建物除却に伴う転居費用等助成【年間】	87 件 (累計 2,296 件)	43 件 (累計 612 件)	153 件 (累計 765 件)	174 件 (累計 939 件)	190 件 (累計 1,129 件)
5 建替え助成(不燃構造化支援助成)【年間】	67 件 (累計 1,885 件)	50 件 (累計 502 件)	154 件 (累計 656 件)	160 件 (累計 816 件)	165 件 (累計 981 件)

6	防災広場の整備	整備工事 (3か所目整備完了)	用地取得	計画設計	整備工事 (1か所目整備完了)	用地取得
7	防災生活道路の 拡幅整備	整備促進	整備促進	整備促進	整備促進	整備促進
8	防災街区整備事 業(東中延 1-11 地区)	[完成(7年度)]	都市計画決定	事業認可 権利変換認可	工事着工 (1/3年目)	建設工事 (2/3年目)
9	従前居住者住宅 の整備【累計】	3棟	2棟	3棟	3棟	3棟
指 標	不燃領域率*(地区別)					
	①東中延 1・2、 中延 2・3、西中 延 3 地区	70%	53%	54%	55%	56%
	②旗の台 4、中延 5 地区	70%	62%	63%	64%	65%
	③二葉 3・4、西 大井 6 地区	70%	52%	53%	54%	56%
	④豊町 4・5・6 地 区	70%	52%	53%	54%	55%
	⑤戸越 2・4・5・ 6 地区	70%	59%	60%	61%	63%
	⑥西品川 1・2・ 3 地区	70%	53%	54%	56%	57%
	⑦大井 5・7、西 大井 2・3・4 地区	70%	48%	49%	50%	52%
	⑧大井 2 地区	70%	48%	49%	50%	51%
備 考						

主管課：木密整備推進課

<実施計画事業>

木造住宅等の耐震化支援

方向性		・首都圏における大規模な地震の発生が危惧される中、耐震が不十分な古い住宅等の耐震化を支援することで、震災時の建物倒壊等による被害を防ぎ、災害に強いまちづくりを推進する。				
事業概要		・木造住宅等や特定緊急輸送道路沿道建築物などの耐震診断および耐震改修経費等の一部助成を行い、建築物の耐震性の向上や、災害時における緊急輸送道路*の安全性を確保する。				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	耐震化アドバイザー派遣【年間】	12件	0件	12件	12件	12件
2	耐震診断助成【年間】	53件	11件	53件	53件	53件
3	耐震補強設計助成【年間】	44件	2件	50件	50件	50件
4	耐震改修工事等助成【年間】	240件	138件	244件	246件	246件
指標	耐震化率（住宅）*	98%	92%	93%	94%	95%
備考						

主管課：建築課

<実施計画事業>

広域避難場所周辺および特定整備路線沿道における不燃化の促進

方向性		・広域避難場所*のより一層の安全確保のため、周辺建築物の建替え助成などにより不燃化を促進するとともに、広域避難場所までの幹線避難道路沿道の不燃化を促進し市街地大火を防ぐ延焼遮断帯*の形成を進めることで、避難計画人口の拡大、遠距離避難の解消を図る。				
事業概要		・広域避難場所「戸越公園一帯」周辺地域および、特定整備路線*の補助 29 号線、その他幹線道路沿道の不燃化を促進するため、木造建築物の除却や耐火建築物等の建築費用の助成を行う。 [事業地区] ①戸越公園一帯周辺地区 ②補助 26 号線その 2 地区 ③滝王子通り地区 ④補助 29 号線地区 ⑤補助 28 号線地区 ⑥放射 2 号線地区				
年次計画・指標		目標 (令和 11 年度)	現況 (令和 3 年度)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	除却費助成【年間】	38 件	24 件	34 件	39 件	39 件
2	建築費助成【年間】	44 件 (累計 644 件)	27 件 (累計 277 件)	43 件 (累計 320 件)	47 件 (累計 367 件)	47 件 (累計 414 件)
不燃化率* (地区別)						
指標	①戸越公園一帯周辺地区	70%	48%	51%	54%	57%
	②補助 26 号線その 2 地区	70%	55%	57%	59%	61%
	③滝王子通り地区	70%	59%	60%	62%	63%
	④補助 29 号線地区	70%	47%	50%	52%	56%
	⑤補助 28 号線地区	70%	62%	63%	64%	65%
	⑥放射 2 号線地区	70%	63%	64%	65%	66%
備考						

主管課：木密整備推進課

<実施計画事業>

地区防災道路・避難道路の拡幅整備

方向性		・地震等の災害に強い都市づくりを推進するため、地区防災道路*や避難道路の拡幅整備、防災活動の拠点となる広場整備など、公共基盤整備を進める。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・安全な避難経路を整備するため、荏原北・西五反田地区および戸越・豊町地区の地区防災道路の幅員を6mに拡幅する。 ・広域避難場所「大井競馬場・しながわ区民公園」までの避難を安全・円滑にするため、避難道路（滝王子通り）の幅員を10mに拡幅する。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	【荏原北・西五反田地区】 地区防災道路拡幅整備（富士見通り） 総延長650m	15m (累計378m)	15m (累計258m)	15m (累計273m)	15m (累計288m)	15m (累計303m)
2	【戸越・豊町地区】 地区防災道路拡幅整備（大原通り） 総延長230m	13m (累計230m) [完了(11年度)]	10m (累計120m)	14m (累計134m)	14m (累計148m)	14m (累計162m)
3	避難道路拡幅整備 （滝王子通り） 総延長1,653m	44m (累計500m)	10m (累計191m)	35m (累計226m)	35m (累計261m)	35m (累計296m)
指標	拡幅整備完了割合					
	①富士見通り	58%	40%	42%	44%	45%
	②大原通り	100%	52%	58%	64%	70%
	③滝王子通り	30%	12%	14%	16%	18%
備考						

主管課：木密整備推進課

<実施計画事業>

電柱のない道路づくりの推進

方向性	・地域の防災機能向上を図るとともに、安全・円滑な交通確保や景観形成のため、無電柱化*整備を推進する。					
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「品川区無電柱化推進計画*」に基づき、整備路線として選定した 10 路線のうち優先度の高い路線から先行して整備を進める。 ・競馬場通り（約 200m）および戸越公園周辺（約 120m）は、防災性の向上の観点から先行 2 路線として選定し、整備を進める。 ・次期 1 路線は、防災性の向上のほか、事業期間の短縮化や他事業との連携の観点も踏まえ選定・検討を進める。 ・電線管理者が所有する既設の地中内の管を電線共同溝として活用し、工費の削減や工期の短縮を図る。 					
年次計画・指標	目標 (令和 11 年度)	現況 (令和 3 年度)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
1	先行 2 路線の整備					
	競馬場通り	[完了(9 年度)]	詳細設計	詳細設計	支障移設工事	電線共同溝本体工事
	戸越公園周辺	[完了(7 年度)]	詳細設計	詳細設計・支障移設工事	電線共同溝本体工事	引込連系管工事
2	次期 1 路線	[完了(11 年度)]	次期路線再検討	次期路線再検討	予備設計	詳細設計
指標	整備事業進捗率 (競馬場通り)※1	100%	20%	30%	50%	60%
	整備事業進捗率 (戸越公園周辺)※2	100%	30%	50%	60%	80%
備考	※1 予備設計 10%、詳細設計（2 か年、20～30%）、工事（5 か年、50～100%） ※2 予備設計 10%、詳細設計（2 か年、30～50%）、工事（4 か年、60～100%）					

主管課：道路課

<実施計画事業>

都市型水害に強い基盤の整備

方向性		<ul style="list-style-type: none"> ・東京都と連携し、都市型水害のおそれがある地域の被害軽減のため、雨水排水施設等の整備を推進する。 ・区内全域への雨水浸透柵*の設置、雨水利用タンク等の設置助成を行い、雨水流出抑制対策を推進する。 				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・戸越・西品川地区周辺の浸水被害軽減に向け、目黒川に雨水を排水する第二戸越幹線*を令和8年度までに整備する。 ・第一期再構築エリアの目黒川左岸部における下水道管の再構築を、令和11年度までに完了させ、引き続き、第二期再構築エリア（左岸部以外）を整備する。 ・浜川雨水排水管*は、令和3年度から4年度に排水管に雨水を取り込むための切替工事を実施し、供用を開始する。 ・勝島地区に雨水管を整備し、浸水被害の軽減を図る。 ・道路等に雨水浸透柵を設置するとともに、区民が雨水利用タンクおよび防水板、宅地内浸透施設を設置するための設置費等を助成する。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	目黒川流域周辺の浸水対策推進	[完了(8年度)] [一期完了(11年度)]	<ul style="list-style-type: none"> ・第二戸越幹線の建設工事 ・老朽下水道管の再構築工事 (約3.8ha) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二戸越幹線の建設工事 ・老朽下水道管の再構築工事 (約5ha) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二戸越幹線の建設工事 ・老朽下水道管の再構築工事 (約5ha) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二戸越幹線の建設工事 ・老朽下水道管の再構築工事 (約5ha)
2	立会川流域周辺の浸水対策推進	[完了(4年度)] [完了(12年度)]	<ul style="list-style-type: none"> ・浜川雨水排水管の建設工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・浜川雨水排水管の建設工事 ・勝島地区雨水管の整備工事実施設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・勝島地区雨水管の整備工事実施設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・勝島地区雨水管の整備工事
3	雨水流出抑制対策の推進【年間】	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水浸透柵の設置 (20個) ・雨水利用タンク、防水板、宅地内浸透施設の設置助成(22件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水浸透柵の設置 (41個) ・雨水利用タンク、防水板、宅地内浸透施設の設置助成(12件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水浸透柵の設置 (20個) ・雨水利用タンク、防水板、宅地内浸透施設の設置助成(22件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水浸透柵の設置 (20個) ・雨水利用タンク、防水板、宅地内浸透施設の設置助成(22件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水浸透柵の設置 (20個) ・雨水利用タンク、防水板、宅地内浸透施設の設置助成(22件)
指標	流域対策による雨水流出抑制量【累計】	153,540 m ³	137,770 m ³	138,390 m ³	140,870 m ³	143,340 m ³
備考						

主管課：河川下水道課、道路課

<実施計画事業>

がけ・擁壁の安全化対策の促進

方向性		・台風や災害時におけるがけ・擁壁の崩落から区民の生命・財産を守るとともに、避難および消防活動の支障となる道路閉塞を防止するため、急傾斜地崩壊危険箇所*・土砂災害警戒区域*や道路・公共施設沿いのがけ・擁壁を含む土地所有者に対して、改修工事助成等の支援を行う。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙や区ホームページでの周知のほか、がけ・擁壁を含む土地所有者に対する個別周知などの継続的な啓発を続けることで相談につなげる。 ・専門家派遣事業により適切な維持管理や改修工事に向けた提案などを行う。 ・がけ・擁壁を含む土地所有者が行う安全化対策工事（改修・補強・防護壁設置工事）の費用の一部を助成する。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	がけ・擁壁所有者からの相談	実施	実施	実施	実施	実施
2	専門家派遣事業【年間】	30件	24件	30件	30件	30件
3	安全対策工事費助成【年間】	<ul style="list-style-type: none"> ・改修 5件 ・補強 2件 ・防護壁 1件 	<ul style="list-style-type: none"> ・改修 5件 ・補強 2件 ・防護壁 1件 	<ul style="list-style-type: none"> ・改修 5件 ・補強 2件 ・防護壁 1件 	<ul style="list-style-type: none"> ・改修 5件 ・補強 2件 ・防護壁 1件 	<ul style="list-style-type: none"> ・改修 5件 ・補強 2件 ・防護壁 1件
指標	がけ・擁壁改修工事（急傾斜地崩壊危険箇所・土砂災害警戒区域）【年間】	1件 (累計9件)	1件	1件 (累計2件)	1件 (累計3件)	1件 (累計4件)
	がけ・擁壁改修工事（道路・公共施設沿い）【年間】	4件 (累計36件)	4件	4件 (累計8件)	4件 (累計12件)	4件 (累計16件)
備考						

主管課：建築課

<実施計画事業>

区民・事業者等への防災教育の充実

方向性		・区民の「自助」「共助」の意識の高揚と自主的な防災活動の促進を図るため、防災に関する知識の普及および意識啓発を行う。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・しながわ防災学校*では、「一般向けコース」「防災区民組織コース」「事業所コース」の全3コースをオンラインや防災体験館等で開催している。「一般向けコース」は自分と家族の身を守り、地域と協力して行動できる人材を育成するコース。「防災区民組織コース」は地域の防災リーダーとして、自ら率先して行動できる人材を育成するためのコース。「事業所コース」は事業所として日頃から災害に備え、発災時は事業所の一員として災害対策を実施することができる人材を育成するためのコース。 ・しながわ防災体験館*における展示物の充実を図る。体験を通じて防災に関する知識や技術を習得することで、地域防災力の向上を図る。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	しながわ防災学校の実施【年間】	50回	43回	49回	49回	49回
一般向けコース						
1-1	Kidsサマークラス	6回	5回	6回	6回	6回
1-2	一般向けコース	8回	5回	6回	6回	6回
防災区民組織コース						
1-3	地域防災ベーシックコース	3回	3回	3回	3回	3回
1-4	地域防災ステップアップコース	3回	3回	3回	3回	3回
1-5	地域防災フォローアップコース	2回	2回	2回	2回	2回
1-6	地域実践コース	25回	23回	20回	20回	20回
事業所コース						
1-7	事業所コース	3回	2回	3回	3回	3回
1-8	福祉関係者コース	—	—	6回	6回	6回
2	しながわ防災体験館の展示物の充実	展示充実	蓄電池・簡易トイレ展示	模擬避難所設置 シアターコンテンツ修正	新規VR導入	展示リニューアル
指標	しながわ防災学校受講人数【年間】	1,650人	1,000人	1,500人	1,500人	1,500人
備考						

主管課：防災課

<実施計画事業>

避難行動要支援者等の支援強化

方向性		・災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者*等が円滑に避難できるよう、避難体制づくりの支援を行う。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者のうち高齢者や障害者等を対象に、ケアマネジャー*等が要支援者一人ひとりの個別避難計画を作成する。 ・防災区民組織を対象に防災コンサルタント*を派遣し、組織のルールや災害時の活動内容マニュアル、個別避難計画に基づき福祉と連携しながら避難体制づくりの支援をする。 ・防災区民組織による避難誘導ワークショップ*を実施し、避難ルートや避難誘導方法の確認を行うなど、要支援者への支援体制を強化する。 ・要配慮者利用施設*における、避難確保計画*の作成支援を行う。 				
年次計画・指標		目標 (令和 11 年度)	現況 (令和 3 年度)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	個別避難計画の作成	適宜作成・更新	5,050 人 (原案)/年	3,500 人 (原案)/年	本計画への移行 適宜作成・更新	本計画への移行 適宜作成・更新
2	避難体制づくりの支援	適宜支援	5 組織/年	適宜支援	適宜支援	適宜支援
3	避難誘導ワークショップの実施	新規 5 組織	中止	新規 5 組織	新規 5 組織	新規 6 組織
4	避難確保計画の作成支援	適宜支援	支援実施	適宜支援	適宜支援	適宜支援
指標	避難誘導ワークショップ°実施組織数【累計】	200 組織	154 組織	159 組織	164 組織	170 組織
備考						

主管課：防災課、障害者施策推進課、障害者支援課、高齢者福祉課

<実施計画事業>

避難所の生活環境の向上

方向性	・震災や風水害など、さまざまな災害事象に対応した物資を確保することで、避難所の生活環境の向上を図る。					
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所生活に必要な物資の備蓄を計画的に進めるとともに、引き続き約 12 万人分※の備蓄物資の確保を図る。 ・避難所における生活環境の向上のため、非常用発電装置、感染症対策セット、簡易ベッド等を継続して備蓄するとともに、間仕切りや液体ミルク等多様な視点に配慮した物資を充実させる。 ・備蓄物資の輸送体制を構築するとともに、民間倉庫等を活用した備蓄倉庫を確保し、体制の強化を図る。 					
年次計画・指標	目標 (令和 11 年度)	現況 (令和 3 年度)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
1 避難生活環境の向上	購入物資検討 ・購入	購入物資検討 ・購入	購入物資検討 ・購入	購入物資検討 ・購入	購入物資検討 ・購入	
2 備蓄倉庫の維持・増設	維持	維持	増設検討	増設	増設	
指標 備蓄倉庫数【累計】	32 か所	25 か所	25 か所	26 か所	27 か所	
備考	※区内の避難所生活者は約 12 万人（東京都の被害想定）					

主管課：防災課

<実施計画事業>

災害時における情報収集および発信の充実と強化

方向性		・新たなデジタル機器等を導入し、災害時における情報収集および区民に対する情報発信を強化する。				
事業概要		・災害時に総合防災情報システム*や災害対策用ドローン*を活用して情報収集を行う。また、ドローン操縦パイロットを養成し、運用体制基盤の充実を図る。 ・被災情報管理システム*で地図上や時系列に情報を集約し、災害対策本部における情報共有および迅速な判断につなげる。 ・区のホームページ、ケーブルテレビ品川、SNS、Jアラートなどに加え、防災情報アプリのメニューを拡充し、情報発信力を高める。 ・防災タブレット*を活用し、防災区民組織との情報共有を推進する。 ・屋外に設置したスピーカー等で、一斉に通報を行う防災行政無線*を適切に運用するとともに、防災行政無線を受信し、自動で起動する防災ラジオ*の運用により情報発信手段を充実させる。 ・各区民避難所に設置されている既存のデジタル移動通信機に加え、新たにIP無線機を配備し、通信手段の輻輳対策を行う。				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
情報収集						
1	総合防災情報システムの運用	運用	運用 高層カメラ増設	運用	運用	運用
2	ドローン運用体制の強化	訓練・活用	訓練・活用 体制検討	訓練・活用	訓練・活用	訓練・活用 ドローン機種 更新検討
情報集約						
3	被災情報管理システムの運用	運用	運用・機能追加	運用・機能追加	運用・機能追加 検討	運用・機能追加
情報発信						
4	防災情報アプリの活用	運用	拡充	運用・更新	運用・更新	運用・更新
5	防災タブレットの活用	運用・用途拡大	運用	運用・用途拡大	運用・用途拡大 機器更新	運用・用途拡大
6	IP無線機の活用	運用	導入検討	配備	運用	運用
7	防災行政無線の運用	運用	運用 デジタル化完了	防災ラジオの 販売・運用	運用	運用
指標	新たな情報収集・発信手段の数【年間】	4	—	1	—	1
備考						

主管課：防災課

<実施計画事業>

駅周辺帰宅困難者対策の推進

方向性		・大規模災害発生に伴う駅周辺の帰宅困難者等の安全を確保し、被害拡大を防止する。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・事業者、各種団体および防災関係機関から構成される帰宅困難者対策協議会*において、災害時に発生するターミナル駅周辺の帰宅困難者等を支援するための対策を検討する。区は各協議会における備蓄物資の充実や各種マニュアルの策定を支援する。 ・各帰宅困難者協議会および各関係機関との連携強化を図り、災害時には駅周辺での情報提供など共助による帰宅困難者支援を行う。 ・行き場のない帰宅困難者を受け入れるため、区有施設に加え民間事業者等と災害時協力協定*を締結し、一時滞在施設*の拡充を図る。 ・災害時、帰宅困難者が一時滞在施設に滞在する際に必要な3日分の食糧等物資を購入・管理する。備蓄物資の確保数は一時滞在施設の増加に合わせて拡充する。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	帰宅困難者対策協議会の運営【年間】	20回 (5協議会)	20回 (5協議会)	20回 (5協議会)	20回 (5協議会)	20回 (5協議会)
2	一時滞在施設の確保【累計】	67か所	58か所	60か所	61か所	62か所
3	備蓄物資の配備・充実	8,400人分	7,600人分	7,700人分	7,800人分	7,900人分
指標	各協議会が実施する訓練参加者数【年間】	840人	800人	830人	840人	840人
備考						

主管課：防災課



しながわ防災キャラクター

ジージョくん

政策の柱 17 地球環境にやさしいまちづくり

< 10年後のめざす姿 >

- 地球温暖化対策が進むとともに、将来にわたる持続可能な発展のため、太陽光発電などの再生可能エネルギー*が積極的に活用され、さらに省エネと創エネ*を組み合わせたZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）*やZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）*などの環境に配慮した建物が増えることで、まち全体の環境負荷の低減が実現しています。
- ごみの発生抑制（リデュース）や資源の再利用（リユース）の実践が進み、区民のライフスタイルそのものが環境負荷の少ないスリムな生活に転換され、持続可能な循環型社会*が実現されています。
- 地球温暖化をはじめとする環境課題について継続的な発信や情報提供を行うことで意識向上につながっています。また、区民や事業者との協働や他自治体との相互連携による環境コミュニケーション*が充実し、効果的な環境活動の取り組みが活発に行われています。

< 10年後のめざす姿を実現するための基本的な考え方と計画事業 >

低炭素社会への取り組みを推進する

- 温室効果ガス排出量ゼロ（ゼロカーボン）に向けた取り組みの推進
- 区有建築物等におけるCO2排出量削減の取り組み

循環型社会への取り組みを推進する

- リサイクル品目の拡充と資源回収の推進

環境意識の向上を図る

- 楽しく学べる体験型環境学習の充実
- 使い捨てプラスチックごみ・食品ロス削減の推進

生活環境対策を推進する

< 関連するSDGsのゴール >



<実施計画事業>

温室効果ガス排出量ゼロ（ゼロカーボン）に向けた取り組みの推進

方向性		・地球温暖化による気温上昇・海面上昇や生態系への深刻な影響等を防ぐため、温室効果ガス（二酸化炭素等）排出量削減に向けて、区民・事業者のさまざまな取り組みを周知啓発・支援していく。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・国の地域脱炭素ロードマップ*やプラスチックに係る資源循環の促進に関する法律の制定など、環境を取り巻く国や都の動きに合わせ、環境基本計画の改訂とともに2050ゼロカーボンシティ宣言*を行い、目標達成に向けた新たな事業を検討する。 ・区民・事業者による二酸化炭素排出量削減の取り組みや低炭素なエネルギーの導入を支援するため、各種助成事業や啓発事業を実施する。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	環境基本計画	—	—	改訂検討	改訂	—
2	2050ゼロカーボンシティ宣言	—	—	宣言検討	宣言	—
3	事業所用LED照明設置助成【年間】	5件 (累計67件)	3件 (累計27件)	5件 (累計32件)	5件 (累計37件)	5件 (累計42件)
4	低公害車買替え助成【年間】	10件 (累計238件)	8件 (累計158件)	10件 (累計168件)	10件 (累計178件)	10件 (累計188件)
5	太陽光発電システム設置助成【年間】	40件 (累計830件)	20件 (累計510件)	40件 (累計550件)	40件 (累計590件)	40件 (累計630件)
6	蓄電池システム設置助成【年間】	40件 (累計320件)	実施検討	40件 (累計40件)	40件 (累計80件)	40件 (累計120件)
7	エコアクション21認証取得助成【年間】	2件 (累計46件)	2件 (累計30件)	2件 (累計32件)	2件 (累計34件)	2件 (累計36件)
8	家庭向け温暖化啓発冊子配布 (対象：区内小学4年生)【年間】	3,000冊	3,000冊	3,000冊	3,000冊	3,000冊
指標	品川区温室効果ガス排出量削減率(H25年度比)	-38%	-18%	-21%	-23%	-26%
	温室効果ガス削減を目的とした区民・事業者に対する各種助成の合計件数【年間】	97件 (累計1,501件)	33件 (累計725件)	97件 (累計822件)	97件 (累計919件)	97件 (累計1,016件)
備考						

主管課：環境課

<実施計画事業>

区有建築物等におけるCO2排出量削減の取り組み

方向性		・品川区環境基本計画および国の地域脱炭素ロードマップに沿った温室効果ガス（二酸化炭素等）排出削減量を定め、区が率先して区有建築物等の排出量削減の取り組みを計画的に推進していく。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備については、建築物の新築・改築時に設置に向けた検討を行っているが、今後は既存建築物への設置可否についても調査検討を行い、計画的な設置を進める。 ・ZEB化（建築物全体の排出量削減）については、区有建築物の新築・改築時に可能性を検討する。 ・庁有車などの区が保有する車両については、計画的に環境に配慮した車両へ切り替えていく。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	太陽光発電設備の設置	計画的設置および設置に向けた調査・検討	—	計画的設置および設置に向けた調査・検討	計画的設置および設置に向けた調査・検討	計画的設置および設置に向けた調査・検討
2	区有建築物の新築・改築時におけるZEB化検討	認証取得 検討・推進	認証取得数：1件 (環境学習交流施設)	認証取得 検討・推進	認証取得 検討・推進	認証取得 検討・推進
3	低炭素電力事業者への契約変更【年間】	5件 (累計94件)	5件 (累計54件)	5件 (累計59件)	5件 (累計64件)	5件 (累計69件)
4	庁有車等の環境に配慮した車両への切り替え	推進	—	方針検討	推進	推進
指標	区施設からの単位床面積当たりCO2排出量(H25年度比)	-41%	-20%	-22%	-25%	-28%
備考						

主管課：環境課、施設整備課、経理課、庶務課

<実施計画事業>

リサイクル品目の拡充と資源回収の推進

方向性		・資源の有効利用とごみ減量を図るため、リサイクル可能な資源の適切な回収に努めるとともに、令和4年度から施行予定の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」などに基づき、プラスチックのさらなる資源化を検討・推進していく。				
事業概要		・プラスチックごみなどのさらなる資源化に向けて、新たな回収品目や資源化ルートの調査・検討を進める。 ・区民・事業者・区が連携して資源回収を推進するため、区民による集団回収*への支援と、区による資源ステーション回収・拠点回収等を実施する。				
年次計画		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
【リサイクル品目の拡充】						
1	プラスチック製品分別回収および再商品化	—	—	先進自治体調査モデル地区実施	実施地区拡大	本格実施
【区民等の自主的な資源回収(集団回収)】						
2	集団回収実施団体【累計】	740 団体	660 団体	670 団体	680 団体	690 団体
3	資源を回収する事業者への支援	実施	実施	実施	実施	実施
【区の資源回収等】						
4	資源回収ステーション(集積所)回収 ※週1回実施	約10,000 か所	約10,000 か所	約10,000 か所	約10,000 か所	約10,000 か所
5	拠点回収 ※月2回実施	31 か所	31 か所	31 か所	31 か所	31 か所
指標	資源化率*	31%	25%	26%	26%	27%
	リサイクル資源売払実績【年間】	13,800t	13,000t	13,100t	13,200t	13,400t
備考						

主管課：品川区清掃事務所

<実施計画事業>

楽しく学べる体験型環境学習の充実

方向性	・地球温暖化による影響が年々顕著になり、さらなる対策強化が求められる中、区民の環境意識の向上と自主的な環境保全行動を促進するため、体験を通じて楽しみながら行う環境学習や、環境課題の継続的・効果的な情報発信を行う。					
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習交流施設（施設愛称：エコルとごし）を整備し、環境を身近なものとして体験できる学習機会を提供するとともに、戸越公園利用者も気軽に利用できる地域の交流拠点としての機能も備えた魅力ある施設運営をめざす。 ・学校等と連携のもと、気候変動や戸越公園内の自然環境を活かした生物多様性などについて、ワークショップを通じた環境学習を行う。 ・環境保全活動を行う人材等（環境ボランティア・環境保全活動団体）を育成・支援する。 					
年次計画・指標	目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1 施設整備	—	建設工事 (2/2年目)	5月開館	—	—	
2 環境学習講座の開催【年間】	120回	—	50回	60回	70回	
3 小中学校・義務教育学校等との連携(社会科見学等の実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・区立小学校全37校 3年生 ・私立校との連携強化 	連携検討	<ul style="list-style-type: none"> ・区立小学校全37校 3年生 	<ul style="list-style-type: none"> ・区立小学校全37校 3年生 ・私立校との連携検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・区立小学校全37校 3年生 ・私立校との連携開始 	
4 出前型環境学習講座の開催【年間】	10回	—	7回	7回	7回	
5 環境ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア養成講座 ・自主活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア募集開始 ・ボランティア養成講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア養成講座 ・自主活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア養成講座 ・自主活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア養成講座 ・自主活動支援 	
6 環境保全活動団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・団体活動支援 ・団体紹介 ・協働事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体募集開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体活動支援 ・団体紹介 ・協働事業検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体活動支援 ・団体紹介 ・協働事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体活動支援 ・団体紹介 ・協働事業実施 	
指標	来館者数【年間】	延 60,000 人	—	延 30,000 人	延 32,500 人	延 35,000 人
	環境ボランティア登録人数	50 人	—	30 人	32 人	35 人
	環境保全活動団体登録数	27 団体	—	20 団体	21 団体	22 団体
備考						

主管課：環境課

<実施計画事業>

使い捨てプラスチックごみ・食品ロス削減の推進

方向性		・使い捨てプラスチックごみ・食品ロス*削減などの環境保全に対する取り組みを広く啓発するとともに、区民・事業者・行政などが連携、協働して課題解決に取り組んでいく。				
事業概要		・使い捨てプラスチックの削減に向けて、環境配慮型の代替容器（モールド容器など）の利用促進や、エコルとごしオープニングイベント開催時におけるリユース食器の試験利用、区有施設へのマイボトル用給水機の試験設置などを通じて、意識啓発を図る。 ・食品ロス削減に向けて、SHINAGAWA “もったいない” プロジェクト*として、区民との協働によるフードドライブ*やもったいないレシピコンテストを実施するほか、品川区商店街連合会の協力による「もったいない推進店*」の展開などを実施する。				
年次計画・指標		目標 (令和 11 年度)	現況 (令和 3 年度)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	イベント開催時における使い捨てプラスチック代替容器等の利用促進	・区主催イベント ・区民まつり	・区主催イベント ・区民まつり	・区主催イベント ・区民まつり	・区主催イベント ・区民まつり	・区主催イベント ・区民まつり
2	リユース食器の活用	他イベントへの普及検討	検討	試験実施 1 回 (エコルとごしオープニングイベント)	他イベントへの普及検討	他イベントへの普及検討
3	マイボトル用給水機の設置	その他区有施設への設置検討	検討	試験設置 2 か所 (本庁舎・環境学習交流施設)	その他区有施設への設置検討	その他区有施設への設置検討
4	フードドライブの実施	・区主催イベント ・公共施設等での一部実施	・区主催イベント	・区主催イベント ・公共施設等での一部実施	・区主催イベント ・公共施設等での一部実施	・区主催イベント ・公共施設等での一部実施
5	もったいないレシピコンテストの開催【年間】	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
6	もったいない推進店への加盟促進【累計】	195 店舗	152 店舗	160 店舗	165 店舗	170 店舗
指標	使い捨てプラスチック製品をなるべく使わない区民の割合	29.5%	25.2%	—	26.5%	—
	フードドライブに協力してくれた区民【年間】	延 180 人	延 91 人	延 110 人	延 120 人	延 130 人
備考						

政策の柱 18 安全と安心を体感できる地域社会の実現

< 10年後のめざす姿 >

- 子どもや高齢者を地域全体で見守る活動が活発に行われ、「子どもの犯罪被害ゼロ」、
「高齢者を狙った特殊詐欺*の被害ゼロ」が実現しています。
- 区民の生命・財産を守る施策が充実し、23区内の中で犯罪認知件数が最小となり、「治安が良い」と感じる人の割合がもっとも多くなっています。
- 消費生活相談に加え、消費者教育や啓発により自立した消費者を育成し、トラブルに巻き込まれやすい高齢者や若者等には関係機関や周囲の人々の見守りが行われています。
- 国民保護措置*が関係機関と連携して的確かつ迅速に実施され、武力攻撃事態や大規模テロ等から区民の生命・身体および財産を保護できるようになっています。

< 10年後のめざす姿を実現するための基本的な考え方と計画事業 >

犯罪に強いまちをつくる

- 犯罪から地域を守るための防犯対策の強化

消費生活の安全・安心を確保する

- 消費者の安全安心を確保するための啓発活動の推進

国民保護措置を総合的に推進する

< 関連するSDGsのゴール >



<実施計画事業>

犯罪から地域を守るための防犯対策の強化

方向性		<ul style="list-style-type: none"> ・地域団体が主体となって実施する地域の見守り活動を支援し、安心して暮らすことのできる安全なまちづくりをめざす。 ・犯罪に遭いやすい子どもや高齢者の安全・安心を確保する。 				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・地域団体が実施する防犯設備（防犯カメラ等）の設置や維持管理費および装備品の購入費用の一部を助成する。 ・特殊詐欺被害防止月間等に地域住民主体の啓発キャンペーン（特殊詐欺重点対策プロジェクト）を実施することで、特殊詐欺の被害防止を図る。 ・AI技術を活用した自動通話録音機等を用いて、通話内容が録音されることを犯罪企図者に知らせることで、犯行を断念させる。 ・児童見守りシステム*専用端末「まもるっち」を貸与して児童の安全を確保する。 ・子どもの見守りを生活の一部にすることを目的に、PTAや推進委員会等が取り組む「83運動*」を支援する。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	防犯カメラの設置台数【累計】	1,685台	1,065台	1,125台	1,190台	1,260台
2	地域の防犯パトロール支援*	22団体	21団体	21団体	21団体	21団体
3	特殊詐欺重点対策プロジェクト	実施	—	実施	実施	実施
4	自動通話録音機の貸与【年間】	1,000台	1,000台	1,000台	1,000台	1,000台
5	児童見守りシステム	運用	運用	運用	運用・更新	運用
6	83運動の支援	支援	支援	支援	支援	支援
指標	区内の刑法犯認知件数【年間】	1,600件	2,000件	1,950件	1,900件	1,850件
備考						

主管課：地域活動課、庶務課

<実施計画事業>

消費者の安全安心を確保するための啓発活動の推進

方向性		<ul style="list-style-type: none"> すべてのライフステージにおいて消費者教育を提供することにより、消費者に主体的な判断と行動ができるよう啓発し、消費者被害を防止する。 事業の実施にあたっては、「成年年齢引き下げ」や「デジタル消費」、「エンカル消費」など、その時々々の社会情勢に合わせたテーマを選定し内容を工夫することで、消費者意識のさらなる高揚を図る。 				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> 消費者一人ひとりが正しい知識を身につけ、消費者の権利を認識し、自立した消費者となるよう、個人向け「消費者育成講座・教室」、および希望する地域の団体やグループが行う会合等に消費生活専門相談員を派遣する「出前講座」を実施する。 高齢者との関わりが強い地域の民生委員や介護事業所および区民に対し、「見守り人材育成講座」を実施し、地域の見守りネットワークを構築するとともに、消費者被害の早期発見と防止を図る。 消費者教育に関するパンフレットの配布や消費啓発パネルの展示等を通じて、区民に対するアウトリーチ型の積極的な情報提供を行い、消費生活の知識の啓発を図る。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	消費者育成講座・教室等の実施【年間】	25回	13回	25回	25回	25回
2	見守り人材育成講座の実施【年間】	10回	10回	10回	10回	10回
3	消費者教育の情報提供	推進	推進	推進	推進	推進
指標	教室・講座参加者数【年間】	800人	322人	600人	600人	600人
備考						

主管課：商業・ものづくり課



品川区防犯マスコット しなぼう

政策の柱 19 区民と進める交通安全のまちの実現

< 10年後のめざす姿 >

○道路の安全な歩行者空間の確保に加え、自転車の安全利用の推進ならびに子どもや高齢者等に対する交通安全の啓発等により交通事故が減少し、便利で安全な交通環境が整備されています。

< 10年後のめざす姿を実現するための基本的な考え方と計画事業 >

交通事故のないまちをつくる

子ども・高齢者の交通安全確保を推進する

○ 登下校中における児童の安全確保の推進

安全で安心な道路環境を確保する

○ 駅周辺等放置自転車対策事業の推進

< 関連するSDGsのゴール >



<実施計画事業>

登下校中における児童の安全確保の推進

方向性		・各小学校、義務教育学校の児童が安全に安心して通学できるように、通学路の交通安全および防犯の観点から安全施設の整備など安全確保を推進する。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・「品川区通学路安全・安心プログラム*」に基づき、学校、教育委員会、PTA、道路管理者や警察署、町会等の関係者により、交通安全や防犯の観点から通学路を点検し、カーブミラーの設置やカラー舗装など道路環境の整備や啓発看板の設置などの対策を繰り返し実施する。 ・通学路に車などの速度抑制を促すための看板等を設置する。 ・スクールゾーン規制時間帯の車両侵入を防ぐため、学校や町会などに折りたたみ式バリケードを貸し出し、設置してもらう。 ・スタントマンを活用した交通安全教室などを実施するほか、危険な場所を示したヒヤリハット地図を作成・配布し、区ホームページでも閲覧できるようにするなど、効果的な交通安全啓発活動を行い、交通安全の意識を高める。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	通学路における安全・安心総点検の実施および安全施設の整備【年間】	12校	13校	12校	12校	13校
2	立看板設置等安全対策の実施【年間】	130か所	130か所	130か所	130か所	130か所
3	スクールゾーン規制時間帯の安全対策【年間】	120か所	91か所	93か所	96か所	99か所
4	交通安全教育の実施【年間】	教室12回 ヒヤリハット地図配布	教室4回 ヒヤリハット地図配布	教室12回 ヒヤリハット地図配布	教室12回 ヒヤリハット地図配布	教室12回 ヒヤリハット地図配布
指標	交通事故死傷者数(小学生)【年間】	0人	16人	14人	12人	10人
備考						

主管課：土木管理課、道路課、教育総合支援センター

<実施計画事業>

駅周辺等放置自転車対策事業の推進

方向性		<ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車防止の指導啓発や自転車等駐車場の維持・改修を行い、駅周辺等における放置自転車をなくす。 ・通行機能や歩行者の安全の確保および緊急活動の場の確保を図る。 				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車数は年々減少傾向にあるものの、放置防止のための指導啓発および撤去活動を推進し、駅周辺の放置禁止区域の周知を徹底することで、歩行者の安全確保を図る。 ・放置禁止区域、撤去車両台数は、放置状況や推移、街並みや人の流れの変化などに応じて必要な見直しを行う。 ・3人乗り自転車用のスペース確保など、区民のニーズに合わせた自転車等駐車場の改修を進め、より利用しやすい自転車駐車場を整備することで、放置自転車台数の減少につなげる。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	放置自転車防止 指導啓発・撤去 活動の推進	実施	実施	実施	実施	実施
2	自転車等駐車場の 改修【年間】	適宜改修	設計1か所	改修工事2か所 設計1か所	改修工事1か所 設計3か所	改修工事3か所 設計1か所
指 標	放置自転車の台 数	900台	1,116台	1,089台	1,062台	1,035台
備考						

主管課：土木管理課



政策の柱 20 地域特性を活かした計画的なまちづくり

< 10年後のめざす姿 >

- リニア中央新幹線や羽田空港アクセス線開業による国際都市としてのポテンシャル向上という優位性を活かし、地域の特性に合わせた高度な都市機能を備えた市街地・都市基盤が整備されています。
- まちの開発・整備後も、地域の特色を活かしたまちづくりと良好な環境維持のために民間主体でまち運営を行っていく「エリアマネジメント*」が活発に行われています。
- 公営住宅を含めた既存住宅が長寿命化やリノベーション*により良質なストックとして適切に維持・活用され、多様なライフスタイルに対応した住まいづくりが充実しています。
- 民間の空き家・空き室等を活用した新たな住宅セーフティネット*制度が充実し、居住支援協議会を中心とした住宅確保要配慮者*に対する支援体制が構築されています。

< 10年後のめざす姿を実現するための基本的な考え方と計画事業 >

魅力的で活力のある都市空間を形成する

- 大崎駅周辺地区の整備促進
- 五反田駅周辺地区の整備促進
- 大井町駅周辺地区の整備促進
- 品川駅南周辺地域の整備促進

身近で住みよい生活圏を形成する

- 武蔵小山駅周辺地区の整備促進
- 戸越公園駅周辺地区の整備促進

安心して生活できる住まいづくりを進める

- 空き家等適正管理の促進
- 住宅確保要配慮者への支援
- マンションの適正管理支援

< 関連するSDGsのゴール >



<実施計画事業>

大崎駅周辺地区の整備促進

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・大崎駅周辺地区は、まちづくりマスタープランにおいて「都の副都心にふさわしい機能強化と先導的なまちづくり活動を展開する」ことをまちづくりの方針としている。 ・にぎわい創出や防災性向上、みどりの創出などのまちの課題解決に向けて、地域の意見を聞きながらまちの将来像を定めていくとともに、開発等の計画的かつ適切な誘導を図りながら、都市機能の更新・集積・充実を図っていく。 					
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地区のまちづくり方針 「都市再生ビジョン」（平成16年度策定） ・上記方針等に基づき、地区計画*や市街地再開発事業*等の都市計画手法を活用し、民間の再開発事業などを適切に誘導、支援していくとともに、道路や広場等の都市基盤施設を計画的に整備していく。 ・大崎駅周辺の混雑緩和を目的とした「大崎駅北口東西自由通路」について、令和3年度から検討を進めている。 					
年次計画・指標	目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
【地区内全域】						
1	まちづくり活動の支援	実施	実施	実施	実施	実施
【個別地区】						
(再開発事業)						
2	西品川一丁目地区再開発事業	[完了(5年度)]	公共施設工事 (6/8年目) ※地区内道路 (補助163号線) 整備のみ	公共施設工事 (7/8年目) ※地区内道路 (補助163号線) 整備のみ	公共施設工事完了 (8/8年目) ※地区内道路 (補助163号線) 整備のみ	
3	大崎駅西口F南地区再開発事業	[完了(7年度)]	権利変換	工事着工 (1/4年目)	建築工事 (2/4年目)	建築工事 (3/4年目)
4	東五反田二丁目第3地区	[完了(8年度)]	組合設立認可	権利変換	工事着工 (1/4年目)	建築工事 (2/4年目)

(準備組合)						
5	大崎駅西口駅前地区	[完了(10年度)]	事業化検討支援	都市計画決定	組合設立	権利変換
6	大崎駅東口第4地区	[完了(11年度)]	事業化検討支援	事業化検討支援	都市計画決定	組合設立認可
7	大崎駅東口第4西地区	建築工事 (3/4年目)	事業化検討支援	事業化検討支援	事業化検討支援	都市計画決定
(都市基盤整備)						
8	大崎駅北口東西自由通路	—	測量調査	調査設計	基本設計	実施設計
指 標	地区内の事業完了件数【累計】	18件	15件	15件	16件	16件
	地区内の整備完了面積【累計】	36.6ha	29.4ha	29.4ha	33.3ha	33.3ha
	再開発事業進捗率※(西品川一丁目地区)	100%	90%	90%	100%	—
	再開発事業進捗率(大崎西口F南地区)	100%	80%	90%	90%	90%
	再開発事業進捗率(東五反田二丁目第3地区)	100%	60%	80%	90%	90%
備 考	※都市計画決定 30%、組合設立 60%、権利変換 80%、工事着工 90%、工事竣工 100%					

主管課：都市開発課

<実施計画事業>

五反田駅周辺地区の整備促進

方向性	<ul style="list-style-type: none"> 五反田駅周辺地区は、まちづくりマスタープランにおいて「まちの回遊性を高める商業・業務・文化機能の更新を促進する」ことをまちづくりの方針としている。 にぎわい創出や防災性向上、みどりの創出などのまちの課題解決に向けて、地域の意見を聞きながらまちの将来像を定めていくとともに、開発等の計画的かつ適切な誘導を図りながら、都市機能の更新・集積・充実を図っていく。 					
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 当該地区のまちづくり方針 「五反田駅周辺にぎわいゾーンまちづくりビジョン」（平成 22 年度策定） 上記方針等に基づき、地区計画や市街地再開発事業等の都市計画手法を活用し、民間の再開発事業などを適切に誘導、支援していくとともに、道路や広場等の都市基盤施設を計画的に整備していく。 旧ゆうぼうと跡地開発や T O C ビルの建て替え計画は、地域の発展に寄与する計画内容になるよう適切に誘導する。 旧ゆうぼうと跡地開発は、区と日本郵政不動産㈱で締結した「五反田駅周辺地区におけるにぎわいのあるまちづくりの推進に関する協定書」（平成 30 年 11 月締結）等に基づき、ホール施設の運営に向けた協議を進める。 					
年次計画・指標	目標 (令和 11 年度)	現況 (令和 3 年度)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
【地区内全域】						
1	まちづくり活動支援	実施	実施	実施	実施	実施
2	(仮称)五反田駅周辺地域まちづくり方針検討	—	調査・検討	計画検討	計画策定	—
【個別地区】						
(準備組合)						
3	東五反田一丁目地区	工事完了 (4/4 年目)	準備組合設立	事業化検討支援	都市計画決定	組合設立
(その他)						
4	旧ゆうぼうと跡地内ホール施設	—	開館準備	開館準備	契約締結 開館準備 開館	—
指標	地区内の事業完了件数【累計】	2 件	1 件	1 件	1 件	1 件
	地区内の整備完了面積【累計】	1.5ha	0.2ha	0.2ha	0.2ha	0.2ha
備考						

主管課：都市開発課、商業・ものづくり課

<実施計画事業>

大井町駅周辺地区の整備促進

方向性		<ul style="list-style-type: none"> ・大井町駅周辺地区は、まちづくりマスタープランにおいて「区を中心核としてふさわしい商業・文化の息づくまちづくりを推進する」ことをまちづくりの方針としている。 ・にぎわい創出や防災性向上、みどりの創出などのまちの課題解決に向けて、地域の意見を聞きながらまちの将来像を定めていくとともに、開発等の計画的かつ適切な誘導を図りながら、都市機能の更新・集積・充実を図っていく。 				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・当該地区のまちづくり方針 「大井町駅周辺地区まちづくり構想」（平成 23 年度策定） 「大井町駅周辺地域まちづくり方針」（令和 2 年度策定） ・上記方針等に基づき、地区計画や市街地再開発事業等の都市計画手法を活用し、民間の再開発事業などを適切に誘導、支援していくとともに、道路や広場等の都市基盤施設を計画的に整備していく。 ・広町地区は、区と J R 東日本の間で土地利用の方針等について共同検討を行っており、令和 4 年度から土地区画整理事業*が行われる予定である。 				
年次計画・指標		目標 (令和 11 年度)	現況 (令和 3 年度)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
【地区内全体】						
1	まちづくり活動の支援	実施	実施	実施	実施	実施
【個別地区】						
(土地区画整理事業)						
2	広町地区	整備工事 (8/12 年目)	都市計画決定	事業認可 仮換地指定 工事着工 (1/12 年目)	整備工事 (2/12 年目)	整備工事 (3/12 年目)
指標	地区内の事業完了件数【累計】	4 件	4 件	4 件	4 件	4 件
	地区内の整備完了面積【累計】	3.6ha	3.6ha	3.6ha	3.6ha	3.6ha
	土地区画整理事業進捗率※(広町地区)	90%	60%	90%	90%	90%
備考		※都市計画決定 30%、事業認可 60%、仮換地指定 80%、工事着手 90%、工事竣工 100%				

主管課：都市開発課

<実施計画事業>

品川駅南周辺地域の整備促進

方向性		<ul style="list-style-type: none"> 品川駅南周辺地域は、品川駅の南の玄関口としてふさわしい拠点性とにぎわいを備えた市街地の形成をまちづくりの方針としている。 にぎわい創出や防災性向上、みどりの創出などのまちの課題解決に向けて、地域の意見を聞きながらまちの将来像を定めていくとともに、開発等の計画的かつ適切な誘導を図りながら、都市機能の更新・集積・充実を図っていく。 				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> 当該地区のまちづくり方針 「品川駅南地域まちづくりビジョン」（平成26年度策定） 上記方針等に基づき、地区計画や市街地再開発事業等の都市計画手法を活用し、民間の再開発事業などを適切に誘導、支援していくとともに、道路や広場等の都市基盤施設を計画的に整備していく。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
【地区内全域】						
1	まちづくり活動支援	実施	実施	実施	実施	実施
2	品川駅南地区 街区整備計画	—	—	—	計画検討支援	計画検討支援
【個別地区】						
(協議会)						
3	品川浦周辺地区	事業化検討支援	協議・検討	準備組合設立	事業化検討支援	事業化検討支援
指標	地区内の事業完了件数	0件	0件	0件	0件	0件
	地区内の整備完了面積	0.0ha	0.0ha	0.0ha	0.0ha	0.0ha
備考						

主管課：都市開発課

<実施計画事業>

武蔵小山駅周辺地区の整備促進

方向性	<ul style="list-style-type: none"> 武蔵小山駅周辺地区は、まちづくりマスタープランにおいて「都市機能の強化、更新、集積ならびに防災性の向上を図り、にぎわいと回遊性のある区の西の玄関口に相応しい複合市街地の形成をめざす」ことをまちづくりの方針としている。 にぎわい創出や防災性向上、みどりの創出などのまちの課題解決に向けて、地域の意見を聞きながらまちの将来像を定めていくとともに、開発等の計画的かつ適切な誘導を図りながら、都市機能の更新・集積・充実を図っていく。 					
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 当該地区のまちづくり方針 「武蔵小山駅周辺まちづくりビジョン」（平成 23 年度策定） 「武蔵小山駅周辺地域街並み誘導指針」（平成 24 年度策定、令和元年度追補） 上記方針等に基づき、地区計画や市街地再開発事業等の都市計画手法を活用し、民間の再開発事業などを適切に誘導、支援していくとともに、道路や広場等の都市基盤施設を計画的に整備していく。 					
年次計画・指標	目標 (令和 11 年度)	現況 (令和 3 年度)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
【地区内全域】						
1	まちづくり活動支援	実施	実施	実施	実施	実施
【個別地区】						
(準備組合)						
2	小山三丁目第 1 地区	工事完了 (6/6 年目)	都市計画決定	組合設立	権利変換	工事着工 (1/6 年目)
3	小山三丁目第 2 地区	工事完了 (6/6 年目)	都市計画決定	組合設立	権利変換	工事着工 (1/6 年目)
4	武蔵小山駅東 C 地区	[完了 (10 年度)]	事業促進	事業促進	都市計画決定	組合設立 権利変換
指標	地区内の事業完了件数【累計】	9 件	6 件	6 件	6 件	6 件
	地区内の整備完了面積【累計】	6.0ha	2.7ha	2.7ha	2.7ha	2.7ha
備考						

主管課：都市開発課

<実施計画事業>

戸越公園駅周辺地区の整備促進

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・戸越公園駅周辺地区は、まちづくりマスタープランにおいて「東急大井町線の踏切解消および周辺地域の防災性の向上を図る」ことをまちづくりの方針としている。 ・にぎわい創出や防災性向上、みどりの創出などのまちの課題解決に向けて、地域の意見を聞きながらまちの将来像を定めていくとともに、開発等の計画的かつ適切な誘導を図りながら、都市機能の更新・集積・充実を図っていく。 					
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地区のまちづくり方針 「戸越公園駅周辺まちづくりビジョン」(平成26年度策定) 「戸越公園駅周辺まちづくりビジョン 基本計画編」(令和元年度策定) ・上記方針等に基づき、地区計画や市街地再開発事業等の都市計画手法を活用し、民間の再開発事業などを適切に誘導、支援していくとともに、道路や広場等の都市基盤施設を計画的に整備していく。 					
年次計画・指標	目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
【個別地区】						
(再開発事業)						
1	戸越五丁目19番地区	[完了(6年度)]	工事着工 (1/4年目)	工事 (2/4年目)	工事 (3/4年目)	工事完了 (4/4年目)
(準備組合)						
2	戸越公園駅北地区	工事完了 (4/4年目)	事業化検討支援	事業化検討支援	都市計画決定	組合設立
指標	地区内の事業完了件数【累計】	2件	0件	0件	0件	1件
	地区内の整備完了面積【累計】	0.6ha	0ha	0ha	0ha	0.3ha
	再開発事業進捗率※(戸越五丁目19番地区)	100%	90%	90%	90%	100%
備考	※都市計画決定30%、組合設立60%、権利変換80%、工事着工90%、工事完了100%					

主管課：都市開発課

<実施計画事業>

空き家等適正管理の促進

方向性		・適正に管理されていない空き家は、火災や倒壊の危険性、公衆衛生の悪化、景観の阻害等の多岐にわたる問題を抱えているため、空き家の発生予防、適正管理、有効活用を促進し、生活環境の改善を図る。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・空き家所有者の相続、売却および活用といった複合的かつ専門的な相談に対応するため、空き家ワンストップ相談窓口を令和3年度に設置した。 ・区が実施する調査や上記相談窓口寄せられた情報等を基に、不適正管理状態の空き家*所有者については改善に向けた通知や啓発を行う。また、周辺的生活環境に悪影響を及ぼす特定空家*等については、法令に基づく指導・助言、勧告等を行う。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	一般相談【年間】	380件	270件	310件	320件	330件
2	活用専門相談 (空き家ワンストップ 相談窓口)【年間】	相談 60件 有効活用 20件	事業開始 相談 25件 有効活用 5件	相談 30件 有効活用 10件	相談 45件 有効活用 15件	相談 60件 有効活用 20件
3	不適正管理状態 の空き家への対応【年間】	改善通知・啓発 220件	改善通知・啓発 220件	改善通知・啓発 220件	改善通知・啓発 220件	改善通知・啓発 220件
4	特定空家等への 対応	指導・助言・勧告等	指導・助言・勧告等	指導・助言・勧告等	指導・助言・勧告等	指導・助言・勧告等
指標	不適正管理状態 から改善された 空き家【年間】	40件 (累計496件)	46件 (累計176件)	40件 (累計216件)	40件 (累計256件)	40件 (累計296件)
備考						

主管課：住宅課

<実施計画事業>

住宅確保要配慮者への支援

方向性		・高齢者、ひとり親などの住宅確保要配慮者に対して、民間賃貸住宅への円滑な入居等を支援し、誰もが安心して住み続けられるための住宅セーフティネット機能を強化・充実するとともに、既存住宅ストックの有効活用を図る。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・住宅確保要配慮者の居住実態や賃貸住宅の供給状況等の調査結果に基づき、居住支援協議会を開催して情報共有や意見交換を行い、必要な支援を検討する。 ・不動産事業者等に対して居住支援事業の周知を行うとともに、区福祉部門の相談窓口等と連携して住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居を支援するため、不動産事業者等への入居促進事業協力金制度*を実施する。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	居住支援協議会の開催【年間】	2回	2回	2回	2回	2回
2	不動産事業者等への事業周知(セミナー開催)【年間】	4回	2回	4回	4回	4回
3	入居促進事業協力金【年間】	70件	事業開始 30件	30件	40件	40件
指標	住宅確保要配慮者の入居件数【累計】	430件	30件	60件	100件	140件
備考						

主管課：住宅課

<実施計画事業>

マンションの適正管理支援

方向性	・築年数が古いマンションは、空き戸数の増加や管理組合の機能低下による管理不全状態となる可能性が指摘されているため、区内マンションの管理状況を把握するとともに、適正な管理や円滑な建替え・修繕に向けた支援を行う。					
事業概要	・マンション管理組合や所有者に対し、管理セミナー・交流会の実施や相談窓口の開設、専門家派遣により、マンションの維持管理や修繕等に関する問題解決を支援する。 ・都条例に基づき令和2年度から事務移譲されたマンション管理状況届出制度では、主に昭和58年以前に建築された6戸以上のマンションに対して、定期的に管理状況を確認するとともに、管理不全の兆候があるマンションには調査・助言・指導等を行う。					
年次計画・指標	目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
マンション管理・修繕などに対する支援						
1	マンション管理セミナー・交流会【年間】	各2回	各2回	各2回	各2回	各2回
2	マンション管理相談窓口開設【年間】	24回	24回	24回	24回	24回
3	専門家派遣【年間】	12回	12回	12回	12回	12回
マンション管理状況届出制度の運用(対象マンション約500棟)						
4	管理状況届出書の通知発送・督促・内容確認【累計】	確認済マンション 500棟	確認済マンション 431棟	確認済マンション 440棟	確認済マンション 450棟	確認済マンション 460棟
5	管理不全の兆候があるマンションに対する調査・助言・指導【年間】	10件	2件	3件	4件	5件
指標	届出対象マンションのうち、適正管理している割合	84%	72%	74%	76%	78%
備考						

主管課：住宅課



政策の柱 21 快適な交通環境の整備

< 10年後のめざす姿 >

- 鉄道・バスなどの既存公共交通網に加え、コミュニティバス*やシェアサイクル*を含めた自転車活用等により充実した交通環境が形成され、さらに交通とサービスをつなぐMaaS（モビリティ・アズ・ア・サービス）*を積極的に取り入れることで、誰もが利便性の高い移動手段を利用できる社会が実現しています。
- 幹線道路の計画的整備や、生活道路の計画的な改修、鉄道立体化*にともなう踏切の解消により、交通の円滑化が進むとともに、災害時の避難や緊急車両等の通行が確保されるなど市街地の防災性が向上しています。また、自動運転に代表されるスマートモビリティ*社会に対応した道路ネットワークが構築されています。
- 身近な移動手段である自転車・自動車等においては、所有から共有へとといったシェアリングエコノミー*の意識が浸透し、シェアサイクルなどが、観光や日常の買い物など多目的に利用されています。

< 10年後のめざす姿を実現するための基本的な考え方と計画事業 >

利便性の高い公共交通網を構築する

- 鉄道連続立体交差事業
- コミュニティバスの導入

快適な道路環境を整備する

- 都市計画道路（補助 163 号線）の整備推進
- 細街路の拡幅整備

交通まちづくりを推進する

- 駅前広場整備事業

< 関連するSDGsのゴール >



<実施計画事業>

鉄道連続立体交差事業

方向性		・踏切遮断による交通渋滞および踏切事故の解消、鉄道に分断された市街地の一体化等を図るため、鉄道路線の立体化を推進し、安全で快適なまちづくりを実現する。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・京浜急行本線の泉岳寺駅～新馬場駅には踏切が3か所あり、連続立体交差事業が平成30年12月に都市計画決定され、令和2年4月に事業認可を取得した。 ・東急大井町線の下神明駅～中延駅間には踏切が6か所あり、連続立体交差事業が令和3年4月に着工準備箇所として採択された。 ・両事業ともに、同時期に進める駅前広場整備等の周辺基盤整備等を含め、東京都や鉄道事業者と連携して進める。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	京浜急行本線連続立体交差事業	工事完了 (6/6年目)	用地取得 (2/4年目)	用地取得 (3/4年目)	用地取得完了 (4/4年目)	工事着工 (1/6年目) (品川区側)
2	東急大井町線連続立体交差事業	用地取得完了 (5/5年目)	都市計画協議	都市計画協議	都市計画決定	用地測量 事業認可
指標	連続立体交差事業進捗率※(京浜急行本線)	100%	40%	40%	80%	90%
	連続立体交差事業進捗率(東急大井町線)	80%	—	—	30%	40%
備考		※都市計画決定30%、事業認可40%、用地取得完了80%、工事着工90%、工事完了100%				

主管課：都市開発課

<実施計画事業>

コミュニティバスの導入

方向性		・区内公共交通のさらなる利便性向上を図るため、既存の鉄道や路線バスの補完となる身近な公共交通手段として、利便性の高いコミュニティバスの試行運行を開始する。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスの導入は地域公共交通会議*において検討を進め、令和2年10月に「品川区地域公共交通基本方針」、令和3年2月に「品川区コミュニティバス導入計画」をそれぞれ策定した。 ・3つの候補ルートの中から運行を決定した「大井ルート」は、西大井駅と大森駅を結ぶ区間において、令和4年3月から試行運行を開始しており、他ルートについても引き続き検討を進める。 ・試行運行開始後は、運行収支やコミュニティバスに関する事業全体の評価を毎年度実施し、利用実績や利用ニーズに基づく運行計画の見直し・改善、事業継続の判断等を行う。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	地域公共交通会議の開催【年間】	3回	1回	3回	3回	3回
2	運行路線① (大井ルート)	本格運行 (評価基準を満たしている場合)	試行運行開始 (令和4年3月)	試行運行 (1/4年目)	試行運行 (2/4年目)	試行運行 (3/4年目)
3	運行路線② (他ルート)	試行運行 (2/4年目)	—	—	—	—
4	事業評価・検証	実施	—	実施	実施	実施
指標	運行路線数【累計】	2路線 (本格運行1、 試行運行1)	1路線 (試行運行1)	1路線 (試行運行1)	1路線 (試行運行1)	1路線 (試行運行1)
	利用者数【年間】	延390,000人	延1,300人	延120,000人	延188,000人	延198,000人
備考						

主管課：都市計画課

<実施計画事業>

都市計画道路（補助 163 号線）の整備推進

方向性		・五反田・大崎・大井町を結ぶ区の重要な都市軸道路である都市計画道路補助 163 号線について、補助 26 号線の開通により予想される大井町駅周辺の交通渋滞の解決策として幹線道路の拡幅整備を行い、大井町駅周辺の交通渋滞の緩和および道路ネットワークの構築を図る。				
事業概要		・JR大崎支線交差部について、各関係者と調整を進め、事業用地の取得や工法の調査検討を行い、道路拡幅整備を実施する。				
年次計画・指標		目標 (令和 11 年度)	現況 (令和 3 年度)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	補助 163 号線整備 (JR 大崎支線交差部)	用地取得 および 工事実施	鉄道部 調査設計	鉄道部 調査設計	鉄道部 概略設計	道路部 概略設計
指標	整備事業進捗率 ※	40%	10%	10%	20%	20%
備考		※調査設計 10%、概略設計 20%、詳細設計 30%、用地取得 (3 か年、30~40%)、鉄道部工事 (15 か年、40~80%)、道路部工事 (7 か年、80~100%)				

主管課：道路課

<実施計画事業>

細街路の拡幅整備

方向性		・幅員が4 mに満たない細街路*は、消防活動や交通、住環境上大きな障害となっているため、区民の理解と協力を得ながら拡幅整備を行い、市街地環境と防災性の向上を図る。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・細街路沿道建物の建て替え時等に合わせて拡幅整備工事を行うため、建築確認申請前に拡幅範囲に関する協議を取り交わし、拡幅整備工事を区で受託する。 ・整備に必要な費用の助成や、区道沿いの後退用地の寄付に対する奨励金交付などの誘導策を実施し、細街路の解消を促進する。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	拡幅整備協議 【年間】	430件	430件	430件	430件	430件
2	細街路の拡幅整備工事【年間】	350件	302件	350件	350件	350件
	※区道+私道の一部 (整備延長)	(4.0km)	(4.0km)	(4.0km)	(4.0km)	(4.0km)
指標	細街路整備率	50%	39%	40%	42%	43%
備考						

主管課：建築課

<実施計画事業>

駅前広場整備事業

方向性		・連続立体交差事業を契機として、駅周辺のにぎわいの創出や回遊性・安全性向上、混雑解消などを目的とした駅前広場を整備する。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・京浜急行本線の北品川駅周辺は、駅前広場整備事業が令和元年6月に都市計画決定され、令和2年4月に事業認可を取得した。 ・東急大井町線の戸越公園駅周辺は、駅前広場整備事業に向けた都市計画手続き（協議）が令和3年度より始まった。 ・両事業ともに、連続立体交差事業の進捗に合わせ、東京都や鉄道事業者と協議して整備を進める。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	北品川駅前広場整備事業	用地取得完了 (10/10年目)	用地取得 (2/10年目)	用地取得 (3/10年目)	用地取得 (4/10年目)	用地取得 (5/10年目)
2	戸越公園駅前広場整備事業	用地取得完了 (5/5年目)	関係機関協議	都市計画協議	都市計画決定	用地測量 事業認可
指標	駅前広場整備事業進捗率※(北品川駅)	80%	40%	40%	40%	40%
	駅前広場整備事業進捗率(戸越公園駅)	80%	—	—	30%	40%
備考		※都市計画決定30%、事業認可40%、用地取得完了80%、工事着工90%、工事完了100%				

主管課：都市開発課

2

変化に対応する区政運営

本文中において、特に解説が必要な語句等は、末尾に「*」を付していますので、用語解説ページを参照してください。



変化に対応する区政運営

<今後 10 年間の方向性と計画事業>

区民参画と情報発信を推進する

- 多様な媒体を活用した情報発信とシティプロモーションの推進

協働によるまちづくりを促進する

変化に対応して効果的・効率的に施策を展開する

- 公有地の有効活用

中長期的な視点で施設マネジメントを推進する

- 新庁舎の整備

I C Tなどの先端技術を活用して利便性向上を推進する

- デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

区民に信頼され実行力ある職員の育成と横断的な組織運営を推進する

- 多様な行政課題に柔軟に対応できる人材の育成

地方分権・全国連携を推進する

- 全国自治体との連携の推進

健全財政を堅持する

<実施計画事業>

多様な媒体を活用した情報発信とシティプロモーションの推進

方向性		・情報通信技術を活用した多様な媒体により区政情報を効果的に発信するとともに、区の魅力や施策を国内外にアピールしていく。				
事業概要		・広報しながわやケーブルテレビ品川、FMしながわ*に加え、情報通信技術のさらなる活用など、多様な媒体により正確な情報を効果的に区民に提供する。 ・区民の取り組みなどを通じて、区の魅力や施策を国内外にプロモーションする。				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	ICTを活用した情報発信の推進	ホームページ、LINE等SNSの効果的な活用	活用	活用	調査・方針決定	推進
2	区民とともに進めるシティプロモーション	・区民の取り組みの紹介 ・PR冊子、WEB・SNS等による区の認知度向上 ・リニア中央新幹線開業等に合わせた魅力発信	推進	推進	推進	推進
指標	区からの情報取得率	85%	80%	—	82%	—
	品川区を魅力的と感じる人の割合	47%	39%	40%	—	42%
備考						

主管課：広報広聴課

<実施計画事業>

公有地の有効活用

方向性		・旧荏原第四中学校跡地などの公有地等について、多様な行政ニーズを踏まえた利活用に向け、民間活力の活用等、あらゆる手法を視野に入れて整備を進める。				
事業概要		・活用方針未定の公有地等について、周辺環境や土地形状などの個別条件や、行政ニーズなどを踏まえながら活用の検討を進める。検討にあたっては、中長期観点からの施設マネジメントや民間活力の活用、にぎわい創出の観点も含めた検討を行う。				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	旧第四中学校跡地	本格活用	・暫定活用 ・検討	・暫定活用 ・検討 ・方針決定	・暫定活用 ・計画策定等	設計
2	旧東品川清掃作業所跡地	本格活用	方針決定	暫定活用	暫定活用	暫定活用
3	旧第一日野小学校跡地	本格活用	・暫定活用 ・検討	・暫定活用 ・検討	・暫定活用 ・方針決定	暫定活用
4	旧庁舎跡地	設計等	—	検討	方針決定	—
指標	活用方針決定割合	—	—	—	100%	—
備考						

主管課：企画調整課

<実施計画事業>

新庁舎の整備

方向性		・多様化する行政需要に適切に対応するため、区民サービスや防災機能、持続性・経済性など、区民に求められている機能を踏まえた、新たな庁舎を整備する。				
事業概要		・令和3、4年度の基本構想・基本計画策定、令和5、6年度の基本設計・実施設計、令和7～9年度の工事を経て、令和9年度中に供用開始する。 ・整備にあたっては、機会をとらえて区民等の意見を幅広く聴取する。				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	新庁舎整備	[完了(9年度)]	基本構想策定	基本計画策定	基本設計	実施設計
2	区民等の意見聴取	[完了(9年度)]	・パブリックコメント ・区民アンケート ・区民ワークショップ	パブリックコメント	推進	推進
指標	事業進捗率※	[完了(9年度)]	20%	30%	40%	50%
備考		※機能検討10%、基本構想20%、基本計画30%、基本設計40%、実施設計50%、工事(3か年、70%、80%、90%)、業務開始100%				

主管課：新庁舎整備課

<実施計画事業>

デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

方向性		<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル社会の実現に向け、先端技術やデータの利活用により業務プロセスのデジタル化を行い、区民の利便性向上、業務効率化による生産性向上を図る。 ・デジタル・トランスフォーメーションを推進し、区民一人ひとりのニーズにあったサービスを提供するとともに、生産性向上で得られる時間をさらなる区民サービスにつなげる。 				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・全行政手続きを対象にオンライン化を検討し、対応可能な業務から順次進める。また、オンライン申請サービスを導入し、申請方法の拡充を図る。 ・区施設のキャッシュレス決済を推進し、区民の利便性向上を図る。 ・単純作業をRPA*の活用により自動化し、業務の効率化を図る。 ・標準化対象システム（18業務）の標準準拠システムへの移行（令和7年度末まで）に向けて、業務改革に取り組みつつ標準化・共通化を図る。 ・公文書の電子決裁やペーパーレス会議の取り組みを進めることで、紙資源や印刷コストの削減を図るとともに業務の効率化につなげる。 ・高齢者が、コミュニケーションツールや情報収集としてパソコンやスマホを利活用できるように、操作方法等を学ぶ講座等を開催し、デジタルデバйд解消を図る。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	行政手続きの オンライン化 【累計】	1,000 手続き	100 手続き	300 手続き	700 手続き	900 手続き
2	キャッシュレ ス端末の設置 【累計】	38 か所	6 か所	29 か所	38 か所	38 か所
3	RPAの活用 【累計】	43 業務	11 業務	15 業務	19 業務	23 業務
4	システムの標 準化・共通化*	標準準拠システ ム（18業務） の運用	計画立案	システム選定 計画立案	システム選定 システム選定	移行 システム選定
5	高齢者向けパ ソコン講座等 の実施【年間】	講座等内容の充 実	延 178 回	延 536 回	延 536 回	延 536 回
指 標	オンライン化 の割合	100%	10%	30%	70%	90%
	電子決裁率	100%	15%	30%	50%	70%
備 考						

主管課：情報推進課、高齢者地域支援課

<実施計画事業>

多様な行政課題に柔軟に対応できる人材の育成

方向性		多様化する行政課題に主体的に取り組み、解決を図る人材を育成する。				
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・仕事の進め方・働き方改革*を行い、業務効率化による生産性の向上と、より良い区民サービスの提供を図る。 ・区民ニーズの多様化、行政課題の複雑化、技術革新の進展など、社会経済状況の変化に適切に対応できる人材の育成を推進する。 ・各種研修を通じて、職員の資質向上を図る。 ・専門職の育成、知識経験・専門技術の継承を進めるため、各専門職の人材育成プランを作成、整備する。 				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	区職員の働き方改革「しながわ〜く」の推進	推進	推進	推進	推進	推進
2	多様な主体と連携するコーディネート能力を持つ人材の育成	推進	推進	推進	推進	推進
3	課題・問題解決能力を持つ人材の育成	推進	推進	推進	推進	推進
4	データ・ICT活用能力を持つ人材の育成	推進	推進	推進	推進	推進
5	各種研修の実施【年間】	350件	350件	350件	350件	350件
6	専門職種の人材育成プラン作成【年間】	[完了(6年度)]	3職種	3職種	4職種	4職種
指標	研修受講者数【年間】	9,900人	7,800人	9,700人	9,900人	9,700人
備考						

主管課：人事課

<実施計画事業>

全国自治体との連携の推進

方向性		・人口減少により地方の活性化が課題になっている中、全国の自治体との信頼関係を構築し、ともに発展・成長するために、全国自治体との連携を推進する。				
事業概要		・連携協定締結都市*（高知県、福井県坂井市）、交流協定締結都市*（神奈川県山北町、山梨県早川町）、災害時相互援助協定締結都市*等、全国各自治体との連携を推進する。				
年次計画・指標		目標 (令和11年度)	現況 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	特別区全国連携プロジェクト*の推進	推進	推進	推進	推進	推進
2	連携協定締結都市との連携	推進	推進	推進	推進	推進
3	交流協定締結都市との連携	推進	推進	推進	推進	推進
4	災害時相互援助協定締結都市との連携	推進	推進	推進	推進	推進
指標	特別区全国連携プロジェクトの連携事業数【年間】	24事業	8事業	10事業	12事業	14事業
備考						

主管課：総務課

品川区総合戦略



1 品川区総合戦略の位置づけ

品川区総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、区の人口動向を分析し将来展望を示す「品川区人口ビジョン」を踏まえて策定する計画です。区が持続的に発展していくための戦略的目標を掲げ、目標の達成に向けた取り組みを示すため、2015（平成27）年度に策定し、人口減少の克服や地域の活性化に向けた取り組みを進めてきました。

一方で、区では、区政における中長期的な目標や方向性、具体的な取り組みを示す総合計画として、品川区長期基本計画、品川区総合実施計画を策定しており、これらの計画を推進することは、総合戦略がめざす「地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会の創生」につながります。

このことから、今回の総合戦略は、長期基本計画の方針・政策に沿って具体的な事務事業を示す総合実施計画の中で、総合戦略の目的や課題との関連が強い取り組みを、総合戦略の施策と位置づけ改定しました。

計画期間は、総合実施計画と同様の2022（令和4）年度から2024（令和6）年度までとし、総合実施計画と合わせて進捗管理を行っていきます。

人口ビジョンについては、直近の人口動向やコロナ禍における区民の居住意向などを踏まえて将来人口推計を更新しました。区への居住意向は引き続き高く、将来展望やめざすべき方向性はこれまでと同様に進めていきます。今後とも、人口動向を注視していきます。

2 品川区総合戦略の基本目標

基本目標は、前回策定した総合戦略で設定した基本目標を継承し、目標数値を示し、引き続き取り組んでいきます。

基本目標1

安心して子どもを生み、楽しく子育てができるまちをつくる

■数値目標

数値目標の内容	令和2年度 基準数値	令和6年度 目標数値	備考
品川区の合計特殊出生率	1.21	1.45	—
品川区に定住を希望する理由として、「子どもを育てやすい」と回答する区民※の割合	50.9%	60%	品川区世論調査
品川区に定住を希望する理由として、「子どもの教育環境が良い」と回答する区民※の割合	39.6%	50%	

※長子が小学生または中学生である区民

基本目標2

地域を支える産業の活力を高め、魅力ある雇用の場を創出する

■数値目標

数値目標の内容	令和2年度 基準数値	令和6年度 目標数値	備考
品川区の昼間人口	544,022人 (平成27年)	612,000人	国勢調査
品川区内の企業の付加価値額	4,790,366 百万円 (平成28年)	4,800,000 百万円	経済センサス (総務省・ 経済産業省)

基本目標3

国際化への対応をさらに進めつつ、多様な地域との交流・連携を推進し、ともに発展する

■数値目標

数値目標の内容	令和2年度 基準数値	令和6年度 目標数値	備考
品川区内全駅の1日平均乗車人員数	1,423,640人	1,490,000人	各鉄道会社資料
品川区内宿泊施設への実宿泊者数(年間)	439,210人	1,230,000人	宿泊旅行 統計調査 (観光庁)
品川区内宿泊施設への外国人実宿泊者数(年間)	11,950人	140,000人	

基本目標4

生涯にわたり住み続けたい安心と活力のあるまちをつくる

■数値目標

数値目標の内容	令和2年度 基準数値	令和6年度 目標数値	備考
品川区に住み続けたいと思う区民の割合	91.3%	90%以上	品川区世論調査

3 品川区総合戦略の具体的施策（品川区総合実施計画との対応）

品川区総合戦略の具体的施策は次のとおりです。内容については、対応する品川区総合実施計画の該当ページをご覧ください。

品川区総合戦略	品川区総合実施計画		
	分野	政策の柱	ページ
基本目標1 安心して子どもを生み、楽しく子育てができるまちをつくる			
(1) 誰もが安心して生み育てることができる子育て環境をつくる			
しながわネオボラネットワークの推進	人	政策の柱10 子どもの笑顔があふれるまちの実現	77
医療的ケア児と家族支援の充実	人	政策の柱10 子どもの笑顔があふれるまちの実現	78
児童家庭相談・支援機能の充実	人	政策の柱10 子どもの笑顔があふれるまちの実現	79
区立児童相談所の開設・運営	人	政策の柱10 子どもの笑顔があふれるまちの実現	80
子育て世帯の交流機会の充実	人	政策の柱10 子どもの笑顔があふれるまちの実現	81
多様な一時預かりサービスの充実	人	政策の柱10 子どもの笑顔があふれるまちの実現	82
質の高い保育・乳幼児教育の提供	人	政策の柱10 子どもの笑顔があふれるまちの実現	83
区立保育園・児童センターの改築	人	政策の柱10 子どもの笑顔があふれるまちの実現	84
保育園・幼稚園・すまいるスクールにおける特別な配慮を要する子どもの保育・乳幼児教育等の充実	人	政策の柱10 子どもの笑顔があふれるまちの実現	85
社会的自立に向けた青少年の体験・交流機会の充実	人	政策の柱12 青少年の成長と自立の支援	99
(2) 確かな学力と豊かな人間性を育む学校教育の充実を図る			
社会を生き抜く力を育む市民科教育の充実・発展	人	政策の柱11 未来を切り拓く学校教育の推進	87
英語教育の推進	人	政策の柱11 未来を切り拓く学校教育の推進	88
伝統・多文化理解の促進	人	政策の柱11 未来を切り拓く学校教育の推進	89
ICTを活用した学習の推進	人	政策の柱11 未来を切り拓く学校教育の推進	90
教育のインクルージョンの実現に向けた取り組みの充実	人	政策の柱11 未来を切り拓く学校教育の推進	91
地域との連携・協働による品川コミュニティ・スクールの推進	人	政策の柱11 未来を切り拓く学校教育の推進	94
学校改築の計画的な推進	人	政策の柱11 未来を切り拓く学校教育の推進	95
基本目標2 地域を支える産業の活力を高め、魅力ある雇用の場を創出する			
(1) 産業の活性化を図る			
中小企業の事業承継支援	地域	政策の柱4 地域の活力を高める産業の振興	41
中小企業のDX推進	地域	政策の柱4 地域の活力を高める産業の振興	42
産学連携による技術開発等の支援	地域	政策の柱4 地域の活力を高める産業の振興	43
産業間の交流・連携による区内産業の活性化	地域	政策の柱4 地域の活力を高める産業の振興	44
(2) 多様な区民の就業を支援する			
障害者の就労支援の推進	人	政策の柱14 障害のある人がいきいきと暮らせる環境づくり	113
基本目標3 国際化への対応をさらに進めつつ、多様な地域との交流・連携を推進し、ともに発展する			
(1) 東京オリンピック・パラリンピックの開催を通じ、地域の活性化や国際化への対応を図る			
オリンピック・パラリンピックを契機とする文化スポーツ活動の推進	地域	政策の柱2 学びとスポーツの楽しさが広がる環境づくり	32
地域における国際理解の促進	人	政策の柱15 平和と人権が尊重され多様性を認め合う社会の実現	118
多様な媒体を活用した情報発信とシティプロモーションの推進	変化に対応する区政運営		171
(2) 都市型観光を推進する			
水辺を活用したにぎわい創出	地域	政策の柱5 まちの魅力を活かした都市型観光の推進	47
外国人観光客への観光情報発信	地域	政策の柱5 まちの魅力を活かした都市型観光の推進	48
観光資源の調査を通じた区の魅力発見	地域	政策の柱5 まちの魅力を活かした都市型観光の推進	49
旧東海道品川宿の歴史を伝える景観整備	地域	政策の柱6 魅力的で良好な都市景観の形成	51
(3) 地方との交流・連携を通じ、相互の活性化・発展をめざす			
全国自治体との連携の推進	変化に対応する区政運営		176

品川区総合戦略	品川区総合実施計画		
	分野	政策の柱	ページ
基本目標4 生涯にわたり住み続けたい安心と活力のあるまちをつくる			
(1) 区民や様々な団体が主体的に活動できる、活力のある地域社会をつくる			
町会・自治会への活動支援	地域	政策の柱1 誰もがつながる魅力ある地域社会の実現	27
企業、大学との連携強化	地域	政策の柱1 誰もがつながる魅力ある地域社会の実現	28
社会貢献活動団体への支援の推進	地域	政策の柱1 誰もがつながる魅力ある地域社会の実現	29
商店街のにぎわいと活性化の推進	地域	政策の柱4 地域の活力を高める産業の振興	45
支え愛・ほっとステーション事業の充実	人	政策の柱8 地域における共生社会の実現	58
(2) 安全で安心して住み続けられる地域社会をつくる			
区民・事業者等への防災教育の充実	安全	政策の柱16 区民を災害から守る対策の推進	130
避難行動要支援者等の支援強化	安全	政策の柱16 区民を災害から守る対策の推進	131
避難所の生活環境の向上	安全	政策の柱16 区民を災害から守る対策の推進	132
駅周辺帰宅困難者対策の推進	安全	政策の柱16 区民を災害から守る対策の推進	134
犯罪から地域を守るための防犯対策の強化	安全	政策の柱18 安全と安心を体感できる地域社会の実現	143
消費者の安全安心を確保するための啓発活動の推進	安全	政策の柱18 安全と安心を体感できる地域社会の実現	144
登下校中における児童の安全確保の推進	安全	政策の柱19 区民が進める交通安全のまちの実現	147
空き家等適正管理の促進	安全	政策の柱20 地域特性を活かした計画的なまちづくり	158
(3) 誰もがいつまでも元気で暮らせる環境を整備する			
健康意識向上を図る事業の推進	人	政策の柱9 生涯を通じた健康づくりの推進	65
主体的な健康づくり活動を行う区民グループへの支援	人	政策の柱9 生涯を通じた健康づくりの推進	66
総合的ながん対策の推進	人	政策の柱9 生涯を通じた健康づくりの推進	69
国保基本健診等の推進	人	政策の柱9 生涯を通じた健康づくりの推進	70
自殺対策の推進	人	政策の柱9 生涯を通じた健康づくりの推進	72
介護予防事業の充実	人	政策の柱13 高齢者が安心して暮らせる環境づくり	101
認知症の早期発見および理解促進と本人・家族支援	人	政策の柱13 高齢者が安心して暮らせる環境づくり	102
高齢者の住宅あつ旋事業と生活支援サービスの推進	人	政策の柱13 高齢者が安心して暮らせる環境づくり	103
(4) いきいきと豊かな生活を楽しむことができる場や機会を充実する			
しながわ学びの杜等の充実	地域	政策の柱2 学びとスポーツの楽しさが広がる環境づくり	31
地域の誰にでも開かれた図書館づくりの推進	地域	政策の柱2 学びとスポーツの楽しさが広がる環境づくり	34
文化・芸術に触れる機会の充実	地域	政策の柱3 伝統・文化を継承し親しむ環境づくり	37
伝統文化や伝統芸能に触れる機会の充実	地域	政策の柱3 伝統・文化を継承し親しむ環境づくり	38
品川区の歴史の継承と魅力の発信	地域	政策の柱3 伝統・文化を継承し親しむ環境づくり	39

用語解説



解説用語一覧

※品川区独自の事業、計画、条例等には、冒頭に【区事業等】と記載しています。

用語	説明
英数字	
2050ゼロカーボンシティ宣言	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、都道府県および市町村が、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定・実施することで、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明すること。
83運動	【区事業等】「小学校の登下校時刻である8時と3時には、なるべく外の用事を行いながら子どもを見守ろう」という区内PTAが発案し始めた活動。現在では8時と3時に限らず、まわりにいる子どもたちの様子を気にかけ、「子どもを見守ることを生活の一部にしよう」という活動となっている。
CEFR (ヨーロッパ言語共通参照枠) A1レベル	外国語の能力を図る国際的な指標。A1レベルは英検3級程度。
DX	デジタル・トランスフォーメーション (Digital Transformation) の略称。デジタル技術を活用することで、人々の生活や事業経営を変革させ、より良い価値を生み出すこと。
Eボート	川やダム湖、運河、海などの水辺で使用される10人乗りの手漕ぎボート。
FMしながわ	【区事業等】品川区を放送エリアとするコミュニティFM放送を活用し、行政情報や地域の情報等を発信するとともに、災害発生等非常時には、被害情報や避難情報をリアルタイムに発信する。
HEARTS	【区事業等】スクールソーシャルワーカー、教育心理相談員、警察OB、指導主事による支援チーム。Help (助ける) Encourage (励ます) Assist (手伝う) Rescue (救済する) Team Shinagawaの頭文字。
hyper-QU	学校生活における児童・生徒の状況を把握するためのアンケートのこと。結果を有効に活用することで、いじめの未然防止・早期発見等に役立てる。
ICT (情報通信技術)	情報通信技術 (Information and Communication Technology) の略称。情報処理および情報通信に関連する諸分野における技術・産業・設備・サービス等の総称。
MaaS (モビリティ・アズ・ア・サービス)	ICT (情報通信技術) を活用して、公共交通か否か、またその運営主体にかかわらず、マイカーなどの自己所有以外のすべての交通手段によるモビリティ (移動) を1つのサービスとしてつなぐ新たな「移動」の概念。
Park-PFI	都市公園において飲食店、売店等の公園利用者の利便性の向上に資する公園施設 (公募対象公園施設) の設置と、設置した施設から得られる収益を活用して、その周辺の園路、広場等の公園施設の整備等を一体的に行う民間事業者を公募により選定する制度。
RPA	ロボティック・プロセス・オートメーションの略で、ロボットによる業務の自動化を表す。
SHINAGAWA “もったいない” プロジェクト	【区事業等】日本発の世界共通語 “もったいない” の精神を普及するため、「食品ロス削減」をテーマにした各種啓発事業を展開することで、区民の意識向上を図ることを目的とする。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略称。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービス。
ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)	快適な室内環境を実現するとともに、空調、照明等に必要なエネルギーを極力減らしながら、太陽光発電などにより使用するエネルギーを創出することにより、年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることをめざした非住宅建築物。
ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)	断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な空調・照明等の導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現したうえで、再生可能エネルギーの導入により、年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることをめざした住宅。

用語	説明
あ	
アウトリーチ	生活上の課題を抱えながらも、自ら相談窓口等へ出向くことができない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取り組みのこと。また、積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。
一時滞在施設	災害発生時に観光や買い物などで区を訪れていた、行き場のない帰宅困難者を一時的に受け入れるための施設。
一時保護所	児童相談所に付設され、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図る必要がある場合などに、子どもを一時的に保護する施設。
イノベーションフォーラム	【区事業等】区内に集積する情報通信事業者等の企業間連携を促進し、新ビジネス・新サービスの創出を図るため、最新の情報通信技術の紹介やビジネスマッチング、企業交流会等を開催する事業。
医療的ケア	人工呼吸器による呼吸管理、かく痰吸引その他の医療行為をいう。 ※医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条第1項より。
医療的ケア児	日常生活および社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童をいう。 ※医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条第2項より。
医療的ケア児等支援関係機関連絡会	医療的ケア児とその家族を地域で支えられるよう、保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が集まり、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る協議の場。
インクルーシブひろばベル	【区事業等】品川区医療的ケア児地域生活支援促進事業。医療的ケア児とその家族の方に、地域の子ども達とインクルーシブな環境で安心安全に過ごせる場を提供し、仲間づくりや地域コミュニティへの参加を促進するとともに、子育てに関する相談支援を実施する。
インターネットゲートキーパー事業	【区事業等】品川区内にいる人が「死にたい、孤独」など生きづらさに関連する単語をインターネット上で検索すると、検索連動広告により相談窓口が表示され、ウェブサイト上で相談することができる事業。
雨水浸透枳	雨水を地中へ浸透させるための設備で、集水ますに浸透管を連結させたますをいう。
運動系介護予防事業	【区事業等】65歳以上の方を対象に、筋力アップや体力の向上、仲間づくりを目的とした運動教室等を実施する事業。
栄養改善事業	【区事業等】65歳以上の方を対象に、栄養について学ぶ機会の提供や、仲間づくりを目的とした料理教室を実施する事業。
エリアサポーター	【区事業等】商店街を巡回し、商店街や各店舗が抱える課題の把握・解決や新たな活動の担い手の発掘などを実施する事業。
エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組みのこと。
延焼遮断帯	地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設およびこれらと近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間。震災時の避難経路、救援活動時の輸送ネットワークなどの機能も担う。
オアシスルーム	【区事業等】在宅で子育てしている保護者が、買い物、リフレッシュ、通院等の理由で一時的な保育を希望する場合、時間単位の一時的預かりを行う施設。
親育ちワークショップ	【区事業等】乳幼児の親を対象に、子育てについての体験談を語り合うなどの交流をとおして、子育ての不安軽減を図ることを目的とした事業。3～5回の連続講座。
オンライン英会話	【区事業等】タブレット端末とインターネットを利用した、外国人英語講師との英語だけを使ったマンツーマンコミュニケーションレッスン。

用語	説明
か	
介護保険施設	要介護者を対象に、日常生活上の支援や機能訓練、必要により医療を行うことを目的とする、特別養護老人ホーム、老人保健施設など介護保険の施設サービスを提供する施設をいう。
学習支援事業	P59 実施計画事業「生活困窮者の自立に向けた支援の拡充」 【区事業等】生活困窮世帯の中学生・高校生を対象に個別学習指導の実施や自習室の開放を行っている。
	P99 実施計画事業「社会的自立に向けた青少年の体験・交流機会の充実」 【区事業等】ひとり親家庭の小学校高学年から高校生までを対象に個別学習指導や進路相談を行っている。
環境コミュニケーション	区民・事業者・区がパートナーシップを確立するため、それぞれの役割を理解し、地域や世代を超え、より身近なものとして、持続可能な環境保全に関する取り組みを実践する新たなコミュニケーションの輪。
がん相談支援センター	国の指定したがん診療連携拠点病院などに設置されているがんの相談窓口。
帰宅困難者対策協議会	災害時に発生するターミナル駅周辺の帰宅困難者等を支援するための対策を検討する5協議会（国道15号徒歩帰宅者支援対策協議会、目黒駅周辺帰宅困難者対策協議会、大井町駅周辺帰宅困難者対策協議会、大崎駅周辺帰宅困難者対策協議会、五反田駅周辺帰宅困難対策協議会）。事業者、各種団体および防災関係機関から構成される。
急傾斜地崩壊危険箇所	傾斜度30度以上、高さ5メートル以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼす恐れのある急傾斜地および近接地。
急性期	患者の病態が不安定な状態から、治療によりある程度安定した状態に至るまでの期間。
旧東海道品川宿	江戸時代、江戸と京都・大坂（現在の大阪）を結ぶ東海道の宿駅伝馬制度が定められ、その第一の宿駅となったのが品川宿。現在の京浜急行電鉄北品川駅から青物横丁駅付近にあった。当初は目黒川をはさんで「北品川宿」、「南品川宿」の2宿で構成され、1722（享保7）年に「歩行新宿」が加わり、東海道約2kmを中心とした宿場となった。
教育のインクルージョン	さまざまな状況の子どもたちが、学習活動に参加している実感や達成感を感じながら充実した時間を過ごせるよう、柔軟なしくみによる多様な学びの場を創出し、多様な個性を持つ子どもたちが互いを認め、尊重し合いながら学ぶ環境を整えていくこと。 ※東京都教育施策大綱より。
居住支援協議会	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、高齢者などの住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して設立することができる組織。住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施している。正式名称は「住宅確保要配慮者居住支援協議会」。
緊急輸送道路（特定緊急輸送道路）	緊急輸送道路は、震災時の救助や物資輸送等を円滑に行うため、応急活動の中心となる防災拠点や庁舎等を相互に結ぶ道路。消防活動等を行う上でも有効な空間となることが期待できる。 特定緊急輸送道路は、緊急輸送道路のうち、特に都内の主要な防災拠点、空港や港湾を結ぶ道路、緊急物資や救助活動の受入れのための道路等、沿道建築物の耐震化を図る必要がある道路。
暮らし・しごと応援センター	生活困窮者の自立支援相談窓口。多様で複合的な課題を抱える生活困窮者の就職、住居、家計管理などを包括的にサポートし、生活困窮状態からの自立を支援する。
グローバル人材育成塾	【区事業等】「使える英語」の習得を目的とした外国人英語講師による英会話授業。第7・8学年の希望者を対象として、9月から次の年度の7月までの間、放課後に実施する。

用語	説明
ケアマネジャー	要介護者や要支援者の人の相談や心身の状況に応じるとともに、サービス（訪問介護、デイサービスなど）を受けられるようにケアプラン（介護サービス等の提供についての計画）の作成や市区町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う者。
景観アドバイザー	重点地区などの建築物等の景観上配慮すべき事項について、事業者等との事前相談を行うために区が委託する、都市景観に関する専門知識・経験を有する専門家。
景観形成	良好な景観の整備・保全を図ること。
景観重要公共施設	道路・河川・都市公園等の景観上重要な公共施設。品川区では「旧東海道および北馬場通り」「戸越公園」「目黒川」の3箇所が指定されている。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、話を聞く、声をかける、必要な支援機関につなげる等、適切な対応を図ることができる人。
健康危機管理体制	医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる、健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務体制。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
健康づくり推進委員	健康づくり活動を活性化するため、町会・自治会等から推薦された区民。
広域避難場所	大地震時に発生する延焼火災等の危険から避難者の身の安全を確保し、火勢の弱まりを待つ場所で、東京都が指定しているオープンスペースのこと。
校長級職	【区事業等】都費教員における校長級職に相当する「統括副校長」。市民科や英語教育など区独自の一貫教育の推進や、地域との連携・協働などにおいて、中心的な役割を担う。
交流協定締結都市	品川区「水と緑の市町村との交流事業」基本構想（昭和61年度策定）に基づき、昭和63年4月18日に神奈川県山北町と「水と緑のふれあい交流協定」、平成2年4月19日に山梨県早川町と「ふるさと交流協定」を締結。水と緑に象徴される自然環境の豊かな市町村との交流事業を通じて、健全で潤いのある区民生活の実現を図っている。
高齢者多世代交流支援施設（ゆうゆうプラザ）	【区事業等】高齢者を主として子育て世代や障害者等、多世代の区民の身近な憩いの場・交流の場として地域に開かれた施設。「介護予防事業」や「子育て支援事業」、「ゆうゆうプラザまつり」、「多世代交流イベント」等の事業を実施している。
国民保護措置	武力攻撃事態等および緊急対処事態から国民の生命・身体および財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国、地方公共団体等の責務、避難・救護・武力攻撃災害への対処等「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に規定された措置。
コミュニティバス	交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、既存の路線以外のバスを必要としている地域に走らせるバスを指す。
さ	
災害時協力協定	災害時の応急活動体制の強化を図るため、事業者や団体などが有する専門技術を活用した人的・物的支援を目的とし締結される協定。
災害時相互援助協定締結都市	大規模災害が発生した際の応急物資の提供、職員派遣の体制構築や被災者の受け入れなどについて、両自治体において相互の応援体制強化を図ることを目的として締結。令和3年度末現在、93市区町村と締結している。
災害対策用ドローン	発災時速やかに区内の被害状況を把握するため、区独自で保有するドローン。
細街路	幅員が4mに満たない狭い生活道路のこと。こうした狭い道路は、消防活動や交通・環境上大きな障害になっている。
再生可能エネルギー	太陽光や風力、水力、地熱といった地球資源など、自然界に常に存在し、枯渇せず、どこにでも存在し、CO ₂ （二酸化炭素）を排出しないエネルギーのこと。
支え愛・ほっとステーション	【区事業等】地域センターに設置され、コーディネーターが常駐し、ひとり暮らし高齢者の方などに対する相談や訪問支援等を行う、身近な福祉の相談窓口のこと。
産学連携	民間企業および大学等の研究機関が有している人材・設備・資金・研究成果等をお互いに提供し、新技術の開発や新事業創出等を図ること。

用語	説明
産後ママのセルフケア	【区事業等】乳児と母親を対象に、助産師によるグループワークや講話、産後の体によさしい簡単な運動などのセルフケアの実習を行う講座。
シェアサイクル	地域内に設置されたサイクルポート（自転車の貸出、返却を行う場所）であれば、どこでも自転車を借りることができ、返却することができるシステムのこと。
シェアリングエコノミー	個人が所有する活用可能な資産（場所・乗り物・モノ・人・お金など）をウェブ上のプラットフォームを介して、個人同士で貸借や売買、交換することでシェアする新たな経済活動のこと。
市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、細分化された土地を統合し、建築物と公共施設とを一体的に整備することにより、木造住宅密集地域や住宅、店舗および工場等が混在して環境の悪化した市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とした事業。
事業承継支援	経営者の高齢化などで後継者不足に悩む中小企業・小規模事業者が、円滑に事業を次世代に承継し、地域産業の維持および活性化につなげていくためのサポートを行う事業。
資源化率	ごみ排出量のうち、どれだけ資源化（リサイクル）したかを示す数値。
自主防災意識	大きな地震等の災害時に「自らの身は自ら守る」ために防災の知識を身につけたり、安全対策をして備えたりすること。
システムの標準化・共通化	自治体の主要な18業務システムを国の策定する標準仕様に準拠したシステムに移行する。標準化により、将来的な人的・財政的な負担の軽減を図る。
シティプロモーション	地域特性に応じた魅力を探し出し、イメージを確立したうえでブランディングを行い、自治体や地域の知名度を向上させるための取り組み。
児童参加地域事業補助	【区事業等】将来の町会・自治会活動を担う世代の参加を促すイベント開催等の経費の一部を補助することで、活動の活性化を支援する事業。
児童相談所	児童福祉法に基づいて設置される行政機関で、原則18歳未満の子どもについてのあらゆる相談に対応する。
児童発達支援センター	日常生活における基本的動作の指導や、自立自活に必要な知識技能を身に付けたり、集団生活への適応のための訓練を行う障害児のための児童福祉施設。 ※児童福祉法 第43条より。
児童見守りシステム（まもるっち）	【区事業等】地域の支え合い・助け合いによる安全・安心なまちづくりの実現を目的として、全区立小学校・義務教育学校（前期課程）および国私立小学校通学者のうち保護者が希望する児童に対し、GPS・携帯電話機能つき緊急発報装置「まもるっち」を貸与し、緊急時の対応を行う品川区独自の防犯システム。
しながわ学校2020レガシー	【区事業等】オリンピック・パラリンピック教育において「おもてなし」「障害者理解」「スポーツ志向」「和の心」「国際的な視野」の資質の育成に関連付けて取り組んできた各校の教育活動について、東京2020大会終了後も区として継続させて取り組むもの。
品川区強靱化計画	【区事業等】いつ起こるかわからない大規模な自然災害等から、区民の生命と財産を守り、迅速に回復する、「強さ」と「しなやかさ」を持った災害に強いまちづくりを推進するための計画。
品川区業務継続計画	【区事業等】大規模地震等発生時に優先的に行う業務を事前に定め、最短の期間で災害からの復旧、平常時の業務へ復帰することを目的とした計画。
品川区子ども・若者計画	【区事業等】子ども・若者育成支援推進法第9条に基づき、子ども・若者施策を総合的・体系的に推進することを目的とした計画。
品川区災害時受援計画	【区事業等】大規模地震等発生時の区における受援体制を具体化した計画。
品川区災害対策基本条例	【区事業等】災害から生命、身体、財産、暮らし、まちを自分たちの手で守るため、すべての人が防災に関する目標を共有し、力を合わせて災害対策に取り組むため、平成26年4月1日に施行された条例のこと。災害対策への取り組みに重要な「自助」「共助」「公助」の考え方を明確にし、区の責務および区民、防災区民組織、事業者それぞれの務めと役割を示している。

用語	説明
品川区災害廃棄物処理計画	【区事業等】大規模地震等で発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための具体的かつ実効性ある処理体制を構築するための計画。
品川区地域防災計画	【区事業等】災害時における区および防災関係機関の事務や業務を包含する、包括的かつ総合的な計画。
品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例	【区事業等】町会および自治会の活動活性化の推進に係る基本理念を定め、町会および自治会の活動活性化の推進に関する措置等を定めることにより、良好な地域コミュニティを維持・形成し、区民相互がより強いつながりをもった地域社会の実現を目的とした条例。
品川区通学路安全・安心プログラム	【区事業等】品川区において、関係機関が相互に連携して、継続的に通学路の安全安心総点検を行うことで、児童の安全安心を確保するための取組方針。
品川区水とみどりの基本計画・行動計画	【区事業等】「緑地の保全及び緑化の推進」や「水辺空間の活用及び湧水の保全」など、水とみどりにおける目標や具体的な取り組みを定めた計画。
品川区民芸術祭	【区事業等】毎年秋に品川区内外各地で開催されている文化芸術イベント。期間中は区民が気軽に参加・鑑賞できるさまざまなイベントやコンサート、展覧会などが行われる。
品川区無電柱化推進計画	【区事業等】諸計画と連携し、効果的かつ効率的に無電柱化を推進していくための計画。
品川コミュニティ・スクール	【区事業等】学校と地域が連携・協働して、子どもたちを育てていくしくみ。学校と地域住民が一体となって、継続性を保ちながら、教育活動の改善や児童・生徒の健全育成に取り組んでいる。
品川産業支援交流施設（SHIP）	【区事業等】エンジニア、デザイナーなど起業家精神に満ちあふれた国内外のクリエイターや、さらなる飛躍をめざすベンチャー・中小・大手企業などの交流・連携を促進し、品川区から日本、ひいては世界で活躍する企業を育成・輩出することを目的とした産業支援・交流施設。
しながわCSR推進協議会	【区事業等】「私たちのまち」品川区をつくるという理念に基づき、企業の社会貢献活動を推進することを目的に発足した協議会。品川区と連携して、社会貢献活動に関する情報発信・交換を行いながら、各企業が防災・環境・教育・福祉・地域活動などさまざまな分野において、社会貢献活動の取り組みを推進している。
しながわすまいるネット	【区事業等】品川区のまちづくりを支える団体活動を広く区民にお知らせし、活動への参加や団体間の交流、情報交換に役立つ情報発信の場として開設されたホームページ。
しながわ大学連携協議会	【区事業等】品川区と区内の大学が、包括的な連携のもと、教育・文化、健康・福祉、産業・観光、環境・まちづくり等の政策で協力し、区における地域社会の課題解決および大学の教育・研究機能の向上を図り、もって地域社会の発展を図ることを目的として設置。会員は、星薬科大学、立正大学、清泉女子大学、昭和大学、東京医療保健大学、産業技術大学院大学と品川区。
品川地域未来塾	【区事業等】卒業生や教員OBなどの地域住民などを指導員として、児童・生徒の基礎学力や学習意欲の向上を図るため、放課後や夏休みなどに、各学校の状況に応じて学習支援を行うもの。
しながわネウボラネットワーク	【区事業等】子どもを安心して健やかに産み育てるための、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行う品川区の取り組み。妊娠から就学前まで、各関係機関が連携しながら、相談やサポートを行う。 ※ネウボラとは、フィンランド語で「アドバイスする場所」の意味。
しながわ花海道水辺広場	【区事業等】勝島運河周辺の防潮堤上部を、都港湾局と維持管理協定を締結し、品川区が管理している水辺広場。
しながわ平和の花壇	【区事業等】非核・平和について考える機会をつくり、戦争の悲惨さを深く知ることによって、非核・平和の意識がさらに広まるよう、JR大井町駅前、JR西大井駅前、五反田文化センター前、区立中学校・義務教育学校に花壇を設置し、平和を象徴する花（カンナ、コスモス、パンジー等）の植栽を行っている。

用語	説明
しながわ防災学校	【区事業等】さまざまな講義や体験を通じて、防災に関する知識や技術の習得を図り、品川区の地域防災力を向上させる人材を育成する事業。
しながわ防災体験館	【区事業等】災害時の正しい知識や技術の習得と防災意識向上を目的とした体験型の普及教育施設。
しながわ学びの杜	【区事業等】区内の文化センター・大学・史跡などを学び舎として、あらゆる世代の区民を対象に多彩な生涯学習の講座を提供している。
しながわ水辺の観光フェスタ	【区事業等】区内の運河や河川など水辺を核とした地域主体のイベント。五反田、天王洲、八潮、勝島運河などにおいて、ステージイベント、周遊船・Eボート体験、花火の打ち上げなどを実施する。
しながわ見守りホットライン	【区事業等】地域の中で、子どもや高齢者・障害者への虐待を疑う事象があった際に連絡・相談を行う。
市民科一貫プラン	【区事業等】各中学校区において児童・生徒の実態や地域の特色等を踏まえて市民科で取り組むテーマや内容等を定め、教養豊かで品格ある人間形成をめざす取り組みを行うもの。3年生から市民科の授業時数140時間（7年生は120時間）のうち、35時間を市民科一貫プランにかかる取り組みを実施する。
市民科教育	【区事業等】教養豊かで品格のある人間を育てることをめざし、児童・生徒一人ひとりが自らの在り方や生き方を自覚し、生きる筋道を見付けながら自らの人生観を構築するための基礎となる資質や能力を育む品川区の教育。
社会貢献活動	団体・個人または営利・非営利を問わず、公益性の高い活動一般を指す。企業による社会貢献活動は「CSR（企業として果たすべき社会的責任）」と言われる。
社会的孤立	家族や地域社会との交流が、著しく乏しい状態を指す。
重症心身障害者	重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態にある方。
従前居住者用住宅	品川区における密集住宅市街地整備促進事業等の施行に伴い、除却となる住宅等に居住するため、住宅に困窮することとなる者に賃貸するための住宅。
住宅確保要配慮者	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者その他住宅の確保に特に配慮を要する者。
住宅セーフティネット	民間の空き家・空き室を活用した高齢者、障害者、子どもを養育している者等の住宅確保要配慮者に対する居住の支援。
集団回収	町会や自治会、マンションの管理組合、PTAなどの区民グループが、回収の日時・場所を決めて、家庭から出る資源（新聞、雑誌、段ボール、紙パック、アルミ缶、古着など）を資源回収業者に引き渡す自主的なリサイクル活動のこと。
重点地区	地区固有の資源や個性を活かして、個性的な景観形成を図るために必要な景観形成のための基準を適用した地区。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害者の方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行う事業のこと。
就労準備支援事業	一般就労に向け、家庭訪問、履歴書作成、就労体験などの段階的支援を行う。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労をした障害者の方に対し、就労にともなう環境変化により生じる生活面の課題解決に向けた支援を行う事業のこと。
巡回相談	【区事業等】発達障害を含む障害に関する専門的な知識や経験を有する巡回相談員が各園を巡回し、保育士に発達障害を含む障害のある児童に対する指導内容・方法に関する助言等を行う。
循環型社会	廃棄物の発生を抑制し、排出された廃棄物からできるだけ資源として適正に利用し、最後に残った廃棄物を適正に処理・処分することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。

用語	説明
障害児者総合支援施設	【区事業等】障害児者の地域生活支援拠点として開設された施設。児童発達支援センター「品川児童学園」の機能拡充を図り、発達・発育に支援を必要とする子どもとその保護者等の支援を行うとともに、障害者の高齢化や重度化など多様化する障害者ニーズに対応し、障害者が地域で自立し、安心した生活を送るための支援を行う。また、障害のある人もない人もお互いに尊重し合い、支え合いながら地域の中で共生する社会の実現をめざして運営している。
障害者グループホーム	障害のある方が共同で生活し、世話人等が相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う住居。
障害者就労支援センター	障害のある方の就労に関するさまざまな相談に応じ、住み慣れた地域で就労するために、必要な知識・技能を習得する訓練を行い、安心して働き続けるための支援を行う施設のこと。区内には「げんき品川」がある。
小規模多機能型居宅介護	利用者の選択に基づき、訪問、通い、短期宿泊を柔軟に組み合わせた多様なサービスを提供し、在宅生活の継続を支援する。
商店街企業連携推進事業	【区事業等】企業が、自身の持つ資源を活用し商店街と協働で取り組む事業を支援することで、商店街の活性化を促進させる事業。
食品ロス	食べ残しや賞味期限切れなどさまざまな理由で、本来食べられるのに廃棄されてしまう食品のこと。
新規事業創出（事業共創）プログラム	【区事業等】スタートアップ企業が有する技術やアイデアを活用することで、中小企業が抱える課題の解決ならびに新規事業の創出をめざす事業。 ※スタートアップ企業とは、革新的なアイデアや独自性で新たなビジネスを生み出し、社会にインパクトを与えて急成長をめざす企業。
新規事業定着化補助	【区事業等】町会・自治会が新たな事業を始めるときの経費の一部を5年間補助することで、活発な活動を支援する事業。
人権尊重都市品川宣言	【区事業等】「世界人権宣言」45周年にあたる1993（平成5）年に、この精神を引き継ぎ、人権を尊重する区政を推進し「ヒューマン品川」を実現することを誓い、宣言したもの。
新興・再興感染症	新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の新たな感染症を新興感染症、デング熱や結核等の近年再び流行している感染症を再興感染症という。
すきっぷひろば	【区事業等】地域の乳幼児親子の交流の場と子育て相談の場。
スチューデント・シティ	【区事業等】実際に近い街と店舗を再現し、児童が経営者や消費者の立場になり経済体験を行い、実社会の成り立ちや経済のしくみなどを学習する。全5年生が品川学園内で実施。
スマートモビリティ	人の移動を効率化するための新たなテクノロジーの総称で、自動運転技術に代表されるような、IoTやAIなどを活用した新たな交通システム概念。
すまいるスクール	【区事業等】小学生の放課後等の居場所として実施する「全児童放課後等対策事業」。区立小学校・義務教育学校全37か所に設置している。
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供する。
設備投資支援事業	【区事業等】事業承継前後に事業承継計画を策定し、設備投資を行おうとしている事業者へ費用の一部を助成する事業。
創エネ	低炭素・循環型社会の実現に向け、太陽光や廃熱等を使用する再生可能エネルギー等を用いて、地域や個人でエネルギーを創出しようとする考え方。
創業者向けビジネススクール	【区事業等】急成長をめざす起業間もない事業者や起業予定者を対象に、研修、個別相談および成果発表会等を実施することで、参加者の事業計画の支援や資金調達・協業などの機会を提供する事業。
総合防災情報システム	【区事業等】情報収集用高層等カメラおよび各河川水位・雨量観測局などの情報を集約する監視システムの総称。

用語	説明
た	
耐震化率（住宅）	1981（昭和56）年に導入された建築基準法の耐震基準を満たしている住宅の割合。
第二戸越幹線	【区事業等】戸越・西品川地区周辺の浸水被害を軽減するため、既存の下水道の排水能力を超える雨水を取り込み、目黒川へ排水する下水道管。東京都豪雨対策基本方針において50mm拡充対策地区に位置づけられている。
立会川・勝島地区まちづくりビジョン	【区事業等】立会川・勝島地区におけるめざすべき将来像を、地区の住民や事業者、団体や商店街、行政等が共有し、その実現を図るため策定したまちづくりの指針。
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
短期入所	介護を行う方の疾病、事故、出産等の理由により、障害者等を一時的に居宅において介護できなくなった時に、施設などの短期間の入所により、入浴、排せつおよび食事の介護その他の必要な援助を行う。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越してつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域ケアブロック会議	【区事業等】医療と介護の支援を必要とする高齢者等が安心して在宅で療養生活を送ることができるよう、医療、介護、福祉等専門職の連携および療養支援体制を強化する。区内を4ブロックに分けて実施。
地域健康づくりグループ	【区事業等】「健康大学しながわ」の修了生を中心とした健康づくり活動グループ。
地域公共交通会議	地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的に地方自治体が主宰する会議。
地域資料デジタルアーカイブ	【区事業等】区の歴史や地域に関する貴重な資料の経年劣化を防ぐためデジタル化し、インターネット上で公開することで、長期保存の実現とともに品川区の魅力発信を図るもの。
地域振興基金	【区事業等】地域課題や社会的課題解決のために行っている区民活動団体の事業に資金助成を行うために設置したもの。区民から区民活動を応援するための寄附金を募り、その寄附金を地域振興基金に積み立て、区民活動に助成するもの。
地域スポーツクラブ	【区事業等】いつでも、どこでも、だれでも、いつまでもスポーツを楽しむことをめざし、地域の日常的なスポーツ活動の場として、子どもから大人まで、また、高齢の方や障害のある方を含めすべての人が参加でき、地域住民自らが主体となって運営するスポーツクラブのこと。
地域生活支援拠点	障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備した、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制。
地域脱炭素ロードマップ	2030年度までに少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」を創出するなど、地域共生型の再エネ導入などで地域の活性化と脱炭素をともに実現することをめざす対策・施策。
地域の防犯パトロール支援	自主的に防犯パトロール活動を実施する地域団体に対し、助成金の支給など、支援を行う事業。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続することができるように、「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・予防」「生活支援・福祉サービス」「すまいとすまい方」により包括的な支援・サービスが提供される体制のこと。
地域密着型サービス	中重度の要介護高齢者や認知症高齢者等が住み慣れた地域で生活が継続できるように、区指定の事業者が地域住民に提供するサービス（（看護）小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホームなど）。

用語	説明
地区計画	地区の課題や特徴を踏まえ、住民と区市町村とが連携しながら、地区のめざすべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく手法。
地区防災道路	地震に強い都市づくりを推進するため、広域避難場所「林試の森公園」「戸越公園」までの避難を安全・円滑に誘導するために拡幅整備を行っている道路。
鉄道立体化	道路と鉄道との交差点において、鉄道を高架化または地下化することによって、多数の踏切を一挙に除去し、踏切渋滞、事故を解消するなど都市交通を円滑化するとともに、鉄道により分断された市街地の一本化を促進する事業のこと。
特殊詐欺	犯人が電話やハガキ（封書）等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪のこと。
特定空家	適正に管理されていないために、倒壊等著しく保安上危険となるおそれがあったり、著しく衛生上有害である等、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあると区が認定した空き家（管理不全状態にある空き家）。
特定整備路線	木造密集地域の防災性の向上を図ることを目的とした都が指定する都市計画道路。整備することで延焼遮断帯が形成され大規模な市街地火災を防ぐとともに、震災時の避難路や緊急車両の通行が確保される。
特別区全国連携プロジェクト	東京を含む全国各地域がともに発展・成長し、共存共栄を図ることを目的に、特別区と全国の各地域が連携・交流事業を行う取り組みとして、平成26年9月に特別区長会が立ち上げたプロジェクト。
特別支援教室	各学校内に「特別支援教室」を設置し、週に1日程度、訪問指導の教員により、発達障害等のある児童・生徒に指導を行い、学習意欲や態度を養うとともに通常の学級における適応につなげていく。 ※平成28年度より小学校・義務教育学校前期課程、平成30年度より中学校・義務教育学校後期課程において全校で実施。
特別養護老人ホーム	日常生活の全般にわたって常時介護を必要とし、かつ居宅での生活が困難な要介護者が入所する施設で、日常生活上の介護、健康管理等を行う。
都市型観光	地域の商店街や路地、祭りなど住民の生活・暮らしに触れたり、都市内のまち歩きや飲食、買い物を楽しんだりする観光のこと。
都市型水害	道路舗装などの都市化によって雨水が地面に浸透しにくくなった結果、豪雨時に河川や下水道に流れ込む雨水の量が増大し、河川の氾濫や下水道管から雨水が路上に噴き出すなど都市特有の水害が発生すること。
土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域）	土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域（通称「イエローゾーン」）。 土砂災害特別警戒区域は、上記区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域（通称「レッドゾーン」）。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善および宅地の利用促進を図るために行われる土地の区画品質や公共施設の整備に関する事業。道路、公園等、公共施設用地を生み出すために土地の所有者から土地の一部を提供してもらい（減歩）、宅地の形を整えて交付する（換地）。
な	
なかしよく 中食	調理された食品を購入あるいは配達等によって、家庭内や職場などで食べる食事の形態。

用語	説明
入居促進事業協力金制度	【区事業等】区の各種窓口を通じて住宅の確保に関する相談のあった区民（住宅確保要配慮者のうち、高齢者・障害者・ひとり親・低額所得者）に対して、不動産事業者を通じて住宅情報の提供を行い、契約成立した場合に賃貸人およびあっ旋した不動産事業者等に協力金を支払う制度。令和3年度より実施。
認知症カフェ	認知症になっても安心して暮らし続けられるまちをめざし、認知症の人やその家族（介護者を含む）、地域住民、介護や福祉の専門家など、誰もが住み慣れた地域で気軽に集うことができるように運営されている場。
認知症高齢者グループホーム	認知症の高齢者を対象として、家庭的な雰囲気中で、本人の有する能力に応じた役割を担うなど共同生活をしながら、専門的なケアの提供を受けることにより、本人の認知症症状の進行を防止し、生活機能の維持・向上を図る。
認知症サポーター養成講座	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者を養成するための講座。
認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）	認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざすために国が策定した施策。
認知症施策推進大綱	認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくために国が策定した大綱。
認知症本人・家族支援事業	【区事業等】認知症本人と家族が各々または共同で実施したいプログラムを話し合い、自ら決定し活動することで、認知症本人とその家族の関係性を支援し、在宅生活の安定と継続を図る。
認知症予防事業	【区事業等】65歳以上の方を対象に、認知症の予防や仲間づくりを目的とした教室や講座を実施する事業。
ネウボラ相談機能	【区事業等】子育て全般の相談や子育てに関するサービスの情報提供など。
のびのび育つしながわっこ	【区事業等】区の保育・教育指針として、乳幼児教育に関わる取り組みをまとめた書籍。国の指針、要領を反映している。
は	
働き方改革	働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できる社会を実現することをめざして取り組まれる、長時間労働の是正等の一連の取り組みのこと。
浜川雨水排水管	【区事業等】立会川沿岸において、雨水排除能力の増強を目的として整備する下水道管。
バリアフリー	高齢者・障害者等が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方のこと。
伴走支援	困りごとを抱えた本人と支援者が継続的なつながり、本人の生きていく過程に寄り添いながら本人と周囲との関係を広げることを目的とする支援の在り方。
非核平和都市品川宣言	【区事業等】1985（昭和60）年3月26日、人類の恒久平和と核兵器廃絶の願いを全世界にアピールするとともに、その実現に寄与することを内外に表明するため、品川区が行った宣言。
被災情報管理システム	【区事業等】災害発生時の区内の災害状況などを地図上や時系列の情報一覧に集約し、災害対策本部における情報の共有および迅速な判断を支援するシステム。
ビジネスマッチング	民間企業および団体等が自社の製品やサービスの販路拡大、新規顧客開拓、業務提携先を探すこと等を目的とし、「仕事を依頼したい企業」と「仕事を受注したい企業」等に商談の機会を設けることで企業間の連携促進を図ること。
避難確保計画	水防法により浸水想定区域や土砂災害警戒区域の要配慮者利用施設において作成が義務付けられている計画。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

用語	説明
避難道路	広域避難場所である「大井競馬場・しながわ区民公園」までの避難を安全・円滑に誘導するために拡幅整備を行っている道路。
避難誘導ワークショップ	避難行動要支援者の方を車いすなどで避難所まで避難誘導し、町内の危険箇所や道中の問題点などを話し合い、避難ルートや避難誘導方法の確認を行い、災害時に備えていく訓練。
ファイナンス・パーク	【区事業等】個人のお金に関する意思決定と進路選択を主なテーマとした生活設計体験学習。全8年生が実施。
フードドライブ	各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動。
フッ化物塗布	歯科医師や歯科衛生士が歯の表面に薬剤（フッ化物）を塗りつけることで、歯の質を強化し、むし歯を予防する処置。
不適正管理状態の空き家	適正な管理がされていない状態の空き家。
不読率	1か月に1冊も本を読まない子どもの割合。
不燃化特区支援制度	木造住宅密集地域のうち、特に防災性に課題のある地区を不燃化特区として指定し、老朽木造建築物等の除却支援など、重点的・集中的に改善を行い災害に強いまちづくりをめざしていく制度。
不燃化率	全建物における燃えにくい建物（鉄筋コンクリート造など）が占める面積割合。
不燃領域率	市街地の燃えにくさを表す指標。不燃領域率が70%を超えると市街地の焼失の危険性がほぼなくなるとされている。
フレイル	加齢に伴い筋力や認知機能などの心身の機能が低下し、高齢者の健康な状態と要介護状態の間にある「虚弱状態」をいう。
文化的景観	地域における人々の生活または生業および当該地域の風土により形成された景観地で、国民の生活または生業の理解のため欠くことのできないもの。
放課後等デイサービス	就学している障害児を対象として、授業の終了後、または休校日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。
防災街区整備事業	木造住宅密集地域において、防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、権利変換による土地・建物の共同化など柔軟かつ強力な事業方法を用いて老朽化した建築物を除却し、防災機能を備えた建築物および公共施設の整備を行う事業。
防災行政無線	区内学校、公園等に配置している屋外拡声装置から、大地震、津波等の緊急情報を音声により区民に周知するシステム。
防災区民組織	【区事業等】町会・自治会を単位に相互扶助の精神に基づき、地域住民が自主的に防災活動を行う組織。
防災コンサルタント	高度な防災に関する専門知識と経験を有し、区の防災課題解決のための指導、助言、研究をする者。
防災タブレット	【区事業等】防災区民組織の情報収集や連絡手段を補完するための機器。
防災ラジオ	【区事業等】防災行政無線が高層建造物・気密性の高い建物の増加や暴風雨で聞き取りづらいことがあり、その補完手段として防災行政無線を受信し放送する機器。
ポップンルーム	【区事業等】主に在宅で子育て中の方を対象に、安全で安心して遊べ、互いに交流を深められる場を提供する施設。
本人ミーティング	【区事業等】認知症本人が集まり、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合う場。
ま	
無電柱化	道路の地下空間を利用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備により、道路上にある電柱をなくすこと。

用語	説明
木造住宅密集地域	震災時に延焼被害のおそれのある密集地域であり、老朽化した木造建築物が多いことなどから、地域危険度が高く、「首都直下地震による東京の被害想定」においても地震火災など大きな被害が想定される地域。 ※地域危険度とは、東京都震災対策条例に基づき、概ね5年おきを実施している「地震に関する地域危険度測定調査」において測定し、公表している指標。地震に起因する危険性を町丁目ごとに測定し、危険性の度合いを5つのランクに分けて相対的に評価している。
もったいない推進店	【区事業等】区内の飲食店や食品を扱っている小売店等を対象に、小盛り対応や食べ残し削減のPR活動など食品ロスの削減に取り組んでいる店舗を「SHINAGAWA “もったいない” 推進店」として登録し、区が紹介する。
や	
ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている18歳未満の子ども。
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいような都市や生活環境をデザインする考え方。
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。
要配慮者利用施設	社会福祉施設、学校、医療施設等を指し、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者が利用する施設。
ら	
リノベーション	建物を修復し、新しい仕様や用途に再生すること。
療育	障害のある子ども（もしくはその可能性のある子ども）が地域で自立して生活していく際に生じるさまざまな問題に対する、育児支援や子どもの発達の基盤である家庭生活への支援のこと。
連携協定締結都市	品川区と、文化、観光、産業、教育など、さまざまな分野で緊密に交流し、相互の強みを活かして持続的に成長・繁栄することを目的として協定を締結した自治体。令和3年度末現在、高知県および福井県坂井市と協定を締結している。

品川区総合実施計画

発行月：2022（令和4）年4月 500 円

発 行：品川区

編 集：品川区企画部 企画調整課

非核平和都市品川宣言

今、この地球に、
人類は自らを滅ぼして余りある核兵器を蓄えた。
いまだかつて、開発された兵器で使われなかったものはない。
これは、歴史の恐るべき証明である。

一刻も早く、核兵器をなくさなければならない。
頭上に核の閃光がひらめく前に。
遅すぎたとき、それを悔やむだけの未来すら、
我われには残されていない。

品川区は、核兵器廃絶と恒久平和確立の悲願を込めて、
ここに非核平和都市を宣言し、全世界に訴える。

我われは、いかなる国であれ、いかなる理由であれ、
核兵器の製造、配備、持込みを認めない。
持てる国は、即時に核兵器を捨てよと。

このかけがえのない美しい地球と、
そこに住む生きとし生けるものを、
守り伝えるために。
持てる国は、即時に核兵器を捨てよと。

このかけがえのない美しい地球と、
そこに住む生きとし生けるものを、
守り伝えるために。

1985（昭和60）年3月26日

人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして
自由であり、平等である
いかなる国や個人も、いかなる理由であれ
絶対にこれを侵すことはできない

幾多の試練と犠牲のもとに
日本国憲法と世界人権宣言は
この人類普遍の原理をあらわし
人権の尊重が
国際社会の責務であることを明らかにした

今日、我が国社会の実情は
いまだに差別意識と偏見が
人々の暮らしの中に深く根つき
部落差別をはじめ
障害者、女性、先住民族、外国人への差別など
どれほど多くの人間が苦しんでいることか

人間がつくりあげた差別は
人間の理性と良心によって
必ずや解消できることを
我々は確信する

平和で心ゆたかな
人間尊重の社会の実現をめざす品川区は
「人権尊重都市品川」を宣言し
差別の実態の解消に努め
人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することを
ここに誓う

1993（平成5）年4月28日



品川区総合実施計画

品川区総合戦略

第1次計画期間

2022 - 2024

令和4年度 ▶ 令和6年度

